

総社市埋蔵文化財調査年報 28

(平成 29 年度)

2019年3月

岡山県総社市教育委員会

序

昭和の時代から平成へと年号が変わり、その平成も最後の年になっています。

これまで年度ごと、埋蔵文化財の事業成果を少しでも早く多くの方々に公開することを主目的として刊行してきた埋蔵文化財調査年報も、平成元年度の概要からはじまり、本号が平成29年度の概要報告になります。次号の平成30年度の報告で一つの区切りとなり、新たな年報として生まれ変わる契機になっています。

年報を刊行した平成のはじめは、バブル景気（平成景気）に湧き、埋蔵文化財の調査は年中継続されていました。しかし、その崩壊（平成不況）とともに経済は冷え込み、「失われた20年」に移り、埋蔵文化地の調査も公共事業を主体とするものに変わりました。

しかし、この20年も終わりを告げ、企業の設備投資や個人住宅による開発増加など、新たな局面に進もうとしています。

さらに、埋蔵文化財を取り巻く状況も大きく変わろうとしています。その大本である文化財保護法が大幅に改正されました。改正の要点は「文化財保存活用地域計画」・「文化財保存活用計画」の法制化と文化財保護行政の移管に関するもので、文化財を保護しつつ、活用することに重点が置かれています。とくに文化財保存の計画を策定するためには専門的な人材の確保が必要となり、その育成や配置についても重要なこととなります。そのためにもできることを進めていかなければなりません。

本書は、平成29年度に実施した埋蔵文化財の調査に関する成果をまとめたもので、歴史の生の足跡に触れていただくことができます。これらの成果を地域の歴史の基礎とし、また総社のアイデンティティの礎として活用していただければ幸いと願っております。

最後になりましたが、これらの調査を実施するにあたりまして、御協力を賜りました関係各位に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

総社市教育委員会

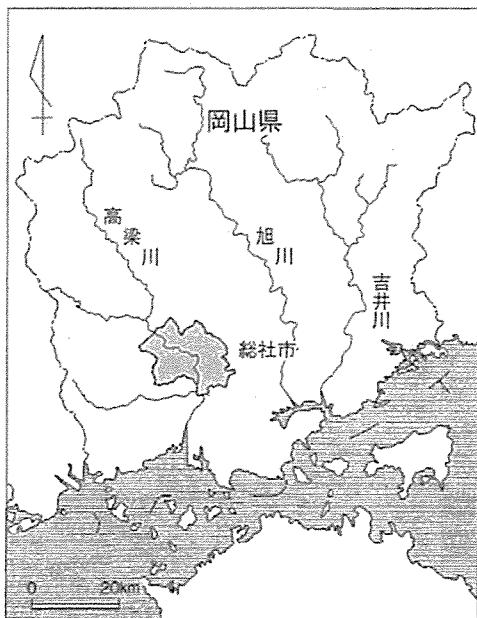
教育長 山 中 瑞 輔

例　　言

1. 本書は、総社市教育委員会が平成 29（2017）年度に実施した埋蔵文化財の立会・試掘・確認調査および発掘調査等について、その概要もしくは報告をまとめたものである。
2. 本書の作成は、各調査の担当者が分担・執筆し、それらを文化課で校閲・校正したものである。各文末に執筆担当者名を記し、文責とする。執筆は文化課職員、前角和夫・高橋進一、付載として武田恭彰・中川朋美（岡山大学大学院）が、編集は前角が行った。
3. 本書に関する写真や図面、出土遺物等については、総社市埋蔵文化財学習の館で保管している。

凡　　例

1. 本書に用いた標高は海拔高のほかに、任意高もあり、方位については国土座標系の座標北である。
2. 本書に掲載した挿図のうち、位置図等の地形図は総社市発行の都市計画図 25,000 分の 1 および 2,500 分の 1 を複製して加筆したものと、『おかやま全県統合型 GJS』・国土地理院より転載したものがあり、後者についてのみ表記している。
3. 本書で用いた遺構・遺物の実測図等の縮尺率については、各図面に図示または明記している。



総社市位置図

目 次

序 文

例 言

凡 例

1. 総社市埋蔵文化財行政の概要

平成 29 (2017) 年度 埋蔵文化財行政の概要 1

2. 立会・試掘・確認調査の概要

1. 三輪遺跡群の集合住宅建設にともなう確認調査	13
2. 浦越古墳群の太陽光発電設備にともなう分布調査 2	15
3. 延遺跡の個人住宅地造成にともなう立会調査	19
4. 明治池周辺遺跡の個人住宅地造成にともなう立会調査	20
5. 角力取山遺跡の分譲住宅地開発にともなう確認調査	22
6. 上原遺跡の個人住宅地造成および建築にともなう立会調査	25
7. 名称未定遺跡（上林）の個人住宅地造成にともなう立会調査	27
8. 上林地区の個人住宅地造成・電柱新設にともなう立会調査	29
9. 常盤第 2 分館の造成にともなう試掘・立会調査	31
10. 門田地区の分譲住宅地開発にともなう試掘調査	35
11. 中村遺跡の分譲住宅地開発・道路改良にともなう立会・試掘・確認調査	37
12. 清水角遺跡の商業店舗建築にともなう確認調査	42
13. 総社跡のトイレ改修にともなう確認調査	45
14. 軽部遺跡の個人住宅地造成と電柱設置にともなう立会調査	47
15. 井尻野遺跡の分譲住宅地開発にともなう試掘・確認調査	50
16. 金井戸天原遺跡の個人住宅地造成にともなう立会調査	54
17. 三須遺跡群の個人住宅地造成にともなう立会調査	55
18. 名称未定遺跡（清音三因）の個人住宅地造成にともなう確認調査	57
19. 総社保育所の建替えにともなう試掘調査	59
20. 市場古城跡の個人住宅地造成にともなう確認調査	63

3. 発掘調査の概要

1. 総社小学校新校舎建設にともなう発掘調査 2	67
2. 浦越古墳群内の農業基盤整備にともなう発掘調査	69
3. 平成 29 (2017) 年度の鬼城山環境整備にともなう発掘調査	73

4. 史跡整備事業の概要

1. 平成 29（2017）年度 鬼城山環境整備事業 79

5. 付載

1. 平成 24 年度 金井戸天原遺跡（御所遺跡）の確認調査概報 81

2. 岡山県総社市 狩谷古墳群出土人骨 96

図 目 次

1. 総社市埋蔵文化財行政の概要	
第1図 調査位置図1 (S=1/110,000)	8
第2図 調査位置図2 (S=1/60,000)	9
2. 立会・試掘・確認調査の概要	
三輪遺跡群の集合住宅建設にともなう確認調査	
第3図 調査地位置図 (S=1/5,000)	13
第4図 調査地全景	14
第5図 土層断面	14
浦越古墳群の太陽光発電設備にともなう分布調査2	
第6図 調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/20,000)	15
第7図 浦越古墳群の分布調査結果 (S=1/5,000)	16
第8図 事業地内の古墳1	17
第9図 事業地内の古墳2	18
延遺跡の個人住宅地造成にともなう立会調査	
第10図 調査地位置図 (S=1/2,500)	19
第11図 土層断面 (南から)	19
第12図 土層模式図 (S=1/40)	19
明治池周辺遺跡の個人住宅地造成にともなう立会調査	
第13図 摊壁掘削状況 (S=1/5,000)	20
第14図 調査地全景	21
第15図 摊壁掘削状況	21
角力取山遺跡の分譲住宅地開発にともなう確認調査	
第16図 調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/10,000)	22
第17図 トレンチ配置図 (S=1/500)	22
第18図 各トレンチ 平・断面図 (S=1/50)	23
第19図 各トレンチの状況 (南から)	24
左: トレンチ2 中: トレンチ4 右: トレンチ6	
上原遺跡の個人住宅地造成・建築にともなう立会調査	
第20図 調査地位置図 (S=1/10,000)	25
第21図 調査地近景 (南から)	25
第22図 土層断面	26
左: 南東隅の南壁 右: 北西隅の西壁	
第23図 土層模式図 (S=1/50)	26
第24図 調査地位置図 (S=1/800)	26
第25図 左上: 調査状況 (西から)	26
右上: 西壁 (東から) 左下: 西壁 (東から)	
第26図 土層模式図 (S=1/40)	26
名称未定遺跡 (上林) の個人住宅地造成にともなう立会調査	
第27図 調査地位置図 (S=1/5,000)	27
第28図 調査地全景	28
第29図 掘削状況	28
上林地区の個人住宅地造成・電柱新設にともなう立会調査	
第30図 調査地位置図 (S=1/5,000)	29
第31図 左: 調査状況 (南から)	29
中: 4-5 mの北壁 (南から)	
右: 14mの北壁 (南から)	
第32図 土層模式図 (S=1/40) および平面図 (S=1/80)	30
第33図 調査状況 (北から)	30
常盤第2分館の造成にともなう試掘・立会調査	
第34図 調査地位置図 (S=1/10,000)	31
第35図 調査地近景 (北西から)	31
第36図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)	31
第37図 トレンチ1	32
左: 全景 (南から) 右: 西壁 (東から)	
第38図 トレンチ1 平・断面図 (S=1/40)	32
第39図 トレンチ2	32
左: 北壁 (南から) 右: 東壁 (西から)	
第40図 トレンチ2 平・断面図 (S=1/40)	32
第41図 トレンチ3	32
左: 北壁 (南から) 右: 東壁 (西から)	
第42図 トレンチ3 平・断面図 (S=1/40)	32
第43図 西擁壁の土層模式図 (S=1/40)	33
第44図 西擁壁の溝 (S=1/100)	33
第45図 溝の出土遺物 (S=1/4)	33
第46図 排水枠の土層模式図 (S=1/40)	33
門田地区の分譲住宅地開発にともなう試掘調査	
第47図 調査地の現況 (南から)	35
第48図 トレンチ1の状況 (南から)	35
第49図 トレンチ2の状況 (南から)	35
第50図 トレンチ2の状況 (西から)	35
第51図 各トレンチ 平・断面図 (S=1/40)	36
中村遺跡の分譲地開発・道路改良にともなう立会・試掘・確認調査	
第52図 調査地位置図 (S=1/10,000)	37
第53図 工事の状況 (西から)	37
第54図 調査状況	38
左: 南壁1 (北から) 中: 北壁 (南から) 右: 南壁2 (北から)	
第55図 各土層模式図	38
第56図 トレンチ位置図 (S=1/800)	38
第57図 トレンチ1 平・断面図 (S=1/40)	39
第58図 トレンチ1 土層断面 (東から)	39
第59図 トレンチ1 土層断面 (南から)	39
第60図 トレンチ2 土層断面 (南から)	40
第61図 トレンチ2 土層断面 (南から)	40
第62図 トレンチ2 平・断面図 (S=1/40)	40
第63図 トレンチ3 土層断面 (東から)	40
第64図 トレンチ3 土層断面 (東から)	40
第65図 トレンチ3 平・断面図 (S=1/40)	41
第66図 南北方向の土層断面 (西壁)	41
清水角遺跡の商業店舗建築にともなう確認調査	
第67図 調査地位置図 (S=1/10,000)	42
第68図 調査地近景 (南から)	42

第69図 トレンチ配置図 (S=1/2,000)	42	第101図 トレンチ4 平・断面図 (S=1/40)	53
第70図 南トレンチ 南壁.....	43	金井戸天原遺跡の個人住宅地造成にともなう立会調査	
第71図 南トレンチ 東壁.....	43	第102図 調査地位置図 (S=1/5,000)	54
第72図 南トレンチ 平・断面図 (S=1/40)	43	第103図 調査状況.....	54
第73図 北トレンチ (南から)	43	左上：全景（南から）	
第74図 南トレンチ (西から)	43	右上：掘削（南西から）	
第75図 北トレンチ 平・断面図 (S=1/40)	44	左下：土層断面（南から）	
総社跡のトイレ改修にともなう確認調査			
第76図 調査地位置図 (S=1/1,000)	45	第104図 土層模式図 (S=1/40)	54
第77図 トレンチ 平・断面図 (S=1/40)	45	三須遺跡群の個人住宅地造成にともなう立会調査	
第78図 トレンチ全体 (南から)	46	第105図 調査地位置図 (S=1/5,000)	55
第79図 西壁土層断面 (4～6層)	46	第106図 調査状況.....	55
第80図 西壁土層断面 (6～7層)	46	左：掘削状況（東から）	
第81図 出土遺物.....	46	右：土層断面（南から）	
左：4～5層 中：6層の上層		第107図 土層模式図 (S=1/40)	55
右：6層の下層		第108図 調査状況.....	56
軽部遺跡の個人住宅地造成と電柱設置にともなう立会調査			
第82図 調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/10,000)	47	左：掘削状況（東から）	
第83図 土層模式図 (S=1/40)	47	右：土層断面（南から）	
第84図 調査地①.....	48	第109図 土層模式図 (S=1/40)	56
左：調査状況（東から）		名称未定遺跡（清音三因）の個人住宅にともなう確認調査	
中：土層断面（南から）		第110図 調査地近景（西から）	57
右：土層断面詳細		第111図 調査地位置図 (S=1/5,000)	57
第85図 土層模式図 (S=1/40)	48	第112図 トレンチ配置図 (S=1/200)	57
第86図 調査地②.....	48	第113図 トレンチ（南から）	58
左：調査状況（東から）		第114図 トレンチ 土層断面（南から）	58
中：土層断面（南から）		第115図 トレンチ 平・断面図 (S=1/40)	58
右：土層断面詳細		総社保育所の建替えにともなう試掘調査	
第87図 調査地②.....	49	第116図 治水地形分類図 (S=1/25,000)	59
左：調査状況（東から）		第117図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)	59
中：掘り上がった土		第118図 トレンチ1（南から）	60
右：掘り上がり		左：調査状況 中：全景	
井戸野遺跡の分譲住宅地開発にともなう試掘・確認調査			
第88図 調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/10,000)	50	右：土層断面	
第89図 調査地の近景（南から）	50	第119図 トレンチ1 平・断面図 (S=1/40)	60
第90図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)	50	第120図 トレンチ1 出土遺物	60
第91図 トレンチ1（南から）	51	上：5層中 下：南壁の5層	
第92図 トレンチ1 平・断面図 (S=1/40)	51	第121図 トレンチ2 調査状況（東から）	60
第93図 トレンチ1 出土遺物	51	第122図 トレンチ2	61
第94図 トレンチ2（南から）	51	左：土層断面（東から）	
第95図 トレンチ2 出土遺物	52	中：土層断面（詳細、東から）	
左：4～5層 右：7層		右上：土坑の検出状況（東から）	
第96図 トレンチ2 平・断面図 (S=1/40)	52	右下：土坑の断ち割り状況（東から）	
第97図 トレンチ3（南から）	52	第123図 トレンチ2 平・断面図 (S=1/40)	61
第98図 トレンチ3 平・断面図 (S=1/40)	52	第124図 トレンチ2 出土遺物	62
第99図 トレンチ4（南から）	52	左：4層中 中：8層中 右：9層中	
第100図 トレンチ4 出土遺物	53	市場古城跡の個人住宅地造成にともなう確認調査	
左：7層 右：5層		第125図 調査地位置図 (S=1/5,000)	63
		第126図 トレンチ配置図 (S=1/500)	63
		第127図 トレンチ1（南から）	64
		第128図 トレンチ1 平・断面図 (S=1/40)	64

第129図	トレンチ1 出土遺物	64	第151図	設置場所 位置図 (S=1/200)	73
第130図	トレンチ2 (南から)	64	第152図	当初の設置場所 (候補地①・②)	74
第131図	トレンチ2 平・断面図 (S=1/40)	64	第153図	変更した設置場所 (候補地②)	74
第132図	トレンチ2 土層詳細 (南から)	65	第154図	トレンチ 平・断面図 (S=1/20)	75
第133図	調査地 (手前) から堀切・帯廓 (奥)	65	第155図	トレンチと内側列石 (S=1/40)	76
第134図	東から南への帯廓	65	第156図	出土遺物 (S=1/4)	77

3. 発掘調査の概要

総社小学校新校舎建設にともなう発掘調査2						
第135図	調査地位置図 (S=1/5,000)	67	第157図	学習広場の展示パネル	79	
第136図	遺構完掘状況	68	第158図	土手状遺構の説明板	80	
第137図	土坑2	68	第159図	土手状遺構の説明板	80	
第138図	住居址	68	5. 付載			
第139図	小土壙マルタニシ出土状況	68	平成24年度 金井戸天原遺跡 (御所遺跡) 確認調査 概報			
浦越古墳群の農業基盤整備にともなう発掘調査				第160図	御所遺跡平面図 (S=1/2,000)	81
第140図	調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/20,000)	69	第161図	平・断面図 (S=1/40, 1/80)	83	
第141図	事業地周辺の古墳分布図 (S=1/5,000)	69	第162図	御所遺跡確認調査出土遺物 (S=1/4)	86	
第142図	『吉備郡史』1937年	69	第163図	位置図 (1/5,000)	92	
第143図	古墳4 調査前の全景	70	第164図	遺構配置図	92	
左:(南から) 右:(東から)				第165図	P-110頭骨出土状態 (S=1/20)	92
第144図	古墳4 現況測量図 (S=1/200)	70	第166図	P-110 (S=1/80)	92	
第145図	調査前の石室状況	70	第167図	P-110 (S=1/4)	93	
上:入口付近 下:奥壁部				岡山県総社市 狩谷古墳群出土人骨		
第146図	古墳4 横穴式石室 (奥)	71	第168図	5号墳出土人骨頭蓋	98	
第147図	古墳4 墳丘上の集石	71	第169図	5号墳出土人骨 頭蓋骨片・歯・大腿骨	98	
第148図	古墳10 現況の全景 (南から)	71	第170図	6号墳出土 女性人骨頭蓋	99	
第149図	古墳10 現況測量図 (S=1/200)	72	第171図	6号墳出土 女性人骨	99	
平成29(2017)年度の鬼城山環境整備にともなう 発掘調査				第172図	6号墳出土 男性人骨	99
第150図	設置場所 位置図 (S=1/2,500)	73				

表 目 次

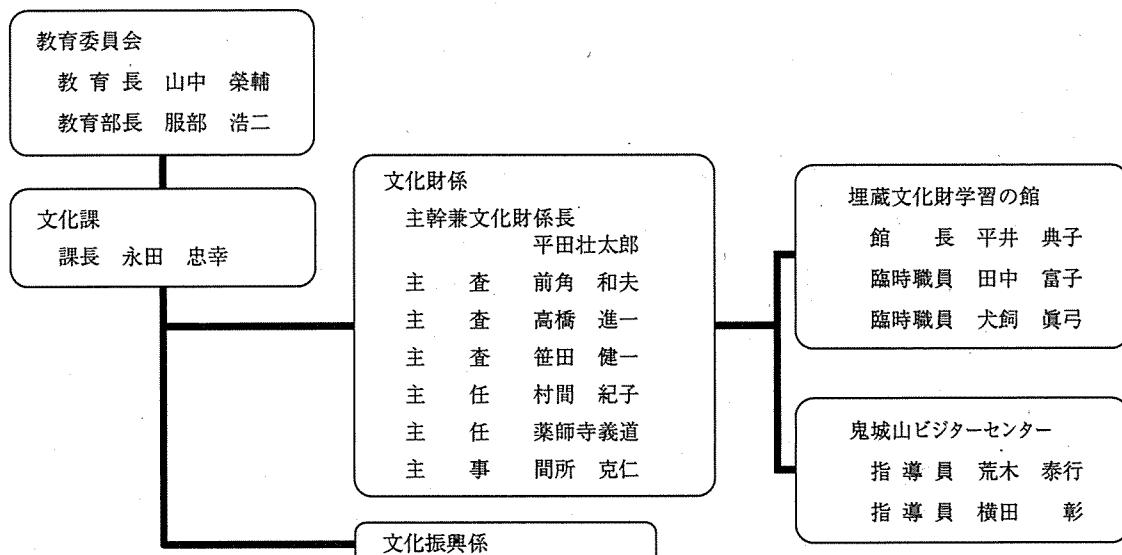
1. 総社市埋蔵文化財行政の概要			
第1表	平成29年度 発掘調査一覧	1	5. 付載
第2表	平成29年度 埋蔵文化財発掘の届出・通知	2	岡山県総社市 狩谷古墳群出土人骨
第3表	平成29年度 事前審査一覧	5	第6表 出土人骨リスト
第4表	埋蔵文化財学習の館の月別入館者数	10	96
第5表	鬼城山への月別入城者数	10	第7表 6号墳出土 女性人骨の頭蓋骨計測値

1. 総社市埋蔵文化財行政の概要

平成 29（2017）年度 埋蔵文化財行政の概要

総社市内における埋蔵文化財の状況に関しては、史跡整備事業をはじめ、開発行為にともなって実施した立会調査・試掘調査・確認調査、および記録保存を目的とした発掘調査、さらにそのほかの埋蔵文化財保護行政、いずれも総社市教育委員会文化課文化財係で対応している。

〔組織〕



平成 30 年 3 月 31 日現在

〔埋蔵文化財の調査〕

平成 29（2017）年度に実施した発掘調査件数は 4 件である（第 1 表）。

調査面積は約 1,400m²で、調査経費は約 6410 千円である。

調査は、いずれも公共事業関連である。

昨年度の発掘調査件数は 4（うち公共 2）件、一昨年度は 5（うち公共 3）件と、調査数は公共事業関連でみると横ばいで、今年度は民間事業関連の調査はなかった。また、後述するが埋蔵文化財発掘の届出・通知（第 2 表）でみると平成 27 年度が 95 件、平成 28 年度が 86 件、平成 29 年度が 102 件とわずかに微増である。

これらのことから、いまだ公共事業関連が主体となり、民間事業関連も個人住宅が大半で新たな設備投資等によるものではないことから、景気回復が順調に進んでいる状況にはまだないものと判断している。

第 1 表 平成 29 年度発掘調査一覧

番号	遺跡名	所在地	調査契機	調査期間	担当者
1	諸上遺跡	総社 3-13-1	校舎新築	8 月 26 日～11 月 7 日	高橋・間所
2	浦越古墳群	久代字浦越	農業基盤整備	11 月 13 日～次年度	前角
3	大塙古墳	秦 1500 番 2	史跡整備	3 月 6 日～次年度	高橋・間所
4	鬼城山	奥坂	史跡整備	3 月 19・20 日	前角

平成 29 年度の文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出・通知は、102 件で、そのうち 71 件が個人住宅、1 件が分譲住宅、16 件が電柱となり、全体の 9 割を占めている。開発が小規模であることから、工事中の立会調査もしくは慎重工事の対応になるケースが多い。その中で、分譲住宅地開発においては、遺跡の範囲内・外に関わらずできるだけ事前の確認・試掘調査を実施する方向で事前審査を心がけた。

残りの 1 割は、店舗、共同住宅（集合住宅）、携帯基地局、診療所である。個人住宅等に比べて、開発面積や掘削規模等が大きくなることから、事前の確認調査を実施するなど、個人関連事業とは対応内容を区別する必要がある。しかしながら、担当者により粗密が生じ、基本となる調査一覧への記録落ちなど、問題点を『年報 23・25』でも指摘している。事前審査の判断基準の整備が重要と痛感している。

第2表 平成 29 年度 埋蔵文化財発掘の届出・通知（網掛け枠は本書で報告）

番号	受付日	主要用途	地 番	調査日	調査状況	文書番号	遺跡名
1	4/3	記念碑	宝福寺	未実施	基礎工事の立会予定（前角）	1号	宝福寺跡
2	4/3	個人住宅	南溝手字高木 446-10ほか	未実施	浄化槽の立会予定（前角）	1号	大文字遺跡
3	4/4	個人住宅	南溝手字新町南 399-1	5/29	擁壁で包含層を確認、遺構は東側を中心存在する（前角）	3号	大文字遺跡
4	4/17	個人住宅	総社2-680-32	×	慎重工事（前角）	16号	中村遺跡
5	4/21	電柱	泉6-1地先	×	慎重工事（前角）	18号	福井古墳群
6	4/24	個人住宅	三輪34-7-1	7/14	基礎掘削は造成土内（前角）	19号	三輪遺跡群
7	4/24	個人住宅	三輪字高田227-4	7/24	擁壁で少し削平されて客土されている。基盤層は細砂を主体とする粘質土（高橋）	20号	下三輪遺跡
8	4/27	個人住宅	井尻野321-11・12	5/17	基礎は造成土内におさまる（前角）	23号	井尻野西村遺跡
10	5/16	個人住宅	地頭片山190-1	5/10	基盤層の上に約15cm砂層が堆積。その上に約30cm客土して地上げし水田としている（高橋）	37号	明治池周辺遺跡
11	5/23	個人住宅	岡谷字東角力取山263-3	5/11 8/3	5/11確認調査実施（前角） 8/3擁壁は遺構なし（前角）	40号	角力取山遺跡
12	5/30	個人住宅	福井2126-2	7/13	基礎は盛土内（前角）	45号	広峰遺跡
13	6/7	個人住宅	井手字井手ノ内 119-3	未実施	基礎工事の立会予定（前角） すでに工事完了の連絡（7/3）	49号	井手役所跡遺跡
14	6/8	個人住宅	真壁字荒神ヶ市 652-4	7/3	基礎は盛土内（前角）	51号	三輪遺跡群
15	6/9	個人住宅	三輪字鷹尾手1049-2	未実施	柱状改良の立会予定（前角） 工事連絡なし	53号	三輪遺跡群
16	6/13	個人住宅	三輪字三本松777-2ほか	未実施	柱状改良の立会予定（前角）	54号	三輪遺跡群
17	6/20	個人住宅	井手343-7	7/3	柱状改良はマサ土と盛土が上がってくるのみ（前角）	60号	延遺跡
18	6/22	個人住宅	小寺2050-1	7/15	基礎は盛土内（前角）	63号	広峰遺跡
19	6/22	個人住宅	福井字神明216-2	7/21	柱状改良はマサ土と旧表土で、2mで礫層となる（前角）	64号	神明遺跡
20	7/4	商業店舗	井手字談議所1123ほか	9/11	確認調査で礫層を確認（前角）	73号	清水角遺跡
21	7/7	個人住宅	清音軽部字上新田710-11	10/20	橋梁は砂系の低位部（前角）	75号	軽部遺跡
22	7/7	個人住宅	井手字出張1093-1	7/28	柱状改良はマサ土のみ（前角）	76号	井手村後遺跡
23	7/7	分譲住宅	総社字高畑1214-9ほか	10/10	下水管は河道内（前角）	77号	宮後遺跡
24	7/11	個人住宅	福井字神明216-1	8/8 11/8	8/8柱状改良はマサのみ（前角） 11/8浄化槽は微高地に近い（前角）	81号	神明遺跡
25	7/18	個人住宅	井尻野字一ノ口 282-6ほか	8/8	柱状改良はマサ土と暗褐色石混じりが少しあがるのみ（前角）	84号	井尻野西村遺跡
26	7/18	個人住宅	福井字中畑93-15・16	×	慎重工事（前角）	88号	宮後遺跡
27	7/18	個人住宅	井手字延後468-14	×	慎重工事（前角）	89号	延遺跡
28	7/26	個人住宅	宿字前池城1029-3	未実施	擁壁の立会予定（前角）	93号	名称未定遺跡
29	8/1	個人住宅	三輪字東槻前678	未実施	鋼管杭の立会予定（前角）	101号	三輪遺跡群
30	8/2	個人住宅	三須字東田1316-1ほか	11/9	擁壁は遺構遺物なし（前角）	102号	三須遺跡群

番号	受付日	主要用途	地 番	調査日	調査状況	文書番号	遺跡名
31	8/14	個人住宅	金井戸字南国府東 383-3ほか	10/26	擁壁は耕作土直下が基盤層?で遺構なし(前角)	112号	金井戸天原遺跡
32	8/15	電柱	総社1214-9地先	×	慎重工事(前角)	115号	宮後遺跡
33	8/16	個人住宅	井尻野字一ノ口321-1	×	慎重工事(前角)	116号	井尻野西村遺跡
34	8/18	共同住宅	井尻野147-1	×	慎重工事(前角)	119号	井尻野西村遺跡
35	8/25	個人住宅	三輪1028-1ほか	未実施	柱状改良の立会予定(前角)	124号	三輪遺跡群
36	8/28	携帯基地局	下倉字ナシノ木3202	未実施	基礎の立会予定(前角)	128号	塩田遺跡
37	8/28	電柱	上林1483-3地先ほか	11/9	支柱は丘陵部でマサ土のみ(前角)	129号	松井古墳群
38	9/1	トイレ	総社2-731	9/14	確認調査で包含層確認(前角)	146号	総社跡
39	9/4	個人住宅	総社2-699	未実施	柱状改良の立会予定(前角)	134号	中村遺跡
40	9/4	個人住宅	総社2-496	9/6・8	確認調査実施、江戸期以降の盛土が厚く、それ以下に奈良～平安期の包含層を確認(前角)	135号	中村遺跡
41	9/12	個人住宅	井尻野321-8	×	慎重工事(前角)	145号	井尻野西村遺跡
42	9/20	電柱	下林251-1ほか	未実施	掘削の立会予定(前角)	151号	中林遺跡
43	9/26	個人住宅	富原888-1	11/8	擁壁は畦畔と包含層を確認(前角)	152号	上原遺跡
44	9/26	個人住宅	福井185-9	11/8	柱状改良は土が上がらない(前角)	158号	神明遺跡
45	9/28	個人住宅	三輪1069-2ほか	12/8	基礎は盛土内(前角)	160号	三輪遺跡群
46	10/2	電柱	総社2-497	10/18	掘削は整地層があがる(前角)	164号	中村遺跡
47	10/4	個人住宅	井手字井手ノ内129-8	×	慎重工事(前角)	166号	井手役所跡遺跡
48	10/6	集合住宅	三輪字石原西1079-3・4, 1084-A・B	?	鋼管杭の立会予定(高橋)	167号	三輪遺跡群
49	10/12	電柱	下林955-1	未実施	掘削の立会予定(前角)	169号	大文字遺跡
50	10/17	個人住宅	宿字前池城1029-5	未実施	擁壁の立会予定(前角)	174号	名称未定遺跡
51	10/26	電柱	小寺47	未実施	掘削の立会予定(前角)	180号	小寺遺跡
52	11/2	個人住宅	雀木883-1	10/27 11/23	浄化槽は細砂～礫で、安定した地形にない(前角)	191号	雀木遺跡
53	11/6	個人住宅	岡谷字東角力取山263-3	未実施	浄化槽の立会予定(前角) 連絡が実施日後	196号	角力取山遺跡
54	11/8	個人住宅	清音上中島字向原161-6	×	慎重工事(前角)	193号	名称未定遺跡
55	11/8	個人住宅	清音三因1-8	12/8 3/1	12/8確認調査で低位部と判断(前角) 3/1擁壁では遺構遺物なし(雨角)	194号	名称未定遺跡
56	11/10	個人住宅	三輪字石原西1092-4	未実施	柱状改良の立会調査予定(前角)	197号	三輪遺跡群
57	11/13	個人住宅	三輪字高田227-4	7/24	基礎は盛土内(前角)	200号	下三輪遺跡
58	11/14	個人住宅	井尻野字一ノ口321-10	×	慎重工事(前角)	201号	井尻野西村遺跡
59	11/17	個人住宅	清音軽部710-11	×	慎重工事(前角)	203号	軽部遺跡
60	11/22	電柱	宿1643-31	×	慎重工事(前角)	208号	平山古墳群
61	11/22	個人住宅	小寺2050-5	2/20	柱状改良はマサ土のみ(前角)	209号	広峰遺跡
62	11/27	個人住宅	三須字東田1316-5	2/2	擁壁は盛土の下に耕土と床土、その下の褐色粘質シルト(包含層)で止まる(前角)	210号	三須遺跡群
63	12/1	個人住宅	山田字大仁伍 2336-1ほか	×	擁壁・浄化槽の立会予定(前角) 連絡なしのため、実施できず	218号	名称未定遺跡
64	12/5	個人住宅	清音上中島字向原 161-1	×	慎重工事(前角)	220号	名称未定遺跡
65	12/5	個人住宅	奥坂字片山ノ下 992-1ほか	次年度	基礎掘削の立会予定(前角)	221号	中筋遺跡
66	12/5	電柱	三輪1052-5	未実施	掘削の立会予定(前角)	222号	三輪遺跡群
67	12/11	個人住宅	井尻野字一ノ口286-7	1/18	柱状改良の立会、上がってくるのは造成土のみ(前角)	231号	井尻野西村遺跡
68	12/11	個人住宅	井尻野字一ノ口286-10	未実施	柱状改良の立会予定(前角)	230号	井尻野西村遺跡
69	12/12	集合住宅	三輪1083-3	次年度 4/12	確認調査と表層改良の立会予定(前角)	232号	三輪遺跡群
70	12/18	個人住宅	井手字国府西925-7	?	立会調査予定(高橋)	239号	井手天原遺跡
71	12/18	電柱	長良642-1地先	×	慎重工事(高橋)	238号	長良山古墳群
72	12/22	電柱	清音軽部710-11	1/22	掘削は軟質土壤(前角)	245号	軽部遺跡
73	12/22	電柱	中央6-16-114地先	未実施	掘削の立会予定(前角)	242号	三輪遺跡群
74	12/25	店舗	中央6-15-119	2/7	柱状改良はマサ土のみ(前角)	246号	三輪遺跡群
75	12/25	診療所	中央6-15-108	2/7	柱状改良はマサ土のみ(前角)	247号	三輪遺跡群
76	12/27	個人住宅	三輪678-6	×	慎重工事(前角)	249号	三輪遺跡群
77	12/27	個人住宅	南溝手407-5	次年度 4/21	浄化槽の立会予定(前角)	250号	大文字遺跡

番号	受付日	主要用途	地 番	調査日	調査状況	文書番号	遺跡名
78	12/28	個人住宅	新本字市場3432-1, 3434-1	2/14・15	確認調査を実施し、城闇連遺構なし(前角)	251号	市場古城跡
79	1/4	携帯基地局	下倉3202	×	慎重工事(前角)	256号	塩田遺跡
80	1/4	個人住宅	福井185-6	1/18	柱状改良で上がってくるのはマサ土のみ(前角)	257号	神明遺跡
81	1/5	個人住宅	金井戸字渕ヶ添345-7	次年度4/26	境界ブロックは-50cm以内で、既存の盛土造成土内(前角)	260号	金井戸天原遺跡
82	1/18	電柱	中央4-1-103地先	次年度5/30	掘削の立会予定(前角)	277号	中村遺跡
83	1/18	電柱	中央3-1-108地先	×	慎重工事(前角)	278号	古開遺跡
84	1/18	電柱	井手984	未実施	立会調査予定(前角)	279号	井手村後遺跡
85	1/18	電柱	三須1326	未実施	立会調査予定(前角)	280号	三須遺跡群
86	1/22	個人住宅	小寺2048-2	3/7	柱状改良の立会予定(前角)	286号	広峰遺跡
87	1/22	個人住宅	富原888-1ほか	次年度5/11	浄化槽の立会予定(前角)	287号	上原遺跡
88	2/1	個人住宅	小寺2050-2	2/20	掘削は盛土内(前角)	299号	広峰遺跡
89	2/5	個人住宅	清音軽部字畔55-8	次年度5/9	柱状改良の立会予定(前角)	300号	名称未定遺跡
90	2/5	個人住宅	井尻野字一ノ口286-2	3/10	柱状改良の立会予定(前角)	305号	井尻野西村遺跡
91	2/6	個人住宅	三輪字屋尾手1152-1	×	慎重工事(前角)	308号	三輪遺跡群
92	2/13	個人住宅	総社字高畠1214-50	未実施	柱状改良の立会予定(前角)	327号	宮後遺跡
93	2/13	個人住宅	総社字高畠1214-51	未実施	柱状改良の立会予定(前角)	328号	宮後遺跡
94	2/19	個人住宅	井尻野字一ノ口286-6	未実施	柱状改良の立会予定(前角)	329号	井尻野西村遺跡
95	3/15	個人住宅	清音三因字天神後1-8	×	慎重工事(高橋)	370号	名称未定遺跡
96	3/16	個人住宅	真壁字出之向	?	立会調査予定(高橋)	348号	真壁遺跡
97	3/16	集合住宅	小寺2050-6	?	立会調査予定(高橋)	349号	広峰遺跡
98	3/19	個人住宅	三須字東田1188-1	?	立会調査予定(高橋)	351号	三須畠田遺跡
99	3/19	個人住宅	南溝手368	?	立会調査予定(高橋)	350号	大文字遺跡
100	3/30	個人住宅	総社2-669-5	×	慎重工事(高橋)	358号	中村遺跡
101	3/30	個人住宅	井尻野字西村164-1	×	慎重工事(高橋)	367号	井尻野西村遺跡
102	3/30	診療所	福井字阿部前50-14ほか	?	立会調査予定(高橋)	359号	神明遺跡

第3表では、「平成29年度の事前審査一覧」を埋蔵文化財発掘の届出・通知を除いてまとめている。145件のうち、大部分は個人住宅の造成・建築にともなう問い合わせである。遺跡内に該当する場合は文化財保護法第93条の届出を要請している。なお、94条の通知については、今年度も0件である。共同住宅(集合住宅)やマンション、住宅団地開発など、営利を目的とする開発については、できるだけ事前の試掘・確認調査を実施して、遺跡の把握に努めることとしている。

しかしながら、開発行為や建築行為による回覧は、総社市への申請が個人住宅を中心とし、より規模の大きな開発については民間審査機関への申請が主流となっている。そのため、93条の届出がないとその情報を得ることができず、後手の対応となっている。とくにここ数年、不時の調査例がほとんどないということは、事例がないのではなく、事例を確認するための機会が閉ざされているもので、埋蔵文化財の事務量と専門職員数のバランスが不均衡であることも一つの要因になっている。

文化財保護法の大幅な改正によって、「文化財保存活用地域計画」・「文化財保存活用計画」を策定するうえで、より専門的で広範囲の資質をもった人材の確保や人員配置、あるいは育成も進めていかなければならない。

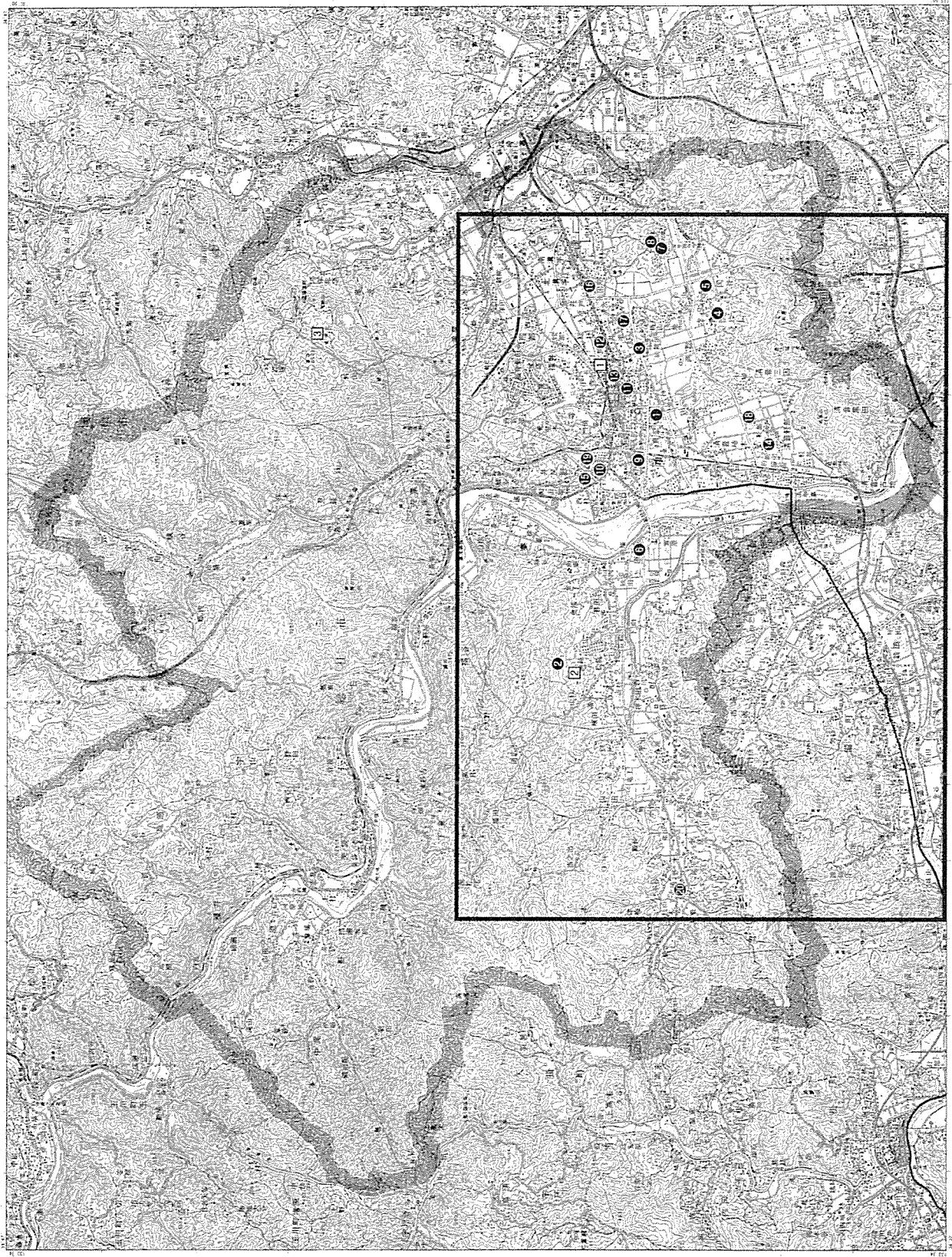
埋蔵文化財においても、分布調査をはじめ、内容確認のための基礎調査等、できることをできるかぎり早急に進めていく必要がある。

第3表 平成29年度 事前審査一覧（網掛け枠は本書で報告）

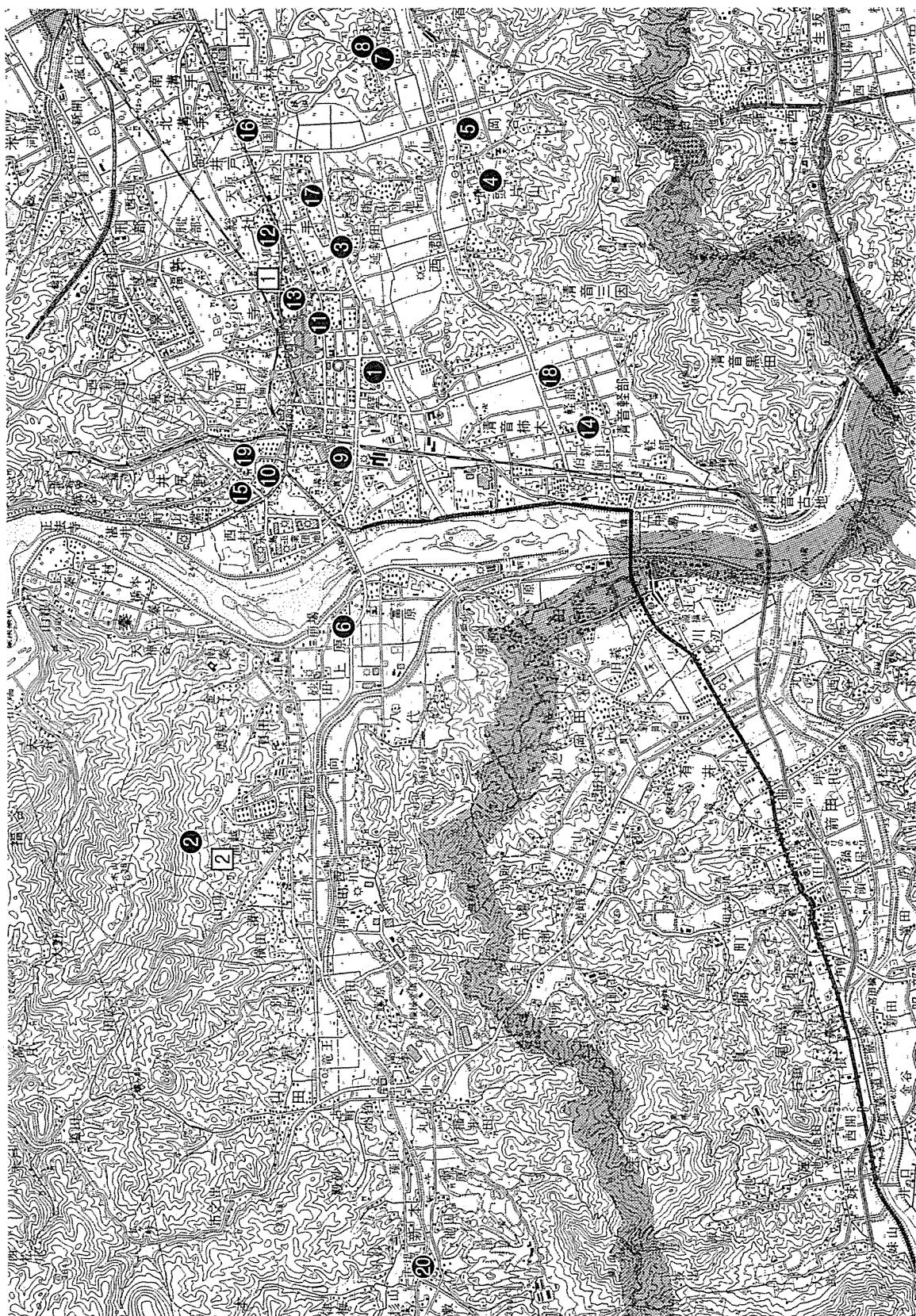
番号	受付日	主要用途	地 番	対 応	調査日	状 況
1	前 年 度	個人住宅	三輪字石原西1099-12	立会	4/12	柱状改良はマサ土9割、耕作土1割（前角）
2		個人住宅	地頭片山84-2	立会	4/18	柱状改良はマサ土のみ。-6.5mまで砂にあたらず、軟らかい。谷地形の中心部か（前角）
3		個人住宅	井手字延西343-7	立会	5/8	旧水田層と包含層？を確認するが、遺構・遺物がなく、集落縁辺部と判断される（前角）
4		個人住宅	上原215-3	立会	5/19	宅地造成の立会、遺構・遺物なし。水田を確認（前角）
5		分譲住宅	三輪字古川1880-2ほか 真壁字西堤外1393-4ほか	立会	5/22	微砂で、古川に該当する（前角）
6		個人住宅	上林字片辺1423-1/2	立会	5/26 6/5	5/26擁壁、遺構・遺物なし（高橋） 6/5掘削は30cm程度で、山土と谷地形の堆積層を面的に確認した。遺構・遺物なし（前角）
7		集合住宅	井尻野字一ノ口312-1308-1	立会	6/3	細砂層上（高橋）
8		個人住宅	福井字阿部59-2ほか	立会	6/29	浄化槽の立会（前角）
9		個人住宅	清音軽部字東町224-3	立会	9/20	GL-80cmの掘削で包含層を確認したが、遺物なし（前角）
10		分譲住宅	井尻野字橋本1405ほか	試掘・確認	9/21・22	試掘・確認調査を実施（前角）
11	4/11	個人住宅	下原939-1ほか	×	×	所在確認、遺跡外（前角）
12	4/12	集合住宅	三輪1083-3	確認	4/12・19	中近世水田層が約10cm、微高地上（高橋）
13	4/19	不動産鑑定	総社2-16-10	93条で	×	所在確認（FAX）、遺跡内（前角）
14	4/20	個人住宅	福井字神明216-2	93条で	×	建築行為許可申請、遺跡内（前角）
15	4/24	住宅団地	井尻野1678ほか	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
16	4/24	個人住宅	刑部字水車157-7	慎重	×	所在確認、遺跡内（前角）
17	4/25	個人住宅	窪木字茶ノ木1005-2	93条で	×	建築行為許可申請、遺跡内（前角）
18	4/25	個人住宅	清音軽部55-3	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
19	4/25	個人住宅	総社3-885-1ほか	×	×	所在確認、遺跡外（前角）
20	4/27	不動産鑑定	長良4-1/10	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
21	5/1	個人住宅	福井字重安120-2/6	×	×	所在確認、遺跡外（前角）
22	5/8	個人住宅	黒尾字窪田344-5	×	×	所在確認、遺跡外（前角）
23	5/9	個人住宅	真壁1054-3	立会	9/20	所在確認、遺跡外（前角） 掘削はGL-20cmで整地土内（前角）
24	5/11	墓地	三須1748	立会	5/11	既存墓地で改変によりマサ土のみ（前角）
25	5/16	看板	中央3-14-101	慎重	×	所在確認、遺跡内（前角）
26	5/22	宅地造成	中原横堤上829-1/4	×	×	建築行為許可申請、遺跡外
27	5/22	宅地造成	三須字城ノ南1599-1, 1628-16	×	×	建築行為許可申請、遺跡外
28	5/22	宅地造成	南溝手418-7・8	×	×	建築行為許可申請、遺跡外
29	5/22	宅地造成	総社字新田後1619-13, 1622-27	×	×	建築行為許可申請、遺跡外
30	5/22	宅地造成	総社字新田後1619-12, 1622-16	×	×	建築行為許可申請、遺跡外
31	5/25	宅地造成	総社市三輪字高田227-4	93条で	×	所在確認、遺跡内
32	5/25	宅地造成	総社市穴粟字塚ノ元128-3	×	×	建築行為許可申請、遺跡外
33	5/29	個人住宅	三輪字三本松777-2	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
34	5/29	共同住宅	真壁547の西側	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
35	5/31	宅地造成	岡谷字東角力取山263-3	×	×	開発行為許可申請、93条届出済（前角）
36	6/1	不動産鑑定	金井戸329-1	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
37	6/2	携帯鉄塔	下倉字寺畠1683-1	×	×	大規模行為届出、遺跡外（前角）
38	6/7	不明	北溝手672	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
39	6/8	不明	総社3-987-1	×	×	所在確認、遺跡外（前角）
40	6/9	携帯基地局	市内5箇所	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
41	6/15	商業店舗	井手字談議所1125ほか	93条で	×	大規模行為の届出、遺跡内（前角）
42	6/16	分譲住宅	門田字樋口328-1ほか	試掘	6/29	所在確認、遺跡外。遺跡なし（前角）
43	6/21	用途変更	南溝手字新町東鼻388-4	×	×	建築行為許可申請、遺跡内（前角）
44	6/27	個人住宅	井手字井手ノ内119-1	×	×	遺跡外
45	6/28	不動産鑑定	中央6-16-102	×	×	所在確認、遺跡外（前角）
46	6/29	個人住宅	上林字佳美林57-10	×	×	遺跡外
47	6/30	不動産鑑定	中央2-2-105	×	×	所在確認、遺跡外（前角）

番号	受付日	主要用途	地 番	対 応	調査日	状 態
48	7/3	個人住宅	中央4-9-113/114	立会	7/7	立会調査の再連絡で、柱状改良はマサ土と水田耕作土。東擁壁の工事排土から須恵器出土した(前角)
49	7/5	個人住宅	総社市新本字市場3417-2	×	×	遺跡外
50	7/6	土取り	山田1633-1ほか	分布	7/6	開発連絡調整会議の案件、尾根線付近で土師器?採集(前角)
51	7/7	個人住宅	泉5-7	×	×	所在確認、遺跡外(前角)
52	7/10	個人住宅	西郡689-1付近	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
53	7/10	個人住宅	三輪678	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
54	7/10	個人住宅	井尻野282-6	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
55	7/11	個人住宅	真壁1186-3	×	×	所在確認、遺跡外(前角)
56	7/11	個人住宅	清音上中島220-1付近	×	×	所在確認、遺跡外(前角)
57	7/18	商業店舗	井手字談義所1123-1ほか	93条で	×	開発行為許可申請、93条届出済(前角)
58	7/18	分譲住宅	福井字阿部前50-14ほか	93条で	×	開発行為許可申請、遺跡内
59	7/19	分譲住宅	井尻野字橋本1399-1ほか		×	
60	7/19	不動産鑑定	井手1034-1ほか	93条で	×	所在確認、遺跡内
61	7/21	電柱	レンゴー付近と上林	立会	7/21	0.7mの掘削、道路肩のため盛土内(前角)
62	8/4	事務所3階	門田86-3ほか	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
63	8/7	宅地造成	清音輕部字上新田710-11	93条で	×	開発行為許可申請、93条届出済(前角)
64	8/7	分譲住宅	真壁1301-1ほか	立会	×	所在確認、遺跡外(前角)
65	8/9	不動産鑑定	南溝手392	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
66	8/9	個人住宅	井手字井手ノ内129-8	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
67	8/21	福祉施設	門田183-6	試掘か立会	×	所在確認、遺跡外(前角)
68	8/21	個人住宅	井尻野字河原田1401ほか	試掘	×	所在確認、遺跡外(前角)
69	8/24	宅地造成	三須字東田1316-1ほか	93条で	×	開発行為許可申請、93条届出済(前角)
70	8/24	宅地造成	宿字前池城1029-3	93条で	×	開発行為許可申請、93条届出済(前角)
71	8/24	宅地造成	金井戸字南国府東383-3ほか	93条で	×	開発行為許可申請、93条届出済(前角)
72	8/28	個人住宅	総社2-827-3	×	×	所在確認、遺跡外(前角)
73	8/30	道路改良	中央4-2-104	立会	8/30	歩道改良工事で掘削は道路以前の水田層あるいは包含層(前角)
74	8/31	宅地造成	宿字川向1074-1	×	×	開発行為許可申請、遺跡外(前角)
75	9/5	個人住宅	泉7-3	×	×	所在確認、調査済(前角)
76	9/11	個人住宅	三輪1120-1	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
77	9/12	分譲住宅	福井字阿部前50-1/451-3.1766-12,1767-10	93条で	×	遺跡内
78	9/12	宅地造成	富原字中通888-1ほか	立会か確認	×	開発行為許可申請、遺跡内(前角)
79	9/20	個人住宅	泉1-5	×	×	所在確認、遺跡外(前角)
80	9/22	個人住宅	中原840-31	×	×	所在確認、遺跡外(前角)
81	9/22	宅地造成	宿字仮屋1300-4	×	×	開発行為許可申請、遺跡外(前角)
82	9/27	宅地造成	久米字七ノ坪277-5	立会	×	開発行為許可申請、遺跡外(前角)
83	9/29	分譲住宅	井尻野285の北側	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
84	9/29	個人住宅	宿1479-2	×	×	所在確認、遺跡外(前角)
85	10/2		三須507-30	遺跡外	×	
86	10/17	個人住宅	清音上中島字向原161-1	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
87	10/17	個人住宅	清音柿木字新田843-6	×	×	所在確認、遺跡外(前角)
88	10/17	個人住宅	地頭片山53-34	×	×	所在確認、遺跡外(前角)
89	10/23	分譲住宅	金井戸	93条で	×	所在確認で遺跡内、開発行為の案件(前角)
90	10/26		総社1-6-6	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
91	10/27		宿1479-2	×	×	所在確認、遺跡外(前角)
92	10/30		小寺124-9	×	×	所在確認、遺跡外
93	10/30		三輪4055-1	93条で	×	遺跡内
94	10/30		井尻野字浜町1062-1	93条で	×	遺跡内
95	10/30		久米字八ノ坪307-1	×	×	遺跡外
96	11/13	個人住宅	清音上中島157付近	93条で	×	所在確認、遺跡内(前角)
97	11/14	宅地造成	久米字七ノ坪252-1	×	×	開発行為許可申請、遺跡外(前角)
98	11/16		下林字1278-1, 1284-1, 1286-1/4/8	×	×	遺跡外

番号	受付日	主要用途	地 番	対 応	調査日	状 況
99	11/16	事務所3階	門田86-3ほか	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
100	11/16	個人住宅	小寺中島公園の南側	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
101	11/21	個人住宅	宿宇トメ地1479-4	×	×	遺跡外
102	11/21	個人住宅	宿宇トメ地1479-6	×	×	遺跡外
103	11/27	電柱	市内各所	93条で	×	開発行為許可申請書、遺跡内（前角）
104	11/27	事務所	門田86-3ほか	93条で	×	開発行為許可申請書、遺跡内（前角）
105	11/28	宅地造成	山田字大仁伍2336-1ほか	93条で	×	開発行為許可申請書、遺跡内（前角）
106	12/6	不動産鑑定	長良4-1ほか	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
107	12/7	個人住宅	三須字土手ノ内1628-7	×	×	建築行為許可申請書、遺跡外（前角）
108	12/8	個人住宅	地頭片山74-1	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
109	12/11	個人住宅	長良625	立会	×	所在確認、工事立会要請
110	12/11	宅地造成	上林字浮田827-2	×	×	開発行為許可申請書、遺跡外（前角）
111	12/18	マンション	三輪802-1	×	×	工事の連絡、遺跡外（前角）
112	12/19	分譲住宅	福井52-5付近	93条で	×	所在確認、遺跡内
113	12/20	個人住宅	地頭片山荒田ノ町74-1	93条で	×	遺跡内
114	12/21	個人住宅	長良字上高良461-9, 466-3	×	×	遺跡外
115	12/22	個人住宅	上林字西田184-3	×	×	遺跡外
116	12/25	宅地造成	井手字国府西925-7	93条で	×	開発行為許可申請、遺跡内、93条届出済
117	12/25	個人住宅	北溝手407-9	×	×	所在確認、遺跡外（前角）
118	12/25	個人住宅	久代5502	93条で	×	所在確認、遺跡内（間所）
119	12/26	宅地造成	清音三因字天神後1-8	93条で	×	開発行為許可申請、遺跡内
120	12/26	個人住宅	上林字西田188-7/9/10	×	×	遺跡外
121	12/28	宅地造成	新本字市場3432-1, 3434-1	93条で	×	開発行為許可申請、遺跡内
122	12/28	個人住宅	秦字松ノ木382-3/5/6	×	×	遺跡外
123	1/5	宅地造成	中央4-24-105	93条で	×	開発行為許可申請、遺跡内（前角）
124	1/9	個人住宅	小寺420-1/2, 432	93条で	×	遺跡内（高橋）
125	1/10	宅地造成	新本字高本741-3	93条で	×	開発行為許可申請書、遺跡内
126	1/16	宅地造成	三須字天満8134-6	93条で	×	開発行為許可申請書、遺跡内
127	1/16	個人住宅	秦字東竹原42-3	×	×	所在確認、遺跡外
128	1/17	不動産鑑定	南溝手440-1付近	93条で	×	所在確認、遺跡内
129	1/19	住宅団地	小寺442-1ほか	93条で	×	土地売買等届出書、遺跡内（前角）
130	1/24	宅地造成	井手字池町1194-5	93条で	×	開発行為許可申請書、遺跡内
131	1/25	宅地造成	中央5-13-121 真壁字中溝338-4	93条で	×	開発行為許可申請書、遺跡内
132	1/26	個人住宅	久代4482-1付近	×	×	所在確認、遺跡外
133	2/2	個人住宅	福井字安部前51-3		×	
134	2/2	不動産鑑定	富原756-3	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
135	2/16	個人住宅	経社字高畠1214-9ほか	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
136	2/22	工場	赤浜500	×	×	所在確認、調査済
137	2/23	宅地造成	金井戸字天神前206-3/4	93条で	×	開発行為許可申請、遺跡内
138	2/23	宅地造成	中央5-13-122 真壁字中溝338-5	93条で	×	所在確認、遺跡内
139	3/6	宅地造成	下林字中林269-4/5	93条で	×	開発行為許可申請、遺跡内
140	3/15	個人住宅	清音上中島97-9	×	×	所在確認、遺跡外（前角）
141	3/15	分譲？	清音軽部1470-3	93条で	×	所在確認、遺跡内（前角）
142	3/19	個人住宅	清音軽部字下新田99	93条で	×	所在確認、遺跡内
143	3/26	個人住宅	三須字東田1188-1	93条で	×	所在確認、遺跡内
144	3/26	個人住宅	南溝手字高木446-2	93条で	×	所在確認、遺跡内
145	3/30	個人住宅	宿宇順出594-4	93条で	×	所在確認、遺跡内



第1図 調査位置図1 (S=1/110,000)



第2図 調査位置図2（拡大図）(S=1/60,000)

[埋蔵文化財の保護・普及]

平成 29 年度刊行の報告書は、『総社市埋蔵文化財発掘調査報告 27』「高本古墳群Ⅱ」(2018 年 3 月) と『総社市埋蔵文化財発掘調査報告 28』「狩谷遺跡・狩谷古墳群」(2018 年 3 月) の 2 冊である。

高本古墳群Ⅱの調査は、平成 5 年 4 月に開学した岡山県立大学の敷地造成にともなった土砂採取事業によって実施した「高本 1・6 号墳、高本遺跡」の発掘調査報告書である。1 号墳は直径約 17 m の円墳で、内部主体に割竹形木棺を、6 号墳は直径 5~6 m ほどの低墳丘で、内部主体に箱式石棺を用いている。高本遺跡は木棺墓と土壙墓で構成された墓域である。

狩谷遺跡・狩谷古墳群も、土砂採取事業にともなって発掘調査を実施したものである。南にのびる丘陵上に、弥生時代後期の集落（住居・土壙墓）が営まれ、その後に古墳が築かれた。副葬品として玉類を主とした装身具が多数出土している。

報告書のほかには、平成 28 年度事業の調査報告等を概要としてまとめた『総社市埋蔵文化財調査年報 27』(2018 年 3 月) を刊行した。

史跡整備を進めている鬼城山（鬼ノ城）では、平成 29 年 8 月 9 日に第 44 回、平成 30 年 2 月 22 日に第 45 回の整備委員会を開催した。整備の内容は、第 5 水門の内側に築かれている土手状遺構（堤）の説明板設置である。整備に先立って発掘調査を実施し、第 5 水門の内側列石・内側敷石が上・下 2 段で施されていることを確認した。また、平成 30 年度の整備事業についても協議を行い、見学路の安全と遺構の保護を行うために木段と盛土舗装を実施することになった。

指定史跡の管理は、例年どおり実施している。

埋蔵文化財学習の館の入館者は、平成 29 年度が 594 名（大人 549・小人 45）である（昨年度の入館者数が年報に反映されていないので、表に追加している）。例年どおりの人数で推移している。

第 4 表 埋蔵文化財学習の館の月別入館者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(人)
H28	41	143	52	59	79	25	72	30	21	28	40	24	614
H29	29	35	36	47	98	70	85	50	26	32	53	33	594

鬼城山への入城者は、平成 29 年度が 52,547 名である（これも年報に反映されていないので、表に追加している）。昨年度より 2,000 人ほど減少しているものの、平成 26 年度より 5 万人を維持している。

第 5 表 史跡 鬼城山への月別入城者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(人)
H28	6,761	7,356	2,429	3,198	4,766	3,848	5,418	5,217	3,327	4,032	2,775	5,233	54,360
H29	4,865	6,906	3,040	2,754	4,546	4,204	4,154	6,354	3,152	4,099	2,839	5,634	52,547

資料等の貸出についての掲載は割愛するが、その多くは写真掲載の許可にともなうもので、展示にともなう遺物の貸出も例年どおりの件数にとどまっている。

また、講師・案内等の派遣は市内を中心に57件であるほか、浦越古墳群の発掘調査にあわせて地区の方々への見学会を開催した。平成30年2月10日（土曜日）に実施したが、雨天となったため、参加者が3人と少なく、翌週の2月17日（土曜日）に再度実施し、18人の参加があった。

このほか、他の調査機関より多くの受贈図書をいただきしており、ご寄贈いただいた諸機関には厚くお礼申し上げます。(前角和夫)

2. 立会・試掘・確認調査の概要

三輪遺跡群の集合住宅建設にともなう確認調査

所在地 総社市三輪 1083 番 3

調査期間 平成 29 (2017) 年 4 月 12 日・19 日

調査面積 約 20m²

調査概要

調査地は現在の総社市街地の南端付近に位置しており、想定される三輪遺跡群がのる微高地の南東部分にあたっている。周辺では総社駅南区画整理事業にともなって継続的に発掘調査が実施され、縄文時代から中世にかけての集落遺跡があきらかになっている。

今回の調査は、当該地に集合住宅の建設が計画されたため、確認調査を実施し、微高地と遺構の存在を確認しました。

調査地は既に造成されている宅地で、重機によってトレンチを掘削した。その結果、真砂土客土の下は、旧耕作土～淡灰青黄色土（中・近世水田層）～灰茶褐色土層（ベース層）～淡茶灰色土の順で堆積していた。

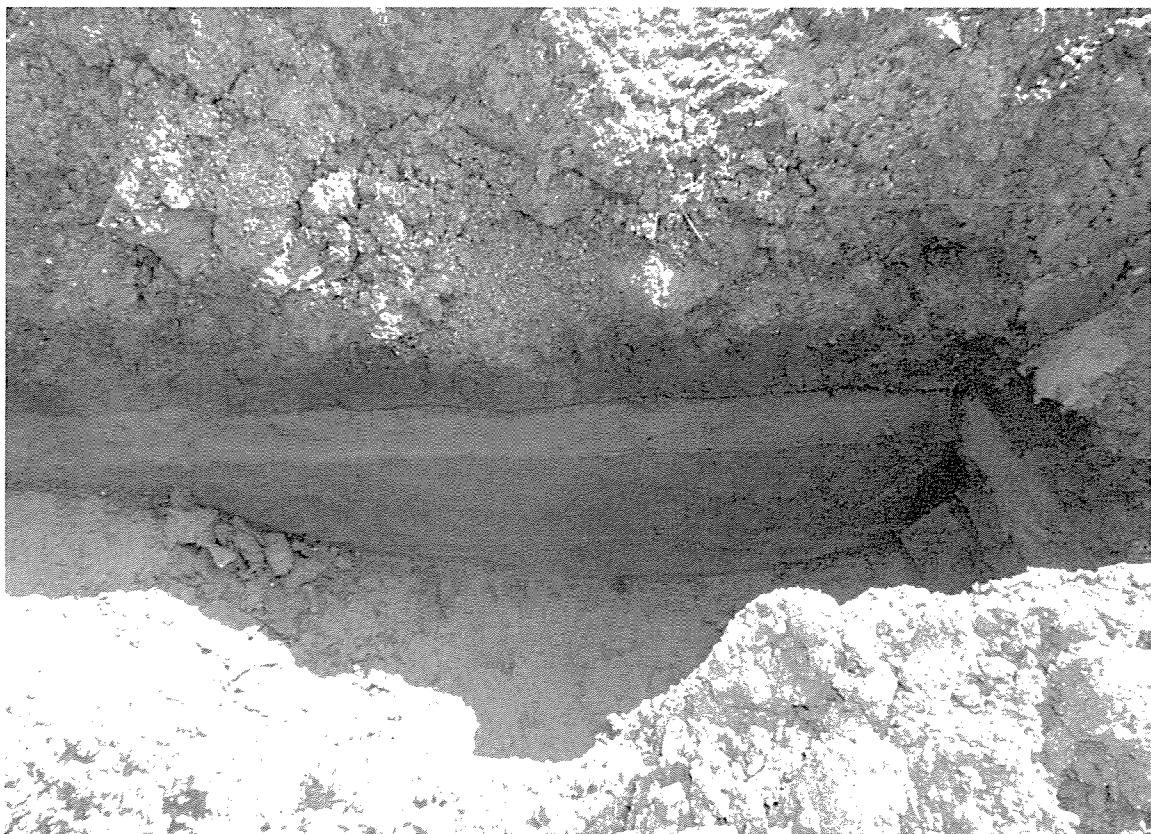
今回の確認調査では、調査地は南接する東総社中原本線の発掘調査であきらかになっていたように微高地上に位置していることが判明したが、遺構・遺物は確認できなかった。(高橋進一)



第3図 位置図 (S=1/5,000)



第4図 調査地全景



第5図 土層断面

浦越古墳群の太陽光発電設備にともなう分布調査2

所在地 総社市久代地内

調査期間 平成29(2017)年4月20日、6月13日

調査にいたる経緯

平成27(2015)年度に太陽光発電装置設置計画にあわせて浦越古墳群内における分布調査を実施した。その結果、これまで25基とされていた古墳群は、新たに13基の古墳を追加することになった^{註)}。

その後も事業は進展し、荒廃した果樹園での樹木伐採が進められた。これにあわせて再度、分布調査を実施した。

調査の方法

前回と同様、携帯電話のGPSを利用してトレッキングを行った。

前回は伐採前であり、調査地内に分け入ることのできなかった範囲が多々あったものの、今回は事業範囲内で伐採が進行したことから、この範囲内の踏査を完了することができた。

第1日目が1.9km、第2日目が0.8kmの踏査である。

調査の結果

新たに9基の古墳の所在を確認することができた。

浦越古墳群は、当初の25基から2度の分布調査を経て47基の古墳群となった。ただし、まだ踏査を行っていない西側の分布範囲が残るため、さらに総数は増えるものと予測している。

今回の事業範囲内では10基の古墳が残されていた。

詳細にみると、39～41の小尾根線とその西側斜面の支群A、中央の尾根線の高所から築かれた6・35～38の支群B、東側の尾根線先端に築かれた32・33の支群C、の3支群にまとめることができる。石材をほとんど残していない38のように抜き取られてしまったものや天井石まで残している6・32・33・37・39～41を確認することができた。これらはいずれも横穴式石室を内部主体とした古墳であり、これらのうち33が左袖、6が無袖になることも確認している。

今回の事業範囲内に分布する横穴式石室の規模は、33・36が石室幅1.5mを測るほかは、いずれも同幅1.2～1.0mに収まっている。

古墳群全体でみても、5が幅2m、3が同1.5mになるほかは、幅1.3～0.9mに収まり、大・中・



第6図 調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/20,000)
(『おかやま全県統合型GIS』より転載)

小の3ランクによる規模の違いを認めることができた。

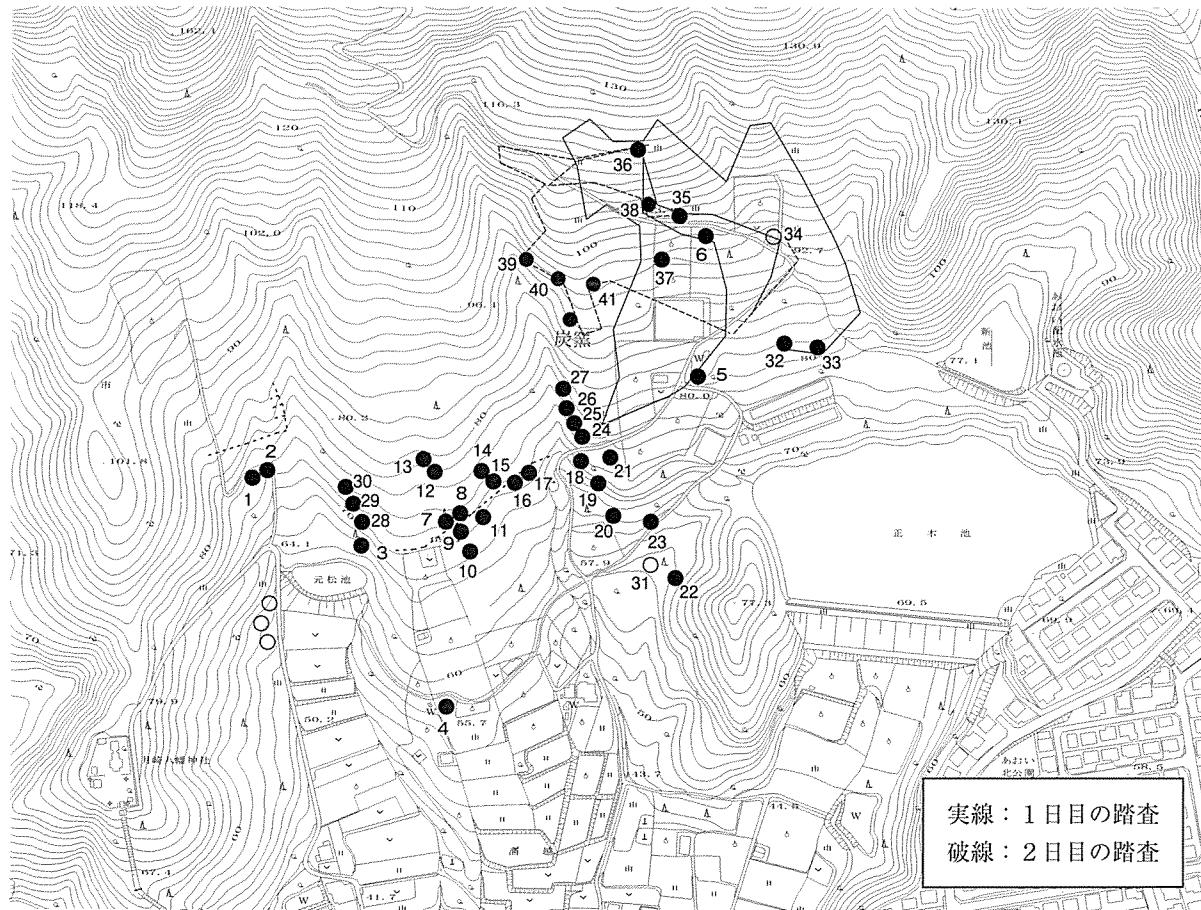
また、パイロット道路の敷設にともなって、炭窯と判断した、赤く焼けた掘削断面や焼土壁の塊を計画地の1か所で発見した。踏査中、鉄滓や土器の採集はできなかったものの、生産遺跡が存在する可能性を認めることができた。

地元の方の話ではかつて鉄滓を採集したことがあるということであり、製鉄炉も存在するものと判断しうる。

古墳4の周辺においては弥生時代の磨製石斧を採集しており、古墳群中央の丘陵前半部においては集落遺跡の存在を予測している。しかし、今回の事業範囲にあたる丘陵奥部にまで集落を拡大している様相は確認できなかった。古墳に前後して生産遺跡を形成するという土地利用であったものと推測している。

このほか、正木池に流れ込む32・33の東側に位置している小溪流であるが、その周囲では大きな転石を数多く認めることができた。溪流内でも護岸石積や砂防石垣をはじめ、また果樹園の境においても石積や石列などを築いている。古墳が破壊されたことで発生した石材のほかに、生産遺跡によって周囲の樹木が伐採利用されたことにより裸地となり、土石流が引き起こされた結果と推測でき、その後の河川整備や果樹園等の開墾により構造物として築かれたものであろう。

浦越古墳群は、周囲の古墳群と合わせて、新本川流域左岸における最大の古墳分布地域となっている。古墳群は横穴式石室を主体とする古墳時代後期群集墳であり、これを構築した集団の集落がどこに形成されているかなど、今後多くの課題について追及していく必要がある。 (前角和夫)



第7図 浦越古墳群の分布調査結果 (S=1/5,000)

事業地内の古墳一覧 単位m, ()は石室の現況規模

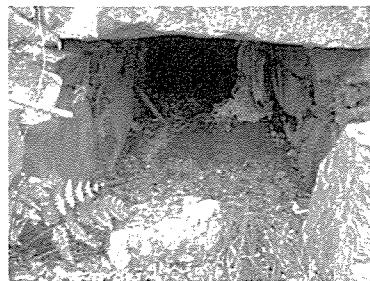
- 古墳6：円墳、無袖、径8・高2（長5×幅1.1）、開口
古墳27：円墳、無袖、径8・高1.8（長5.8×幅0.8）
古墳32：円墳、径14・高1.5（長3.5×幅1）、開口、周溝明瞭
古墳33：円墳、左袖、径15・高2（長8.7×幅1.5）、開口
古墳34：円墳、径8・高2.5 ⇒ 伐採後の踏査で露岩転石の可能性が高い
古墳35：円墳、径8・高1.5（長4×幅1.5の抜き取り）、奥壁残る
古墳36：円墳、径15・高2（長5×幅1.5）、天井石なし
古墳37：円墳、径10・高2（長4×幅1.2×高1）、開口
古墳38：円墳、径8・高1.5（長3×幅2の抜き取り）
古墳39：円墳、径8・高2（長2.3以上×幅1.2）、開口
古墳40：円墳、径8・高2（長5×幅1.1）、開口
古墳41：円墳、径7・高1.5（長3.6以上×幅1）、開口



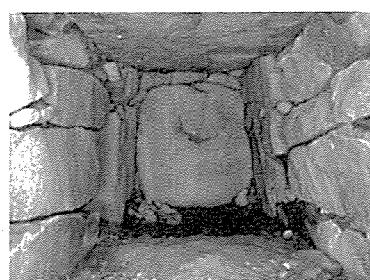
古墳32



古墳33



古墳33 (羨道部)



古墳33 (玄室)



古墳35



古墳36



古墳37



古墳38



古墳39

第8図 事業地内の古墳1



古墳40



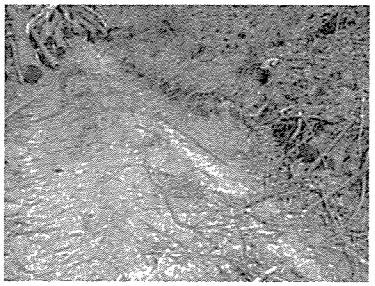
古墳41



古墳6



古墳6（玄室）



炭窯

第9図 事業地内の古墳2

延遺跡の個人住宅地造成にともなう立会調査

調査地 総社市井手字延西 343番7

調査期間 平成29(2017)年5月8日(擁壁掘削)・7月3日(柱状改良)

調査概要

延遺跡が分布する範囲の南西部において個人住宅の宅地造成にともなって立会調査を実施した。

調査地の西隣と北西隣でも同様の調査例がある^註。西隣では耕作土直下の3層(褐灰シルト)より掘り込まれた溝(褐灰シルト)を1条検出したほかは、4層(褐灰シルト)を含めて遺構の検出はない。しかし、安定した微高地として集落域内にあたるものと報告されている。北西隣では表土の下に3層の土層を検出し、西隣とは土層の違いがあるものの、この地点においても安定した地盤と判断されている。

上記の周辺調査事例より、今回の事業に対する事前審査は確認調査を実施するほどでないものと判断したことから、立会調査として北側の擁壁掘削と柱状改良工事に対して実施することにした。

擁壁の立会では、耕土の下に4枚の土層を確認した。2層が旧耕作土、3層が旧床土となる。4層は3層の影響によるマンガンの沈殿が認められ、5層では土色が薄くなり、砂質が強くなっている。

そしてトレーナー底から-50cmで6層の円礫になった。遺物は、2層中より中世土器が1点出土したのみである。

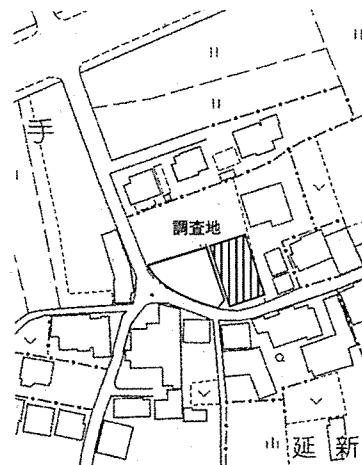
柱状改良の立会では、造成土と表土が上がってくるのみで、レンガやタイル片が出土した。

円礫層の存在により、周囲には旧河道と後背湿地が存在するものと推測している。5層が砂質土となっていることもこの影響によるものであろう。しかも、2・3層の旧水田層の時期を中世とすると、これ以下において水田層が認められないことや、延遺跡の南側縁辺部に沿って河道が迂回していることなどから、やや標高の高い位置にあたり、中世段階に入ってから開墾が進められたものと考えている。下層に包含層が存在しないことからも、中世以前の土地利用はなかったと判断したい。

また、西・北西隣で検出された4層は土色が異なるものの同一層で、北西隣の2・3層と西隣の3層は今回の調査で検出した2・3層と同一、あるいは2・3層に該当するものと考えている。(前角)

註 「個人住宅地造成に伴う延遺跡の立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報26』2017年、p60

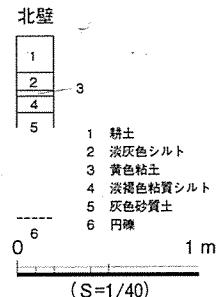
「個人住宅地造成に伴う延遺跡の立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報26』2017年、p84



第10図 調査地位置図
(S=1/2,500)



第11図 土層断面(南から)



第12図 土層模式図
(S=1/40)

明治池周辺遺跡の個人住宅地造成にともなう立会調査

調査地 総社市地頭片山字兼近 190 番 1

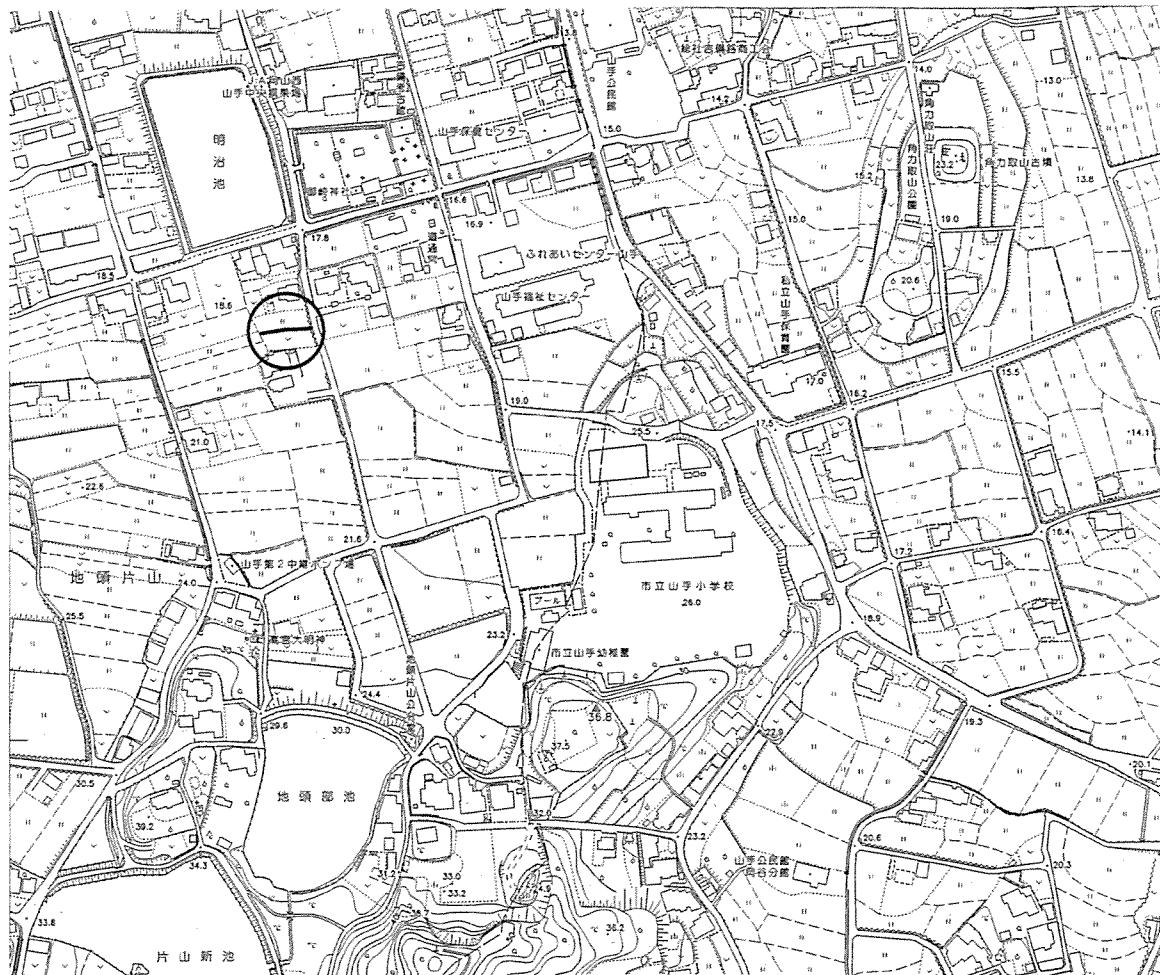
調査期間 平成 29 (2017) 年 5 月 10 日

調査概要

今回の調査は、個人住宅用地の建設にともなうものである。調査地は、福山山塊から延びる低台地上に営まれた集落遺跡とされる明治池周辺遺跡内に位置しており、国指定史跡作山古墳の南東約 700 m にある。現状は水田で、ここに擁壁を建設して地上げを行い、個人住宅用地を建設する予定である。

立会調査は、重機を用いて擁壁建設のための溝を掘削した際、その断面を観察して実施した。耕作土の下の基本的な層序は、黄灰色の客土があり、その下は淡灰色土（中近世水田層）～灰茶褐色土（ベース層）の順に自然堆積していた。遺構は認められなかったが、中世土器と考えられる小破片が認められた。本調査地は安定した微高地上にあり、遅くとも中世段階には集落が営まれていたと考えられる。

(高橋)



第13図 擁壁掘削状況 (S=1/5,000)



第14図 調査地全景



第15図 擁壁掘削状況

角力取山遺跡の分譲住宅地開発にともなう確認調査

調査地 総社市岡谷 263番1・3

調査期間 平成29(平成26)年5月11・12日

調査面積 4.25m²

調査にいたる経緯

角力取山遺跡地内において分譲住宅地の建設設計画が進められ、事前の確認調査を実施した。

角力取山遺跡は、角力取山古墳が立地する独立丘陵上に分布する遺跡であるが、既存調査は分布範囲の縁辺部がほとんどであり、明確な遺構は確認できていない^(註)。

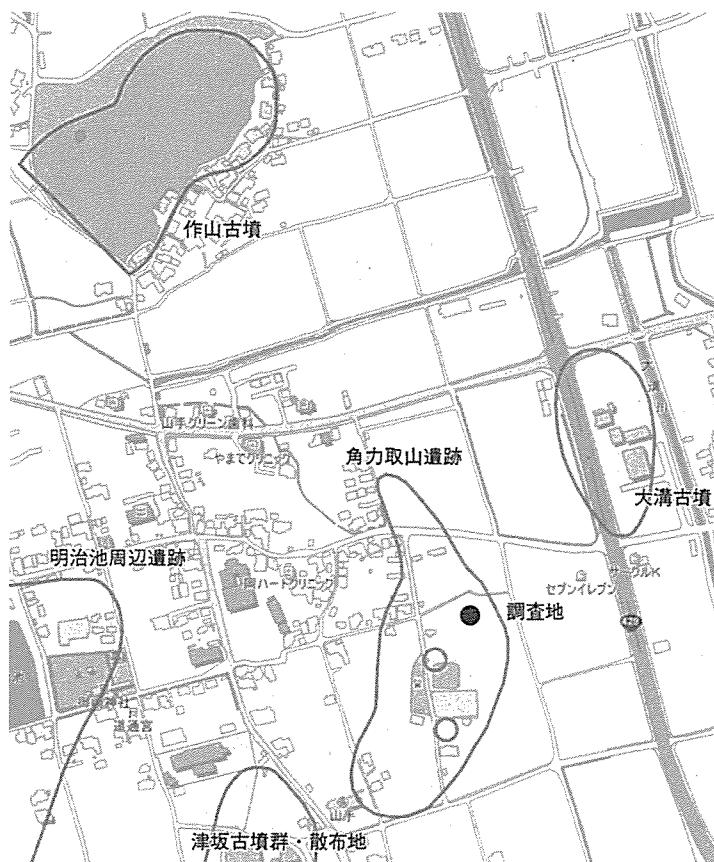
今回の調査地の東側は一段低い平坦面で、平成23年度に実施した調査地点にあたる^(註2)。調査の結果は、東に向かって下降した谷状堆積による軟質土層で、遺物の出土量もわずかであった。しかし、西側の高い地形より転落したような状況で古墳時代前期の土師器が出土したことから、今回の調査地点に遺構が存在するものと推定できた。

確認調査は、北端の区画の住宅にともなう事前審査であったものの将来的に順次分譲地として開発することから、全体の計画地内において実施することにした。その結果、トレンチを7か所に設定した。

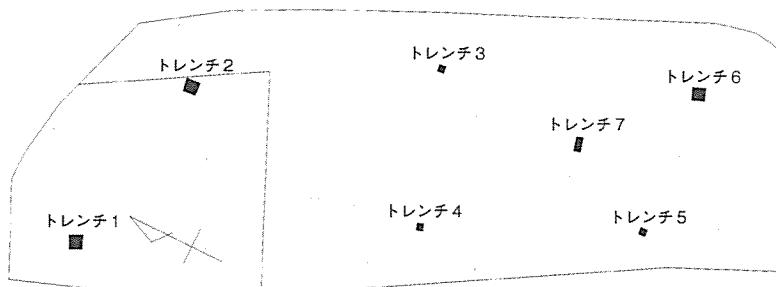
トレンチ1・2は北端の住宅地に、つづいてトレンチ3・4・5・6と順次南側へ、それぞれ山側と谷側の東西方向のセットで設定した。そしてトレンチ7は、トレンチ3・4と5・6で大きく土層の変化を認めたことから、

この中間点に設定したものである。

トレンチ1・2は、一辺1m角で掘り下げた。1では耕作土直下で地山のマサ土になった。床土は存在しない。2では地山のマサ土



第16図 調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/10,000)
『おかやま全県統合型GIS』より転載



第17図 トレンチ配置図 (S=1/500)

までに4枚の土層を確認した。

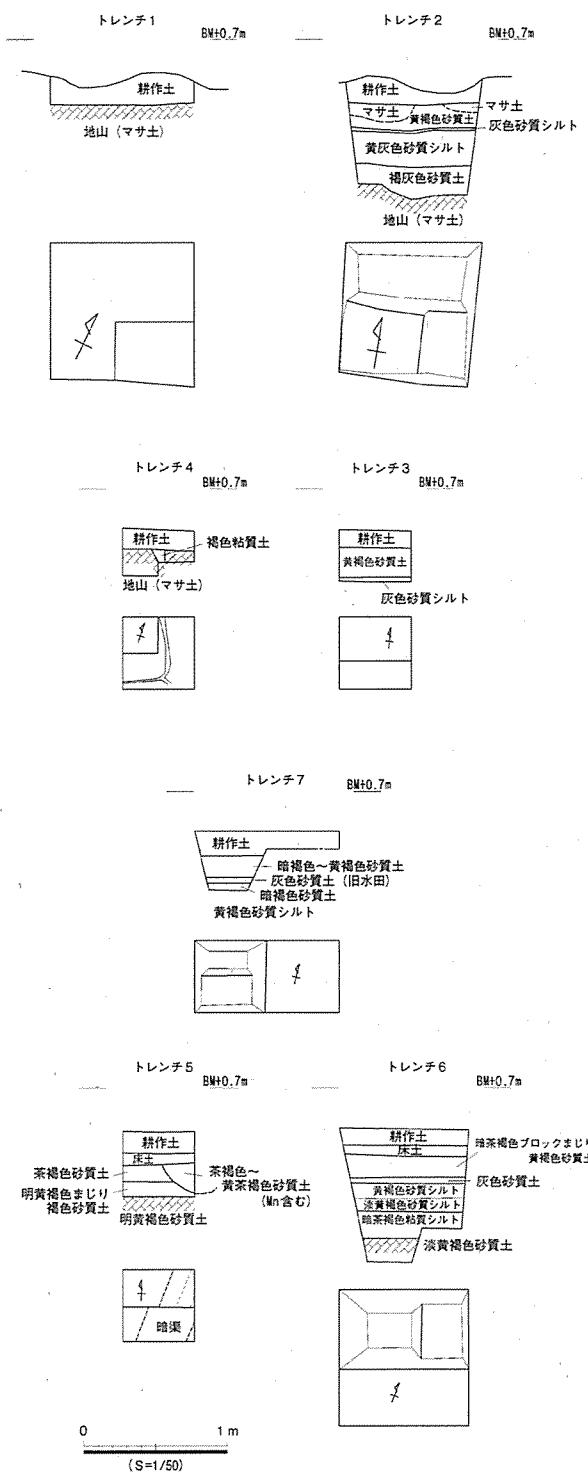
耕作土の直下にはマサ土のブロックを含む黄褐色砂質土があり、地上げのための造成土にあたる。その下には大部分が削平されているものの灰色砂質シルトの旧水田層がわずかに残る。そして黄灰色砂質シルト、褐灰色砂質土、地山のマサ土となるが、黄灰色砂質シルトの下位と、褐灰色砂質土の上位にはマンガンの沈殿が認められ、黄灰色を旧水田層、褐灰色を旧床土層と考えている。さらに地山面において段差が認められており、この下がりの部分の土層が茶褐色気味になっていたことから、堅穴住居の壁帶溝や旧水田層にともなう「ひよせ」、あるいは畑地の境溝にあたるものか。

遺物は、トレンチ1から近代陶器、トレンチ2から須恵器・土師器が出土した。いずれも小片であり、端部を残すものは土師器鍋の把手（ソケット式）、土師器壺の高台、土師器壺の口縁部と、数点にすぎない。主体は中世土師器であるが、古代にさかのぼる遺物も認められる。

トレンチ1には床土が残されていないこと、トレンチ2に地上げした造成土の存在から、現況の地形がトレンチ1の堆積土を地山まで掘り下げ、トレンチ2に積み上げた作業による水田区画拡張となる。しかも、トレンチ間約12mで地山の高低差55cmを測ることからも、その切り盛りによる区画の拡張は複数回にわたるものとなり、もともとは幅の非常に狭い棚田もしくは段畠であったのであろう。

つづいて南側にトレンチ3・4を設定した。1・2とは約17mの短い距離にあったことから同じ状況であると推測し、トレンチの規模は半分とした。

トレンチ3は、2と同じく、耕作土の下に地上げ土と旧水田層であったことから、それ以下への掘り下げは行わなかった。トレンチ4も、1と同様、耕作土直下が地山のマサ土となった。とくに地山面では日照りによって形成された乾痕が褐色粘質土の



第18図 各トレンチ 平・断面図

堆積として確認できた。

遺物の出土はない。

さらに南へ約 15 m の地点にトレンチ 5・6 を設定した。トレンチ 5 を掘り下げたところ、耕作土直下が地山にならず、2 枚の土層が存在していた。そのためトレンチ 6 は一辺 1 m 角で掘り下げを行った。その結果、床土の下に地上げの造成土、トレンチ 2 と同様の旧水田層、旧耕作土の黄褐色砂質シルト、旧床土の淡黄褐色砂質シルト、暗茶褐色粘質シルト、地山（淡黄褐色砂質土）であった。

遺物は、トレンチ 5 から磨滅した土師器片と暗渠に使用した土管（山手焼？）であり、トレンチ 6 からは出土していない。

トレンチ 7 は、トレンチ 2・6 同様、耕作土の下に地上げの造成土、旧水田層、造成土の暗褐色砂質土、旧耕作土の黄褐色砂質シルトの堆積である。

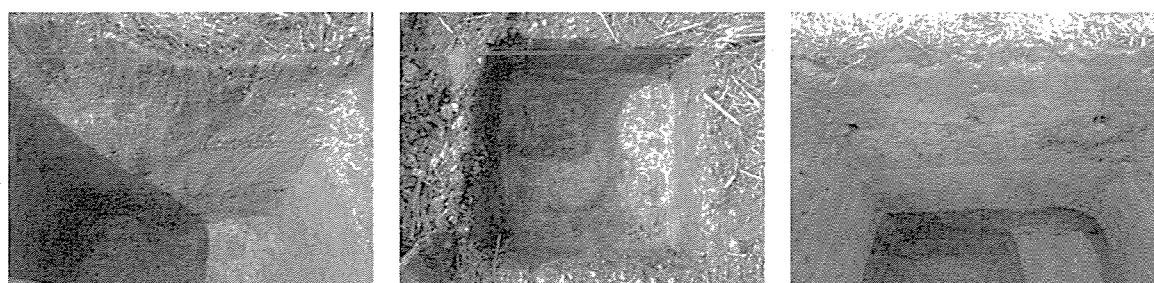
遺物は、陶器（小型徳利）1 点である。

調査の結果、明瞭な遺構は検出できなかった。遺物の出土もわずかである。

トレンチ 1・4 のように、西側へ高くなる位置では耕作土直下がマサ土の地山で、同じ山側の位置にあるトレンチ 5 では床土とその下に 2 層の堆積土が認められたことから南北方向においても地形の高低差が存在する。

また、東側へ低くなっている谷側の位置に設定したトレンチ 2・3・6においても、南北方向の高低差が認められる。現水田層の下にはトレンチ 2・3 で認められた褐色～黄褐色の砂質土による造成土で地上げされており、トレンチ 6 では耕作土と造成土の間に床土が存在することから、2・3 の造成土と 6 の造成土には時期差が認められる。同様にトレンチ 2 と 6 の旧水田層・旧床土層にも違いが認められ、時期差と判断した。このことから、現在では同一面の水田になるものの、もともとは東西方向において幅の非常に狭い棚田もしくは段畑であり、南北方向においても南に低い区画になっていたものであろう。

（前角）



第19図 各トレンチの状況（南から） 左：トレンチ 2 中：トレンチ 4 右：トレンチ 6

註 「角力取山遺跡地内における立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報 25』総社市教育委員会 2016 年

「個人住宅建設に伴う角力取山遺跡及び隣接地の立会・確認調査」『総社市埋蔵文化財調査年報 26』総社市教育委員会
2017 年

上原遺跡の個人住宅地造成および建築にともなう立会調査

調査地 ①上原字稻田 215 番 3 ②富原字中通 888 番 1 ほか

調査期間 ①平成 29 (2017) 年 5 月 15 日 ②11 月 8 日

調査概要

上原遺跡は、高梁川の右岸に形成された自然堤防上に立地している遺跡である。平成 21 年 3 月に携帯電話基地局の設置にともなって発掘調査を実施し、弥生時代前期～古墳時代前期の遺構・遺物を検出するとともに、ヘルメット状の人面土製品が出土している^(註1)。

この調査地点から①南 80 m と、②南東約 650 m の地点で個人住宅の開発があり、それぞれ立会調査を実施した。

調査地①は、発掘調査地点に近接しており、遺構・遺物の存在する可能性があったことから、造成にともなう擁壁掘削に対して立会調査を実施した。

南側の道路面を除く 3 方の掘削工事にあわせて土層観察を中心 に南東隅と北西隅で断面図化を行った。

その結果、掘削底面および土層断面において明確な遺構は検出できなかった。そして遺物の出土もなかった。

南東隅の地点では、現道路にともなうアスファルト・造成土 1 の下に造成土 2 がある。造成土 2 は耕土 1・3・4 層が入りまじった再堆積土で、旧道路の造成土にあたる。この下には、1 層の耕作土と 2 層の畦畔が残されており、造成土②によって道路幅を拡大したものであり、それ以前の道路幅は現状よりも狭く、南側に位置していたものと思われる。

5 層は洪水砂と判断し、3・4 層がそれを畑もしくは水田に開墾したものであろうか。さらに 6 層にはマンガンが沈殿していることから、洪水砂により削平された水田耕作土と床土が存在していたものと推測している。これ以下では、シルト・砂質土・粘土? となっており、自然堆積層と判断した。

北西隅では、耕作土の下に 3・4 層、5 層を確認したが、6・7 層は混在しており、マンガンの沈殿は少ない。これ以下の自然堆積層では 10 層がシルトよりも微砂に近いと推測した。

調査地①では、遺跡の存在は確認できなかった。東側の現集落のあたりに存在するものか、あるいは発掘調査地点周辺のみでの小範囲で営まれた遺跡であったのであろうか。高梁川の氾濫にともない形成された微高地が複雑に交差し、わずかな微高地上に散村的な集落を短い期間で築いたものと考えられる。より詳細な遺跡範囲の確認が必要となっている。



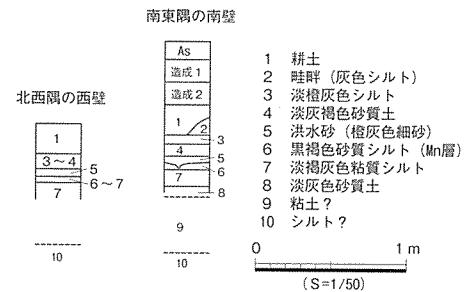
第20図 調査地位置図 (S=1/10,000)



第21図 調査地近景
(鉄塔が発掘調査地点)



第22図 土層断面
左：南東隅の南壁
右：北西隅の西壁



第23図 土層模式図

調査地②は、上原遺跡の分布する範囲の中央部やや西寄りに位置している。調査地①同様に現集落の西側にあたる。

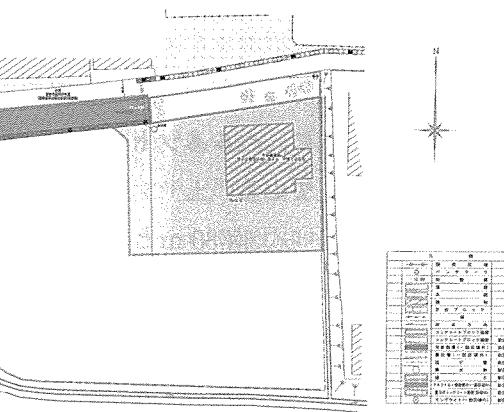
既存の調査は、西隣での個人住宅とともに確認調査および立会調査がある^(註2)。確認調査ではトレンチを2か所に設定したものの、遺構は検出されず、遺物の出土もわずかであった。しかしながら、土層断面の観察により、東側では現用水路の存在から旧河道内として、西側では3層を遺構面として考えている。確認調査後の立会調査では、西側において2層の洪水砂により埋没した土坑を検出したものの、時期不明である。調査地①の結果とあわせ、上原遺跡が現微高地全体に遺跡分布するものではなく、小範囲の遺跡が散在する状況であったことがこの調査でもうかがえる結果であった。

今回の調査地は、旧河道とした現用水路の東側に位置する。

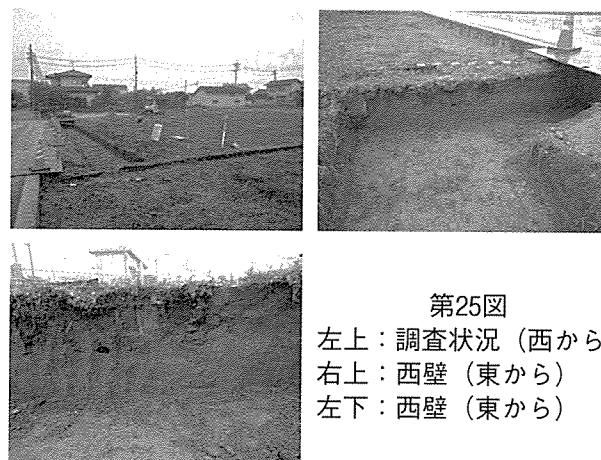
調査は、道路拡幅の掘削に対して実施した。西端と南側の掘削工事において土層断面と掘削面での観察を行った。

西壁の南と北側で断面図化を行った。畦畔にあたっており、その下に耕作土に近い1層と基盤層に近い2層となる。これ以下へは掘削が達しておらず、ピンポールの感触によると軟質の微沙が厚く堆積し、掘削底から-0.7~0.8mで礫?層と判断した。

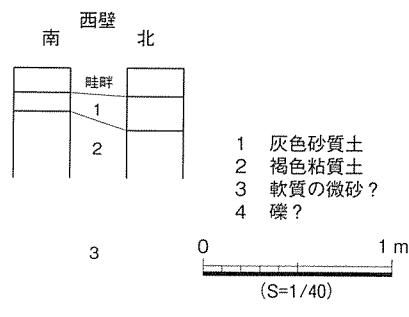
遺物は出土していない。



第24図 調査地位置図 (S=1/800)



第25図
左上：調査状況（西から）
右上：西壁（東から）
左下：西壁（東から）



第26図 土層模式図

註1 「上原遺跡発掘調査報告」『総社市埋蔵文化財調査年報19』2010年

註2 「上原遺跡地内における立会・確認調査」『総社市埋蔵文化財調査年報25』2016年

名称未定遺跡（上林）の個人住宅地造成にともなう立会調査

所在地 総社市上林字片辺 1423 番 1・2

調査期間 平成 29（2017）年 5月 26 日

調査概要

建設予定地は、山間に位置する水田内で、備中国分寺の北に作られた吉備路風土記の丘県立自然公園駐車場の北に位置しており、予定地の南端付近が名称未定遺跡に含まれている。調査地の周辺は吉備路風土記の丘県立自然公園に指定されており、作山古墳、こうもり塚古墳、備中国分僧・尼寺跡など数多くの文化財が残されている。近隣では、片辺池周辺遺跡で、2015年度に果樹園建設に伴って立会調査を実施し、国分寺瓦の生産遺跡と推定される遺構が確認されている^註。

今回の立会調査では、調査地の基盤層は山土起源のごく細かいシルト層で、遺構・遺物は確認できなかった。

（高橋）

註 「果樹植樹に伴う片辺池北遺跡の立会・分布調査」『総社市埋蔵文化財発掘調査年報 26』2017年



第27図 調査地位置図 (S=1/5,000)



第28図 調査地全景



第29図 掘削状況

上林地区の個人住宅地造成・電柱新設にともなう立会調査

調査地 ①総社市上林字片辺 1423 番 ②上林 1483 番 3 ほか地先

調査期間 平成 29 (2017) 年 6 月 5 日 (個人住宅)・11 月 9 日 (電柱)

調査概要

調査地①は、5月26日に立会調査を実施した地点である。工事業者より工事実施の連絡を受けたものの、調査の予定および履歴を管理している平成29年度の立会・試掘・確認一覧表には記録がまったくなかったため、どのような工事に対象して調査を実施するものかなど不明であったが調査を実施した。

調査時点で、西側の擁壁工事の立会調査のあと、北側の擁壁工事においても調査を実施するとの指示があったことから連絡をしたものである。

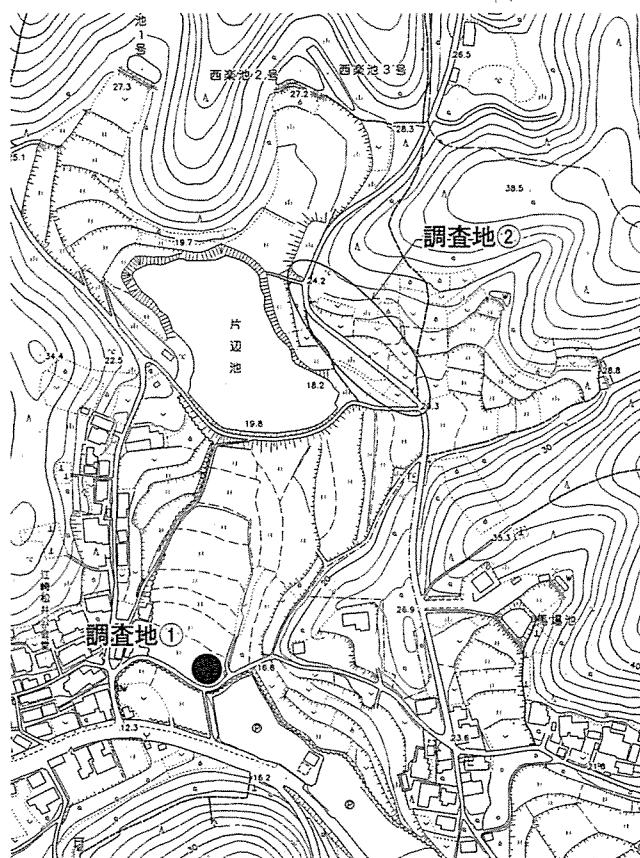
調査地は、国分寺北側の駐車場の北西側に位置する。駐車場は丘陵上に築かれており、その西側は北から南に向かってのびる谷状地形になっている。

北側の擁壁は幅0.9mで延長14mにわたって深さ0.3~0.5mの掘削を行っていた。

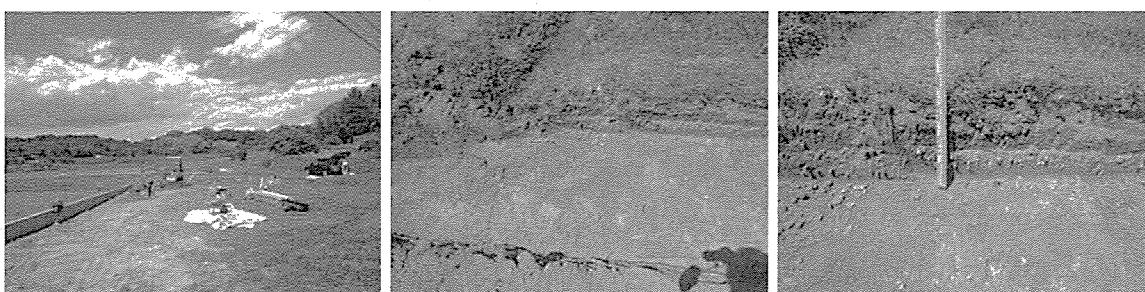
4~5m間の北壁では耕作土の下は山土の地山であったが、14m前後の北壁では耕作土の下は山土の再堆積層になり、ピンポールが50cmほど打ち込める軟質の土層であった。

山土と山土の再堆積層の境目は、6~8m間で確認できた。

東側の駐車場の丘陵地からの谷地形にあたるものと判断している。

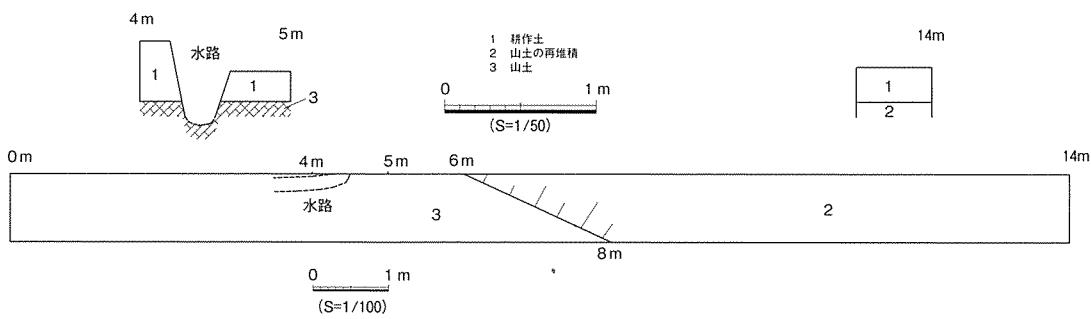


第30図 調査地位置図 (S=1/5,000)



第31図 左：調査状況（南から） 中：4-5mの北壁（南から） 右：14mの北壁（南から）

遺構・遺物ともに確認されなかった。



第32図 土層模式図 ($S=1/40$) および平面図 ($S=1/80$)

調査地②は、調査地①の北側に位置する片辺池の東側、丘陵地の先端部にあたる。

松井古墳群の分布範囲にあたるが、周知の古墳42基はより丘陵地の上方で、最も近い42号墳でも150m前後の距離がある。

電柱の設置場所は、丘陵裾部を通る道路沿いの畑地になる。

道路の東西方向で地形の高低差が存在し、設置の掘削は地山のマサ土あるいは畑地にともなう表土とごみ層であった。掘削は小規模のため、遺物の出土もなかったが、古墳以外の集落遺跡が存在している可能性もある。今後、分布調査を実施して、その存在把握に努める必要がある。



(前角) 第33図 調査状況 (北から)

常盤第2分館の造成にともなう試掘・立会調査

調査地 総社市真壁1023番

調査日 平成29年6月13・14日(試掘) 11月29日(立会)

調査面積 3m²

調査概要

調査地は、総社駅から西へ約320mの地点に位置している。駅周辺では図ノ木遺跡や真壁城跡の存在が確認されているが、より高梁川に近い調査地周辺においてはこれまで遺跡の存在は確認されていない。しかも、古くからの集落地にあたるため、開発行為自体も少なく、調査地の南東約50mで商業店舗にともなった試掘調査が実施されたにすぎない^(注)。その結果、店舗敷地内は低位部にあたり、東側に地形の高まりを想定している。この高まりが図ノ木遺跡に該当するものである。

今回の施設建設にともなっては遺跡外であったものの公共事業であることから事前の試掘調査を実施し、遺跡が存在するか否かを判断することとした。

公共用地となる以前は、廃業となった病院であり、既存建物の解体にともない西側に碎石が敷かれたため、手掘りによる調査では困難と判断し、トレンチを東側に設定した。

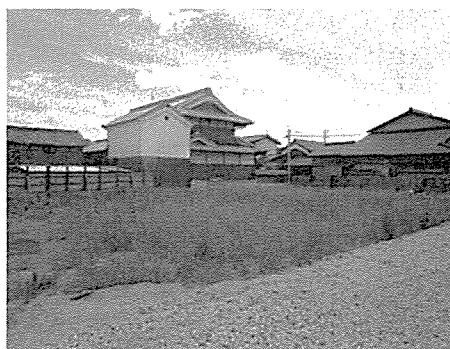
最初は、敷地の中央部にトレンチ1を設定した。

北西隅には踏み石が据えられ、東西には水道管の埋設(3層)がなされているなど、現代のかく乱が多かつた。

しかし、4層の耕土、5層の包含層、10層の基盤層が確認できた。

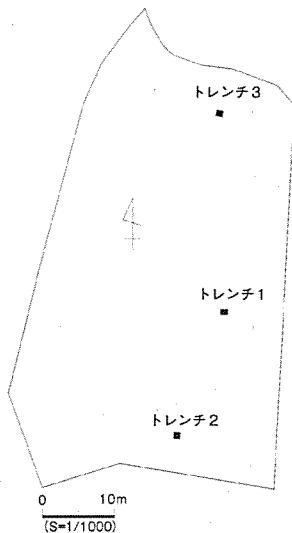
遺構は、8層の南北溝を検出した。幅40cm・深さ26cmを測る。溝のほかにも断面観察で6・7・9層の掘り込みを確認した。

遺構にともなった遺物は、8層の南北溝より土師器・土師質土器を検出したのみであり、ほかには5層の包含層より須恵器・土師器・土師質土を検出した。しかし、いずれもわずかな量であり、かつ細片にすぎなかった。

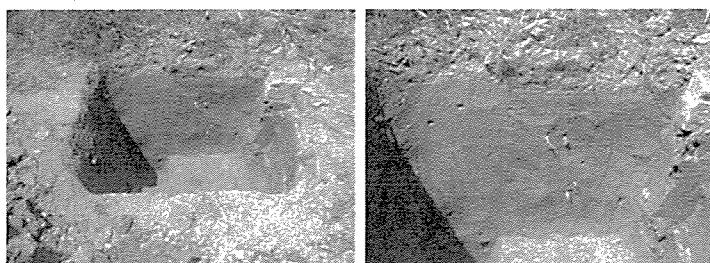


第35図 調査地近景(北西から)

第34図 調査地位置図 (S=1/10,000)



第36図 トレンチ配置図

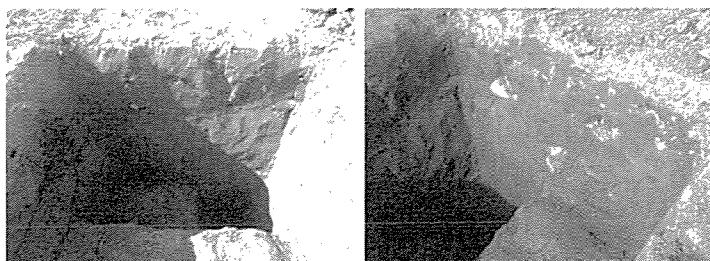


第37図 トレンチ1
左：全景（南から） 右：西壁（東から）

トレンチ2は、敷地の南側に設定した。

4層の耕土と10層の基盤層の間に、12層と13層の落ち込みを確認した。切りあいが認められ、12層を切り込んで13層が掘り込まれている。西壁においても13層の落ち込みを検出しており、東西方向の溝となり、全容を検出してはいないが、推定幅約95cm、深さ約32cmを測る。12層も溝と考えることができ、南北方向で推定幅約2m、深さ約20cmを測る。

溝も含めて、遺物はまったく出土していない。

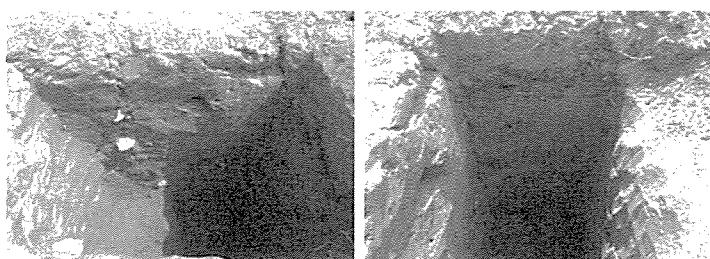


第39図 トレンチ2
左：北壁（南から） 右：東壁（西から）

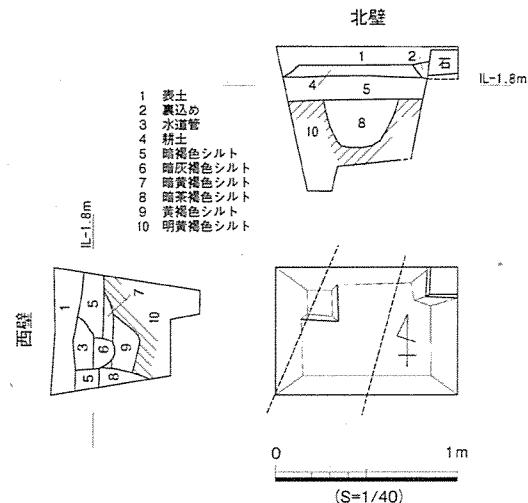
トレンチ3は、北側に設定した。

表土、耕土（4層）の下に、分厚い造成土、そして10層の基盤層であった。

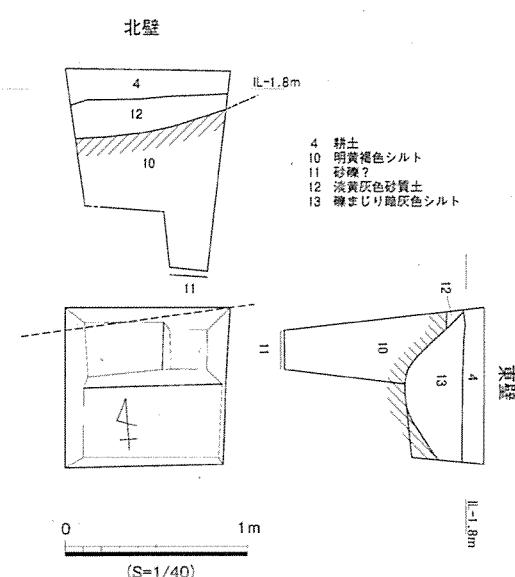
造成土内には、近世～近代の焼瓦や川原石、炭が含まれており、硬く叩きしめられていた。



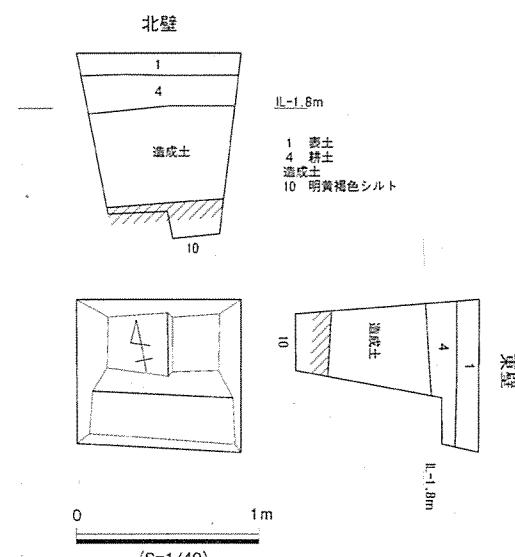
第41図 トレンチ3
左：北壁（南から） 右：東壁（西から）



第38図 トレンチ1 平・断面図



第40図 トレンチ2 平・断面図



第42図 トレンチ3 平・断面図

試掘調査の結果、中央部より南部にかけては溝や土坑を検出することができた。しかし、わずかな数で、遺物もほとんど出土していない。このことから生活痕跡があったものとは考えていらない。

遺構の時期もまた確定できなかつた。しかし、北部にでは近世以降の造成（埋立）を行っており、これ以降の形成になるものと推測している。おそらく畠地とした生産領域にすぎなかつたものと判断したことから、遺跡としての周知は行わなかつた。

試掘調査に続いて造成工事でも立会調査を実施した。

西側と南東隅の擁壁、南西隅の排水枠において実施し、西側と南西隅の排水枠では土層断面の図化を行つた。

西側擁壁の土層は、西側の道路面の高さまで盛土した1層の下に2・3層の洪水砂に起因する微砂、基盤層の4層となっている。基盤層は土色が異なるものの試掘調査の基盤層である10層と同じものと考えている。

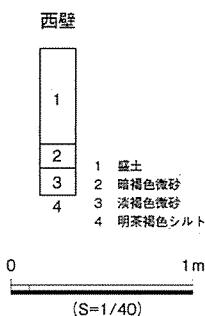
西側の擁壁は幅1.8mの掘削で、中央部分において幅約66cmの溝を検出した。底面は基盤層の4層、それを掘り込んで埋没した淡灰褐色微砂になる。この埋土からは備前焼が出土しており、近世以降の時期を考えている。

南東隅の擁壁では、すでにコンクリート壁が完成していたが、掘削面以下-0.5mまでが粘土、それ以下が礫層と推測し、トレンチ2の11層の砂礫？は南東へ向かって高くなるもと判断した。出土遺物はなし。

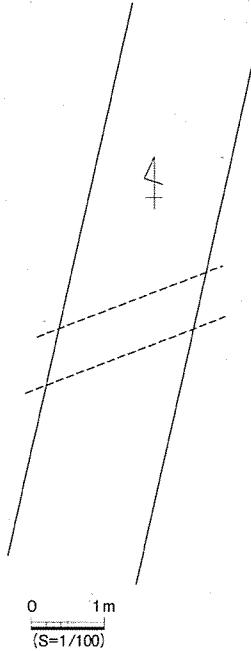
南西隅の排水枠でも、道路高までの盛土の下に5・6層のシルト、基盤層の4層となっている。基盤層は南に下がり、そこに洪水砂に起因する微砂が堆積している。遺物の出土はなかった。

試掘調査および立会調査の結果、近世以降の可耕地として、北側は一段低い地形であったために近世以降の瓦を含む造成土でかさ上げを行っている。北に面した道路も低く、北側に低位部が存在する証しになろう。

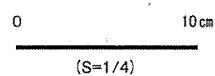
トレンチ2では基盤層の下に砂礫が存在し、南東隅の立会調査ではより高い位置で礫層を確認した。



第43図
西擁壁の土層模式図

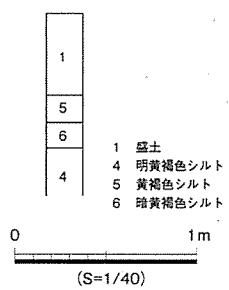


第44図 西擁壁の溝



第45図 溝の出土遺物

排水枠西壁



第46図
排水枠の土層模式図

礫層の高まりは南東方向に存在するものと考えている。

西側に面した道路は、敷地よりやや高く、道路の西側は一段低い地形となっている。西側擁壁部分が洪水砂系の土層で、南西隅の土層でも洪水砂系の堆積が南端に存在することからみて、西側の道路が旧高梁川の堤防に該当すると考えている。河道の西側への移動にともない堤防を築きつつ、可耕地を形成していったものであろう。
(前角)

註 「店舗建設に伴う確認調査」『総社市埋蔵文化財調査年報 6』1996 年

門田地区の分譲住宅地開発にともなう試掘調査

調査地 総社市門田字樋口 328 番 1 ほか

調査期間 平成 29 (2017) 年 6 月 29 日

調査面積 2 m²

調査概要

調査地は、現時点において周知遺跡の範囲に含まれている地点ではなかった。周辺の遺跡は調査地の北東約 300 m に宮東遺跡^(註1)、北約 400 m の丘陵上に井尻野古墳群・井尻野遺跡、北西約 400 m に井尻野西村遺跡が知られているにすぎない。

調査地は、湛井十二箇郷用水の幹線水路左岸に位置しており、調査地から約 200 m 下流でも同様な開発で試掘調査を実施している^(註2)。その結果、礫層の高まりを確認し、その下降する後背湿地側において複数の水田耕作土と推測できる土層を検出した。出土した遺物からは、古代末～中世において順次水田開発を進めたものと判断した。



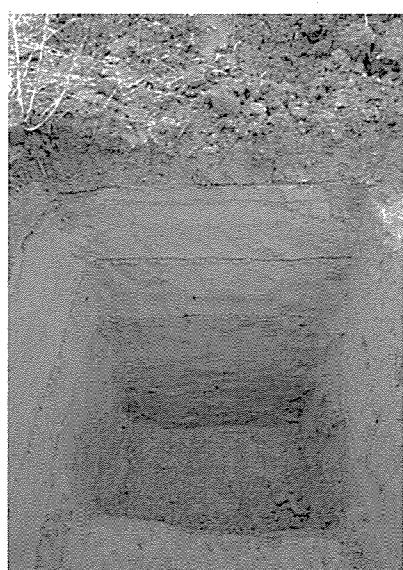
第47図 調査地の現況（南から）



第48図 トレンチ 1 の状況（南から）



第49図 トレンチ 2 の状況（南から）



第50図 トレンチ 2 の状況（西から）

調査地においても同様の状況が確認できるものと判断し、事前の試掘調査を実施した。

トレンチの設定は、1を敷地の東側に、2を西側に置いた。

なお、開発地の南側に隣接して同様な分譲住宅地の開発がすでに完了していたが、これについての事前審査は実施されていない。

トレンチ1は、東側の水田に設定した。耕土の下に3枚の土層を確認した。2層が旧床土で、3層中にマンガンの沈殿を生じさせたものと思われる。しかし、4層にマンガンの沈殿は認められず、旧耕作土・旧床土層も確認できなかった。さらに、トレンチ底面よりピンポールが1m以上軽く打ち込み、4層の微砂がつづくようである。

トレンチ2は、西側の水田に設定した。

耕土の下に7枚の土層を確認した。1層が現床土となるが、東壁では明瞭に層を成していたものの、北壁では途切れで確認され、さらに耕土中に3層の混入を認めたことから、水田区画の統合を実施したものと判断した。さらに2層も橙色が強い上位と、橙色が弱い下位とに細分されたことから、より耕作期間が長期であったものと推測した。トレンチ2では、4層も確認できず、5・6層のような粘質系・茶褐色系であった。さらに7層では円礫まじりの細砂となり、8層で円礫を確認した。

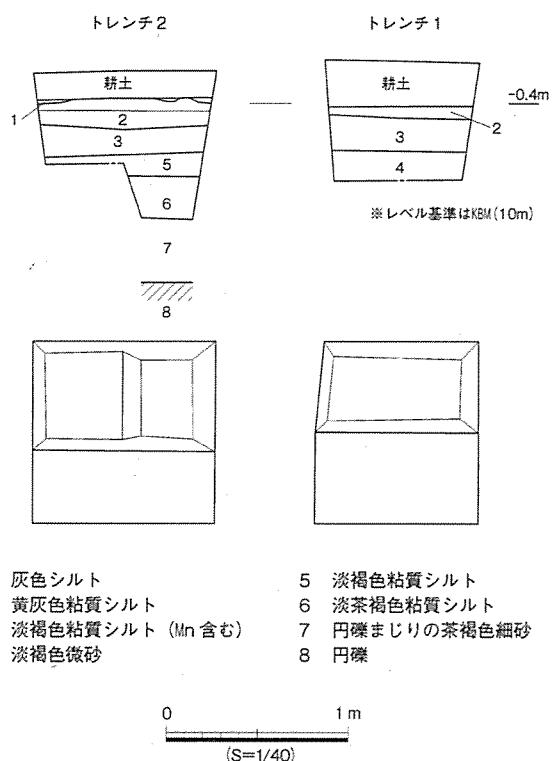
幹線水路が調査地の西側を流れおり、西側のトレンチ2で礫層が確認されていることから、東側のトレンチ1が後背湿地に該当する。しかし、下流200m地点の状況とは異なり、複数の水田層の確認はできなかった。このことから、より河道に近い地点であったものと推測できる。しかし、その反面洪水砂による堆積層が認められないことから本流にはあたらなかつた可能性もうかがえる。

遺物は出土していない。

今回の調査結果から、確認された水田層は1枚であり、それ以下で水田層を確認することはできなかった。水田層の形成された時期はさかのぼっても近世の範疇に収まるとして判断したことから、調査地に遺跡が存在する可能性はないものと判断した。
(前角)

註1 「共同住宅建設に伴う試掘調査」『総社市埋蔵文化財調査年報17』2008年、p46

2 「門田地内の分譲住宅団地造成に伴う試掘調査」『総社市埋蔵文化財調査年報24』2015年、p21



第51図 各トレンチ 平・断面図

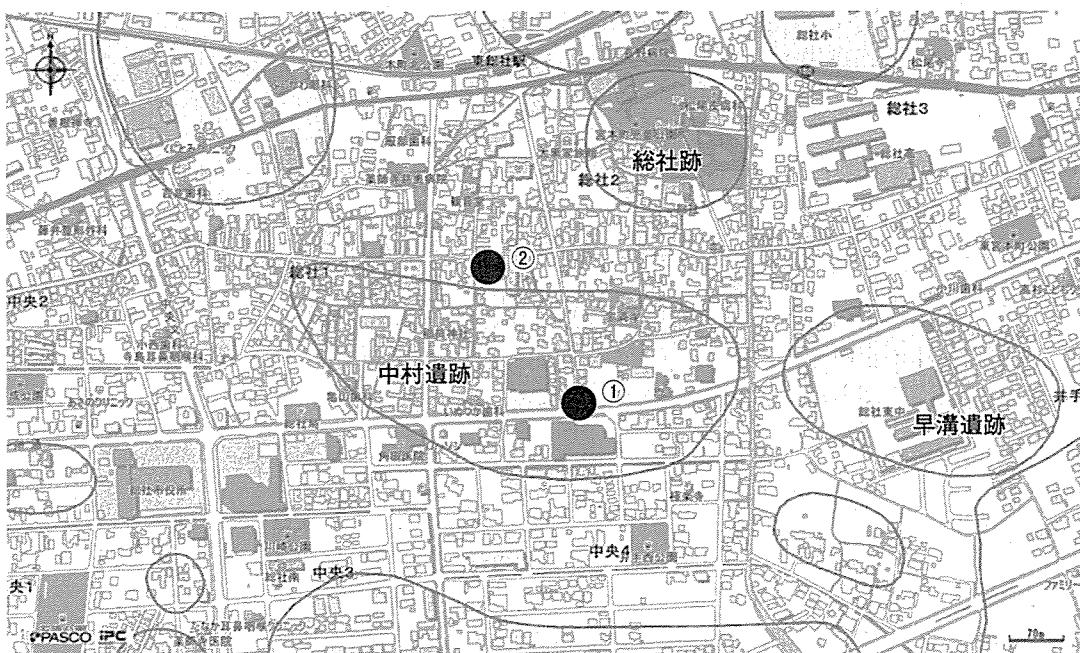
中村遺跡の分譲住宅地開発・道路改良に ともなう立会・試掘・確認調査

調査地：①中央四丁目2番104地先 ②総社二丁目496番

調査期間：①平成29（2017）年8月30日 ②9月6・8日

調査概要

中村遺跡は、商業店舗の改築によって周知となった遺跡で、弥生時代と鎌倉～室町時代の散布地・集落とされている^(註1)。しかし、市街地の中心地に分布しているため、これまで実施した調査は立会調査にすぎない。しかも住宅の建替え等によるものになるため、深い掘削ではなく、遺跡の内容は不明のままであった。



第52図 調査地位置図 (S=1/10,000) (『おかやま全県GIS』より転載)

調査地① 都市計画道路・総社駅前線の道路側溝改良工事が実施されていたことから、緊急の立会調査を実施した。

既存施設の改良工事であったことから、その掘削深度はすでに掘削を受けているものと判断した。軽微であったことから、文化財保護法の規定である第94条の通知については適用しなかったが、今後は遺漏のないように情報収集にあたる必要がある案件であった。

工事は幅1mで長さ50m以上にわたり、道路から路肩の縁石、歩道にかけて掘削をしていた。

工事区域の東端から、西へ約22m地点で南壁1と北壁、約13m地点で南壁2の土層断面を図化した。

東端から西へ約9mまでは掘削底に円礫が認めら



第53図 工事の状況 (西から)



第54図 調査状況
左：南壁1 中：北壁 右：南壁2

れ、それより西では検出されず、西に向かって円礫層は下降する。

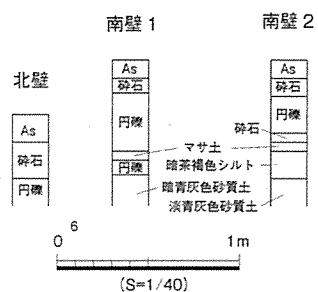
北壁ではアスファルトの下に碎石、円礫となるが、南壁1では円礫の下にマサ土、円礫、暗青灰色砂質土、南壁2では円礫、碎石、マサ土、暗茶褐色シルト、淡青灰色砂質土になっている。マサ土が存在している点から上位の円礫は現道路にともなう造成土で、マサ土は旧道路にともなう造成土である。

南壁2では暗茶褐色が高いレベルに位置しており、南壁1の暗青灰色と南壁2の淡青灰色を同一レベル層と考え、また、東端の円礫を現道路の造成土でなく基盤層の円礫層とすれば、東側が円礫による高い地形で、西に向かって下降し、南壁1までの間に暗茶褐色が堆積、これ以西は一段下がった地形になる。西側に低位部が存在し、中村遺跡の境界になろう。

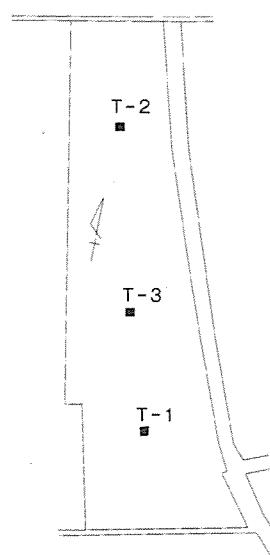
調査地② 今回の調査地は、総社宮の門前町として形成された松山往来に沿った、旧商店街の一角にあたる。敷地は、松山往来の南側に面しており、間口は約10mと狭いものの、奥行きは約56mと細長い土地割になっている。

遺跡の範囲は敷地の南側のみに該当するものであったが、敷地全体での状況を確認するため、南端にトレント1、続いて北端にトレント2を設定した。しかし、確認できた土層が大きく異なっていたため、さらに中間の位置にトレント3を設定して土層の違いを追及することとした。

トレント1では、10層の土層が確認できた。1層は解体された文房具店の建物を解体した後に整地用で運び込んだマサ土。2～4層はガラスやタイル、瓦が含まれており、解体した既存建物の建築時やそれ以後の改築にともなう近代の整地層もしくは廃棄土坑と思われる。5層には焼土や炭が大量

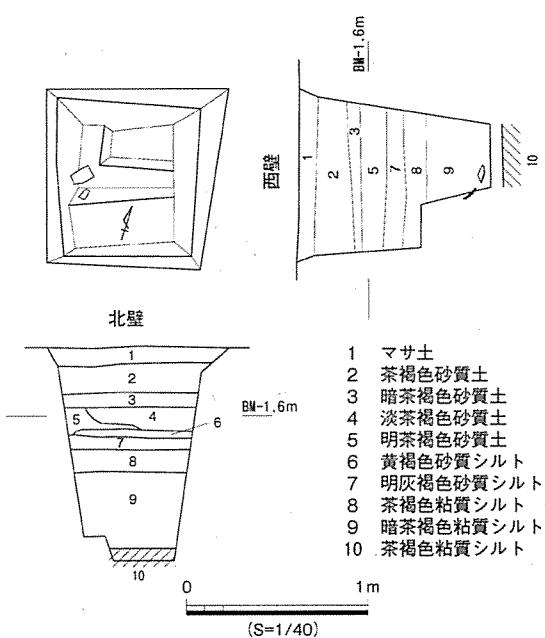


第55図 各土層模式図



第56図
トレント位置図 (S=1/800)

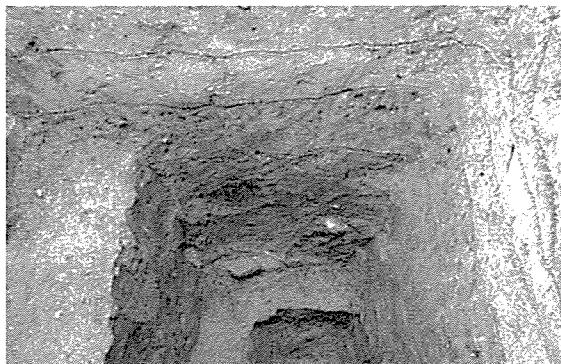
に含まれ、火災後の片付けにともなう整地層で、6層もわずかに焼土が認められたことから5層と同じ整地層とした。おそらく近世の整地層と思われる。7層は、8層の上面に鉄分の沈着が認められていることから水田層と判断した。8層は包含層で、9層の上面を遺構面としたが、小規模のトレンチであったため遺構を検出することはできなかった。9層中には基盤層となる10層の土が混在し、さらに破碎されたかのように細片となつた土師器が多く含まれていた。このことから9層自体が遺構になるものとも考えられる。9層の底面には炭層も薄く認められ、遺構と考えた場合にはトレンチ幅の1mを超えた大形の土坑となり、深さ45cmを測る。出土した遺物は、土師器が9層全体に散らばつた状況で、ほかに須恵器の大形甕片も出土した。そして10層を基盤層とした。これ以下はピンポールが30cm程しか打ち込めないという硬く締まった土層で、湧水もなかった。



第57図 トレンチ1 平・断面図

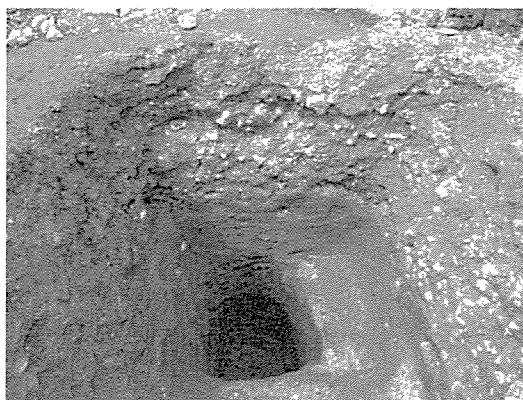


第58図 トレンチ1 土層断面（東から）

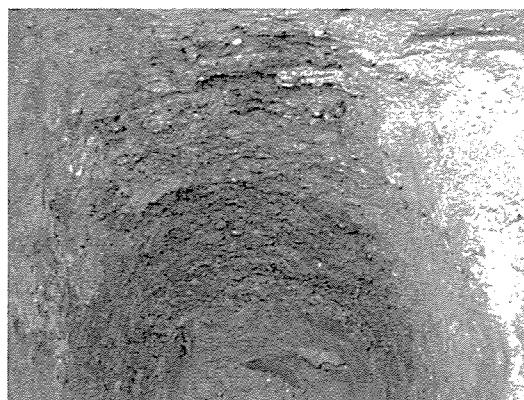


第59図 トレンチ1 土層断面（南から）

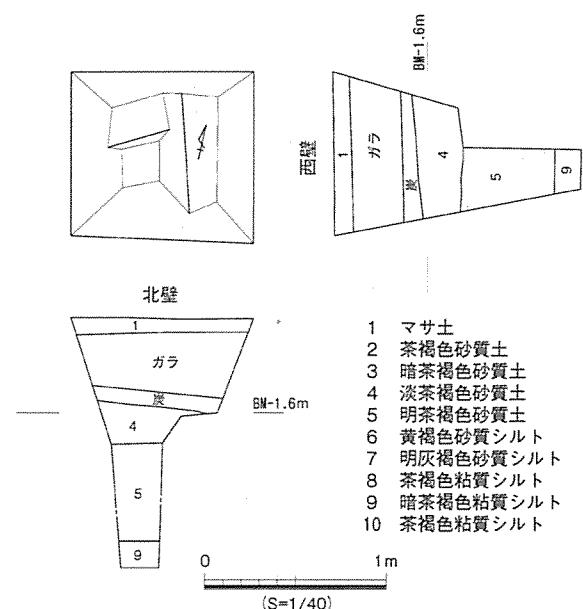
トレンチ2では、1層のマサ土の下に、コンクリート片やタイル片などの廃棄物を非常に硬く締めた状態に埋め戻しており、その下には炭層も確認され、焼却行為も行っていた。おそらく既存建物の増改築にともなう現代の作業行為と判断される。つづいて4層の整地層と、5層の火災にともなう片付けによる整地層となり、トレンチ1の2～3層は検出できなかった。また、5層はトレンチ1に比べて50cmもの厚みとなり、焼土や炭も大量でかつ粘土化も進んでいた。5層による埋め出しが厚く堆積したことから低い地形にあったものである。そのため6～8層が存在せず、5層の下は9層の堆積層となっていた。しかもトレンチ1の9層とはやや異なるもので再堆積層の可能性がある。トレンチ底以下はピンポールが30cmほど打ち込んだのみで、堅く締まっており、おそらく10層の基盤層になるものと思われる。



第60図 トレンチ2 土層断面（南から）



第61図 トレンチ2 土層断面（南から）



第62図 トレンチ2 平・断面図

トレンチ3は、トレンチ1と2の中間に設定した。トレンチ1で確認された6～8層がトレンチ2で認められなかったことや5層の厚みに大きな差があったことから、この間に地形の下りがあるものと想定したことによる。

1層のマサ土の下に整地土が確認されたが、トレンチ1の2～4層の整地土とは異なり、青灰色粘土の水路に堆積したような土を多く含んでいた。塩ビパイプが上位に埋め込んでいたことから現代の埋め戻し土である。その下に5？層として、焼土をほとんど含んでいないものの5層に対応する整地土と判断した。その下に11・12・9層を確認した。このトレンチ3の9層はトレンチ2の9層と同層と判断した。5？層からは近世の瓦、12層からは古代末ごろの高台付塊が出土している。



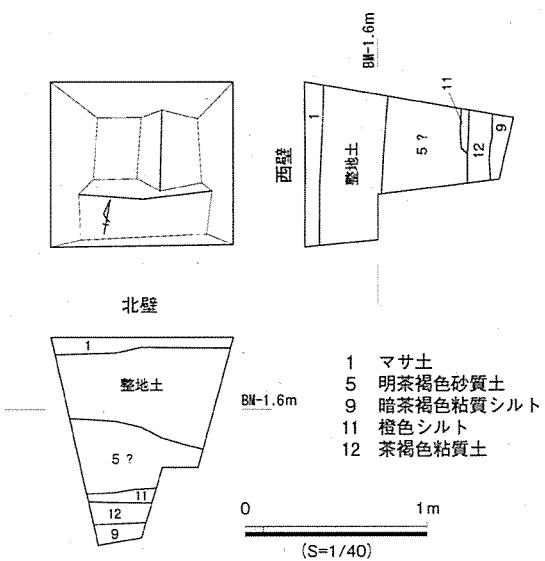
第63図 トレンチ3 土層断面（東から）



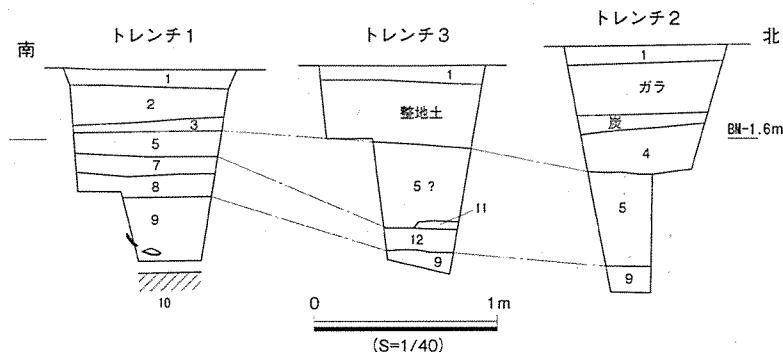
第64図 トレンチ3 土層断面（東から）

まとめ トレンチ調査の結果、5層の焼土などを多く含んだ整地土層が北側のトレンチ2で厚くなってしまい、南側のトレンチ1より低い地形であったことが判明した。中間のトレンチ3においても5?層が厚かったことから、トレンチ1との間が高位部と低位部の境目となる。今回の調査地点より西の松山往来では道の真ん中に水路がある、松山藩と浅尾藩の境界であったと言われている。元々は今回の低位部がその起源になるのかもしれない。いずれにせよ、低位部を5層で埋めることで嵩上げをし、松山往来を通したと考えられる。となると、埋め立ての時期が問題になる。今回の調査では漠然と江戸期と推測したが、今後も周囲の調査に留意し、詳細な時期を確定する必要がある。

また、トレンチ1の9層を遺構と考えると、土師器には暗文を認めることができないものの、律令的土器様式の土器形態に酷似している。役所関連の遺構、あるいはその規模拡大のための整地層と考えられる。



第65図 トレンチ3 平・断面図



第66図 南北方向の土層断面（西壁）

註 「店舗新築工事に伴う立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報9』1999年
「分譲宅地造成に伴う中村遺跡の立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報26』2017年

清水角遺跡の商業店舗建築にともなう確認調査

調査地：総社市井手字談議所 1123 番 1 ほか

調査日：平成 29（2017）年 9 月 11 日

調査概要

調査地は、清水角遺跡地内に該当し、その分布する範囲の北東域に位置している。

遺跡地内の既往調査は、都市計画道路事業において遺跡が新たに確認され、発掘調査が実施された^(註1)。これ以降においても道路事業での発掘調査^(註2)、店舗・マンションにおける確認・立会調査^(註3)を実施し、遺跡範囲の北～北東側は湿地状あるいは礫層の露出する地形になるものと予測できた。

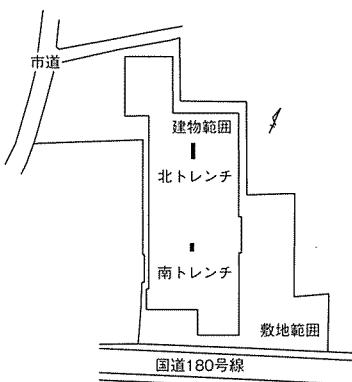
今回の開発は、商業店舗であるため、店内の柱本数は少ないものの、敷地面積の点からピロティ構造を採用したことで、強固な基礎や地中梁を設置することになった。基礎工事の掘削が深いため、遺構が存在するとすれば、現状保存は困難になると判断できた。



第68図 調査地近景（南から）



第67図 調査地位置図 (S=1/10,000)



第69図 トレンチ配置図 (S=1/2,000)

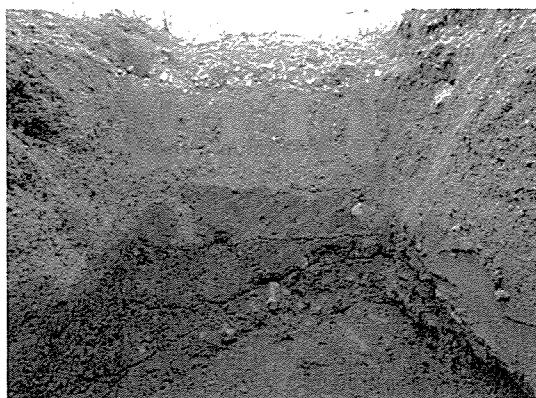
そこで、確認調査を実施して遺構の状況を把握し、造成や建築の際のデータを得ることとした。

調査は、重機を用いたトレンチ調査を実施した。

まずは建物範囲の南北中央列に確認調査トレンチを設定することとし、南側から掘削を開始した。

南トレンチ 表土を除去したところ、元の自動車修理工場を建築するにあたって行われたマサ土による造成土が 40cm の厚みで確認した。この造成土の下には水田耕作土が残され、床土も確認した。そして床土の下は 10cm 大以下の円礫を含む砂礫層となっており、トレンチの南東隅においてのみ砂礫が下降して、礫混じり～砂質土の堆積層が確認できた。

遺構・遺物とともに、検出されなかった



第70図 南トレンチ 南壁

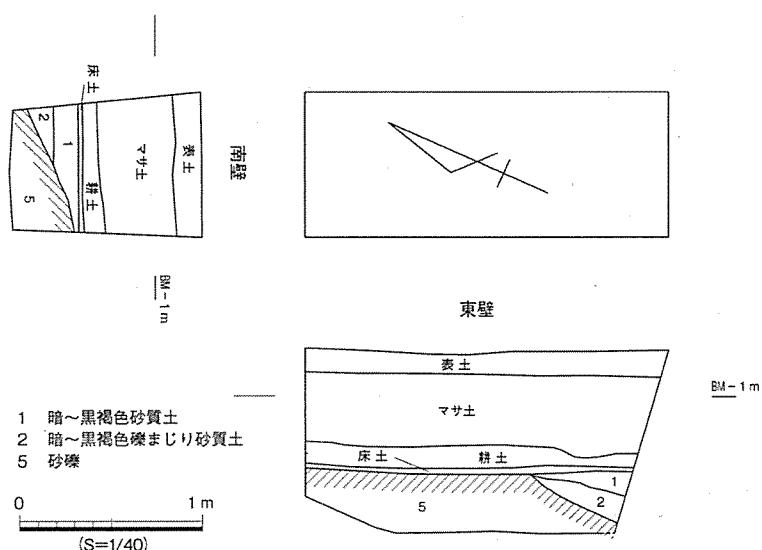


第71図 南トレンチ 東壁

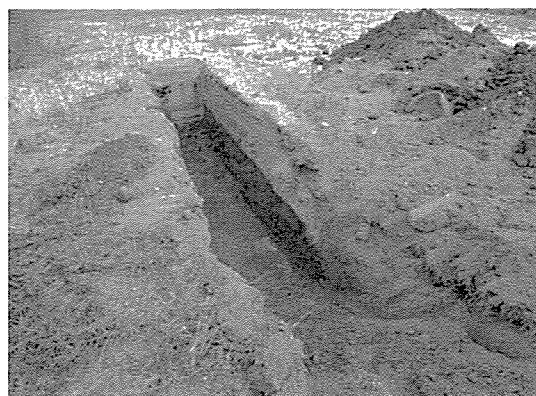
北トレンチ 南トレン
チ同様、マサ土による造
成土の下は、耕作土と床
土になっていたが、基盤
層である砂礫層との間に
1～4層の堆積土が認め
られた。

1・2層は褐色系の砂
質シルトで南から北への
堆積順が認められ、わず
かに炭粒や土質に汚れが
あることから周囲での生
活痕跡がうかがえる。ま
た、上位の5cmほどは水田耕作により赤褐色化している。3・4層は5層の砂礫の窪みに堆積する
もので、汚れのない明褐色の微砂となり、一部にラミナ状の堆積も認められることから、河川の自然
堆積層と判断した。

遺構・遺物ともに確認されなかった。



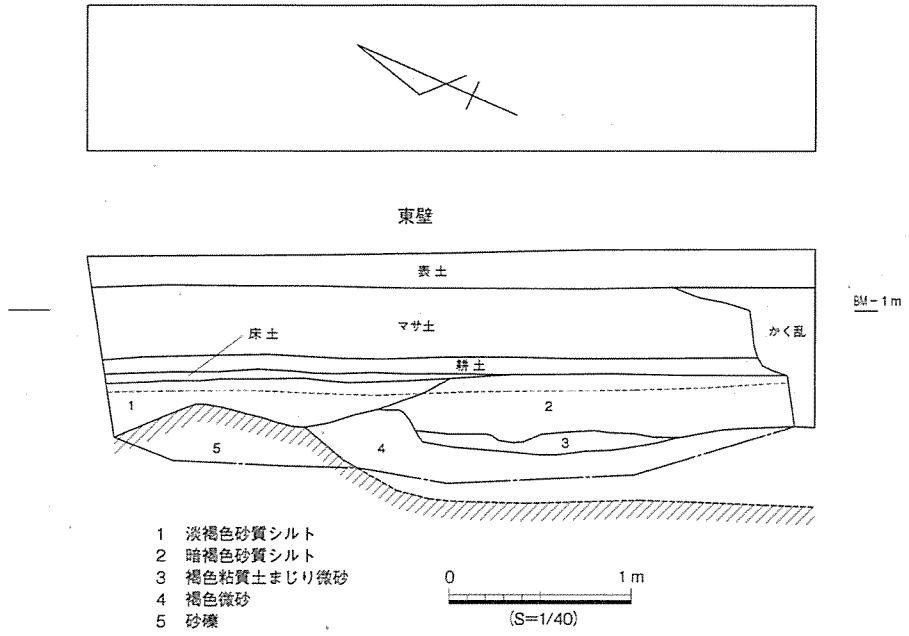
第72図 南トレンチ 平・断面図



第73図 北トレンチ (南から)



第74図 北トレンチ (西から)



第75図 北トレンチ 平・断面図

まとめ 砂礫層が耕作土直下で認められ、古い水田層も存在しない。北側の河道に沿った氾濫原として土地利用は近代までなかったものと判断される。
(前角)

- 註 1 「清水角遺跡」『総社市埋蔵文化財発掘調査 1』1984年3月
- 2 「清水角遺跡発掘調査概報」「総社市埋蔵文化財調査年報 1」1991年11月
- 3 「岡山市民生活協同組合・店舗建設に伴う確認調査」「総社市埋蔵文化財調査年報 4」1994年11月
年報4の表7「総社市埋蔵文化財調査年報 4」1994年11月
「ガソリンスタンド撤去に伴う立会調査」「総社市埋蔵文化財調査年報 18」2009年3月

総社跡のトイレ改築にともなう確認調査

調査地：総社市総社二丁目731番

調査日：平成29（2017）年9月14日

調査概要

調査地は、国府関連遺跡の一つとして総社市の史跡に指定している総社跡の範囲内に該当する。

境内地内においては、平成27・28年度に社務所増築にともなう確認調査をそれぞれ実施している^{註1)}。その結果、整地を行っている状況が確認できたほか、基盤層直上近くまで近世の瓦が含まれていたことが判明し、社務所付近は低位部であったものと判断した。

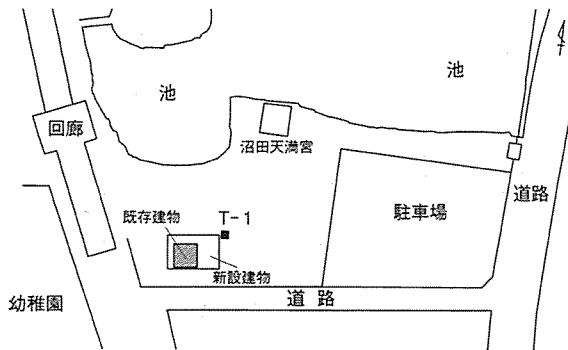
今回の地点は、分布範囲の南端に位置しているが、北側には庭園の池も近接しており、微地形の方向においても先の調査と同様になる可能性が高いものと推測していた。

調査は、当初、既存建物の東側にトレンチ設定をしたが、現況の公共下水化した以前のトイレ浄化槽が埋め込まれていた状態にあったことから、北にトレンチ位置を移動している。

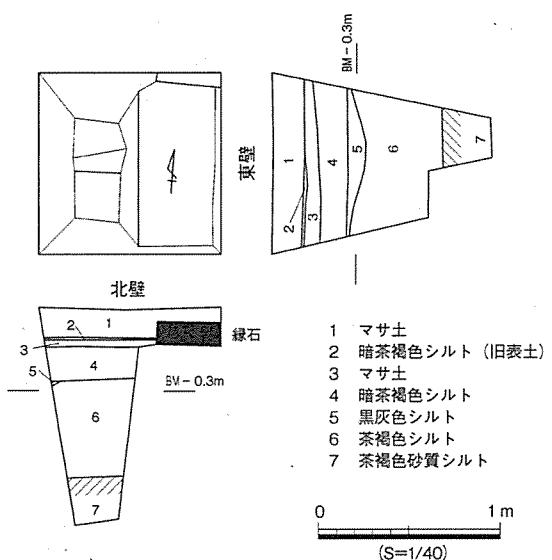
調査の結果、7層の堆積土を確認した。

1層のマサ土の下に、2層の旧表土が残り、北と東に延びるコンクリート製の縁石を検出した。縁石を設置するために3層のマサ土を堅く叩き締めており、4層とは明瞭にハダ別れをする状態であった。縁石は境内の末社にともなうものと思われ、現況の配置とは異なっていることがわかる。4層中には瓦が含まれ、5層中にも洋釘やナイロン、さらに炭を多く含んでいた。4・5層を戦後に行った整地層と判断した。この点から戦後において、縁石の時期、そして現在の時期と末社殿の配置替えが短期間に行われたものと判断した。6層は茶褐色を呈し、古代～中世の土師器が粉碎された。包含層と判断したが、土層が厚く、遺物の出土状況から整地層と考えるほうが妥当である。7層は基盤層で、微砂系に近いシルトであった。

トレンチの底面からは-35cmほどしかピンポールが打ち込めないほどに硬く締まっており、湧水も認められなかったが、やや湿り気を帯びた状態にあった。北側に園池が設置されているが、旧河道による河川堆積層を確認することはできなかった。



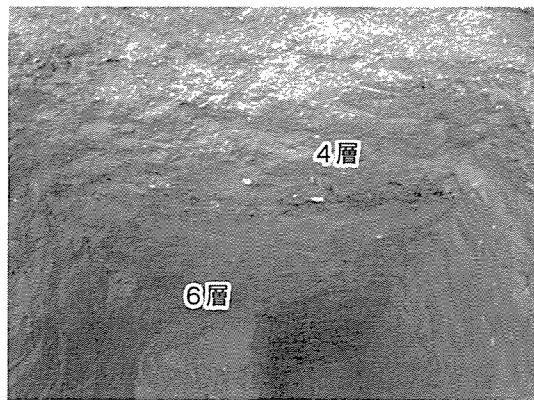
第76図 調査地位置図 (S=1/1,000)



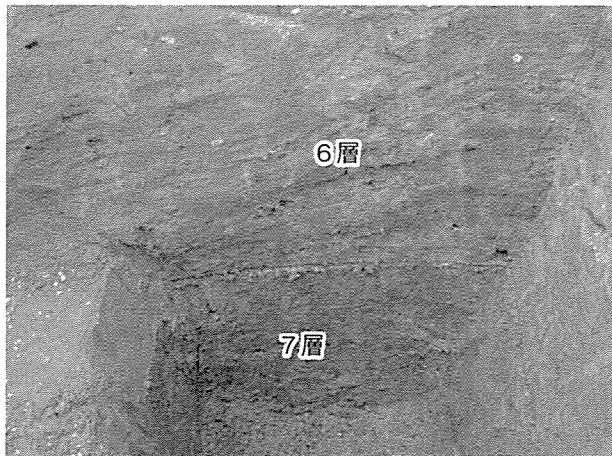
第77図 トレンチ 平・断面図



第78図 トレンチ全体（南から）



第79図 西壁土層断面（4～6層）



第80図 西壁土層断面（6・7層）

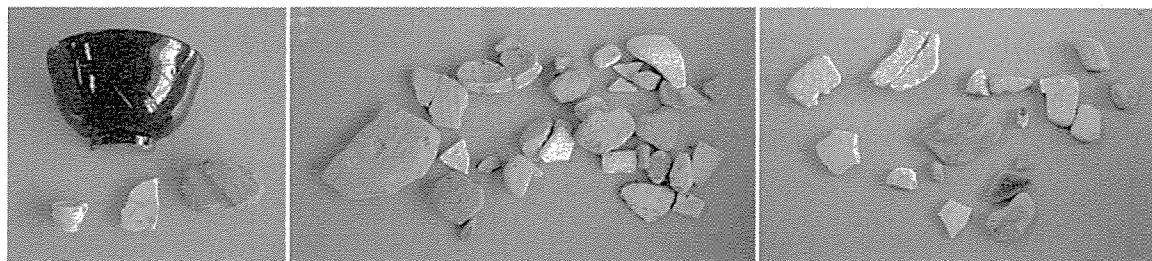
遺物は、4・5層の整地層から陶磁器、セメント瓦、ままごとの玩具も出土している。6層の整地層には古代～中世の土師器、土師質土器が出土している。

総社宮の古代に遡ると言われている三島式庭園は低位部に位置しているものの、最も低位の旧河道位置に築かれているものではなく、一段上位の地点と推定され、今回の調査地点で旧河道に関わる土層を確認できなかったので、池の北側に旧河道の中心が位置するものと判断した。

また、6層の状況は、総社跡より西へ約250mの距離があるが、中村遺跡においても同様な土層を確認している。

「総社」と備中国府との関連から、現在の商店街筋においても当該期の遺跡が存在している可能性がうかがえるものではないだろうか。今後の動向に留意する必要がある。

(前角)



第81図 出土遺物 左：4・5層 中：6層の上層 右：6層の下層

註 「社務所増築に伴う総社跡の確認調査」『総社市埋蔵文化財調査年報26』2017年3月

「社務所増築に伴う確認調査2」『総社市埋蔵文化財調査年報27』2018年3月

軽部遺跡の個人住宅地造成と電柱設置にともなう立会調査

調査地 ①清音軽部字東町 224 番 3 ②清音軽部 710 番 11

調査期間 ①平成 29 (2017) 年 9 月 20 日 ②10 月 20 日・平成 30 (2018) 年 1 月 22 日

調査概要

軽部遺跡地内において個人住宅の開発と電柱の設置があったことから、それぞれ立会調査を実施した。

軽部遺跡は、総社平野の南端、高梁川によって形成された微高地上に立地すると推測されている。しかし、遺跡分布範囲には低位部も含めたものとなっていることを指摘している^(註1)。

現在の高梁川は、清音上中島の西側を流れているが、江戸初期以前においては東側に本流（古川筋）があり、上中島はその名のごとく川中の島であった。そのため、窪屋郡と下道郡の境は軽部と上中島の間の古川筋にあった。

古川筋は、軽部遺跡と下軽部遺跡の間を流れていたと推測されるが、軽部遺跡の中にも低位部が認められ、あるいは軽部遺跡の東側にも旧河道が想定されるような複雑な様相を呈している。

これまでの調査により、軽部遺跡の北西端では中世と古墳時代の遺構面^(註2)を、北部では中世の遺構面^(註3)を、中央部では低位部^(註1)を、東部では調査例がないものの古い集落で微高地を、集落の南端では低位部^(註4)をそれぞれ確認している。このほかにも立会調査の予定地があるものの、年報における詳細な報告はされていない。

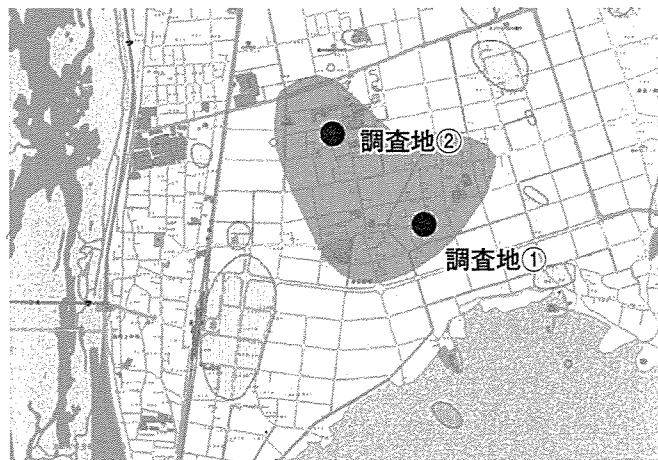
調査地①は古い集落内に位置しており、②は中央部の低位部に該当している。

①はこれまで集落内での調査報告がなかったことから、②は低位部の再確認のため、いずれも立会調査を実施した。

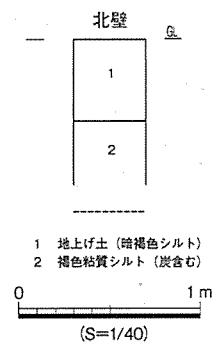
調査地① 軽部集落は、清音地区においてもっとも大きな微高地上に立地している。この微高地の周囲には西・東側を中心に低位部となる旧河道が存在しており、基本的に東の福山山塊裾部より西の現高梁川に向って河道が順次移動したものと推定される。江戸期に高梁川の右岸に川辺宿が置かれた以前は、左岸に軽部宿が置かれており、その最有力候補地として本微高地が想定できる。

しかし、これまでに発掘調査はおろか、立会調査についても皆無であったことから、事前の確認調査として実施すべきものであったと反省をしている。

造成工事にともなう擁壁の掘削は、地表面より - 80cm で、1 層が既



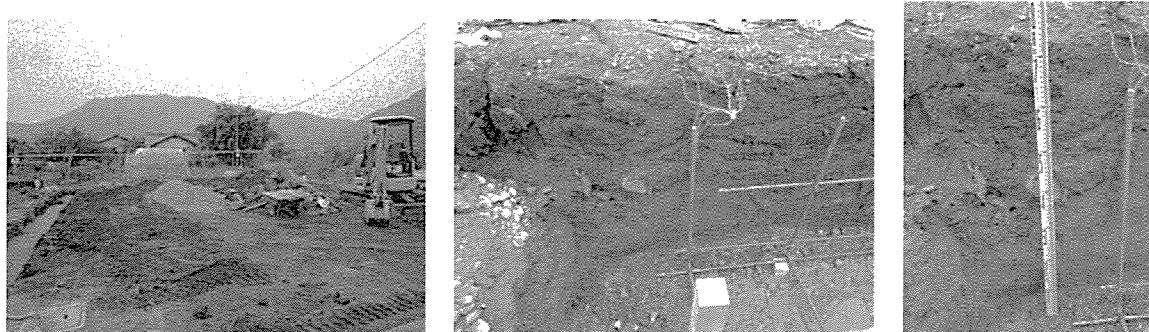
第82図 調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/10,000)
『おかやま全県統合型GIS』より転載



第83図 土層模式図

存宅地のための造成土、2層が炭を含むことから包含層と考えている。ピンポールの感触によると、掘削底面より - 35cm で硬くなり、間に遺構面が存在し、かつ微高地の基盤層へつづくものか。この点の確認においても立会調査ではなく事前調査の必要性があった。

調査地は、微高地のほぼ中央部に位置していることから、何らかの遺構・遺物が検出できるものと思われたが、いずれも検出・出土していない。



第84図 調査地① 左：調査状況（東から） 中：土層断面（南から） 右：土層断面詳細

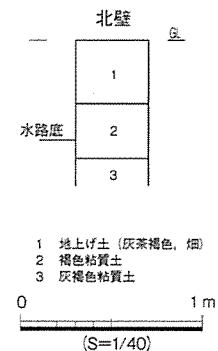
調査地② 註3の調査により、北西側に向って微高地、南東側に低位部を形成していたと判断した。さらに、西側に向っても低位部で、水田地帯になるものと予測し、北西側の微高地が広くなるものとは考えていない。このことから註2の北西端地点との間にも旧河道が存在し、別々の遺跡として取り扱うべきことを指摘している^{註1)}。

調査地②の調査は、低位部であることを再確認するために実施した。

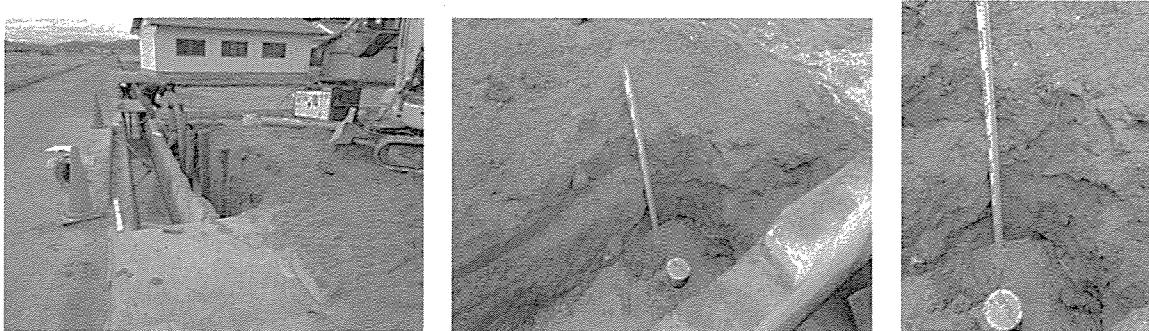
調査地は、すでに畑地として水田からの地上げを行っていたため、事前の確認調査を実施するには重機を用いる必要があったことや、造成工事が南側の道路に橋梁を架設する掘削工事のみで、用水路も存在し、立会調査の条件は悪かった。

畑地として地上げした1の下に、2の淡黄褐色粘質土、3の褐色粘質土となり、3の上位にマンガンが沈殿していることから2層は旧水田層と判断した。また、2・3層には微砂が多く含まれている。

掘削底以下は、ピンポールを50cm以上も打ち込むことができ、軟質な土層であった。しかし、基礎底への地盤補強とした丸太杭による基礎工法によると、1.5m打ち込んだ地点で止まっていることから、これ以下は堅く締まった砂層であると判断した。



第85図 土層模式図



第86図 調査地② 左：調査状況（東から） 中：土層断面（南から） 右：土層断面詳細

遺構は掘削の多くが水路の掘り方と重なっていたため、検出できなかった。また、遺物も出土していない。

土層からは中世以降の水田層のみであり、それ以下も軟質土になることから、中世以前は低位部で土地利用のできなかった状況にあった。

また、敷地内において新たに電柱を設置することから、立会調査を行った。

設置位置は、敷地の南西端で、橋梁のすぐ横になる。

30cmを面的に掘り下げた後、アースオーガで直径50cmほどの穴を2.3mまで掘り下げた。掘削の30cmは造成土内で、その下の水田層以下、黄褐色粘質土、青灰色粘土、茶褐色粘質土となっており、石はまったく含まれず、軟質な土層のみであった。

のことから微高地の土は認められず、低位部で、グライ化され還元状態の青灰色は湿地状態を示すものか。これ以下は、橋梁の立会調査で確認した砂層になる。 (前角)



第87図 調査地② 左：調査状況（東から） 中：掘り上がった土 右：掘り上がり

註1 「軽部遺跡地内の個人住宅建設に伴う認調査」『総社市埋蔵文化財調査年報25』2016年

2 「個人住宅建設に伴う立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報20』2011年, p19

「個人住宅造成工事に伴う立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報20』2011年, p30

「農業用水路改修工事に伴う立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報20』2011年, p32

3 「(仮称)生涯学習センター予定地内の試掘調査結果について」『総社市埋蔵文化財調査年報16』2007年

4 「個人住宅建設に伴う立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報24』2015年, p25

井尻野遺跡の分譲住宅地開発にともなう試掘・確認調査

調査地 井尻野1399番1ほか

調査期間 平成29(2017)年9月21・22日

調査面積 4m²

調査にいたる経緯

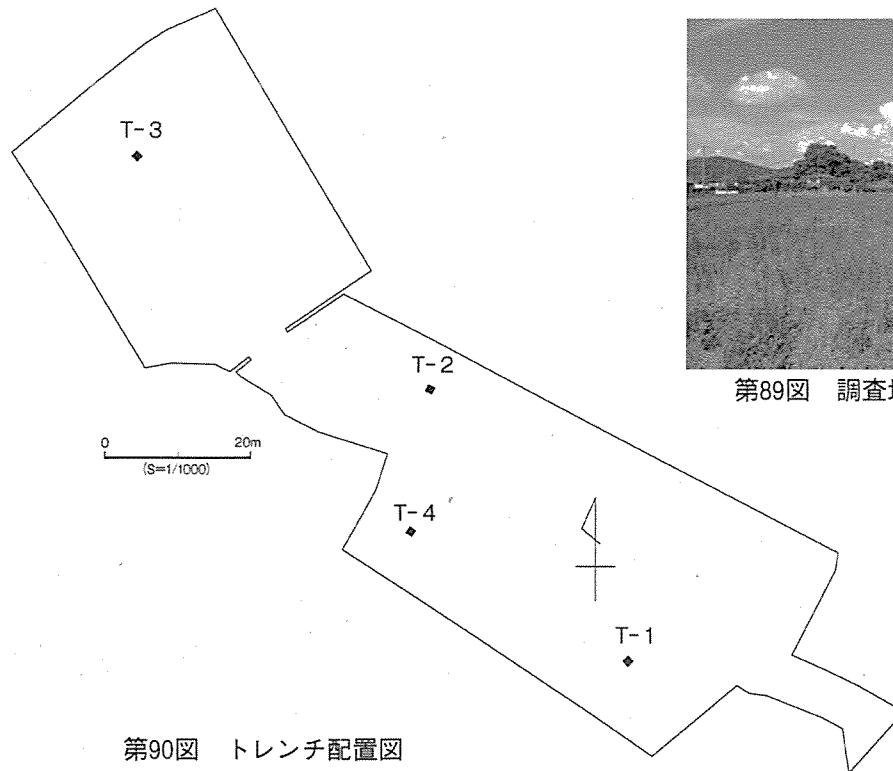
井尻野遺跡地内とその縁辺部(南側)において、分譲住宅地16区画の開発が計画され、事前の確認調査および試掘調査を実施した。

井尻野遺跡は、弥生時代～中世の散布地であり、該当する時期の土器類のほか、先土器時代の黒曜石製尖頭器も採集されている(『おかやま全県統合型GIS』「埋蔵文化財(遺跡)」)。

遺跡の立地は、丘陵斜面地と高梁川より取水する十二箇郷用水の幹線水路に沿った平地部を範囲指定しているが、これまでに発掘調査を実施した事例がなく、詳細な遺跡内容はわかつていない。



第88図 調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/10,000)
(『おかやま全県統合型GIS』より転載)



第89図 調査地の近景(南から)

0
(S=1/1000)

20m

第90図 トレンチ配置図

平成27（2015）年度には今回の調査地の北西約50mの平地部で確認調査を実施している^(註1)。中近世の水田層（3a・3b）を確認し、それ以下も軟質な堆積層で、包蔵地は確認できなかったとの報告である。しかしながら、その後の工事立会においては「微高地が確認されるも遺構は溝1条のみ」との調査記録になる^(註2)。微高地の時期や溝の検出レベル等の記載がないため、そのまま確認調査結果との整合性を判断できないが、2a・2b層とした客土も含めた再検討が必要であろう。現時点では確認調査結果を優先すべきと考える。

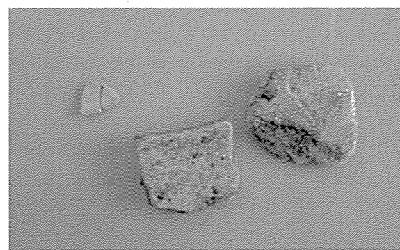
今回の調査地は遺跡範囲の南端にあたる平地部に位置し、開発範囲の北部が遺跡範囲に該当した。そのため、南側の遺跡範囲外も含めて、全体の状況を把握するための確認と試掘調査を実施した。

トレンチ1（T-1）開発範囲の南端に設定し、1m四方を掘り下げた。

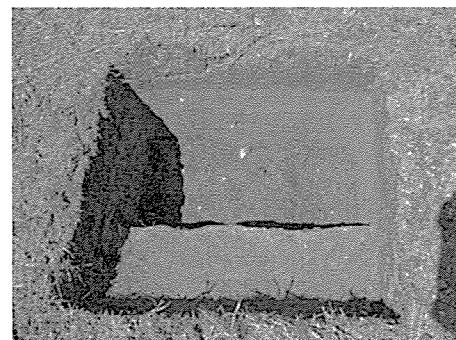
耕土の下に4層の堆積土を確認し、トレンチ底で地山となる砂礫層（6層）を検出した。2・3層が旧水田層で、2層が耕作土、3層が床土になる。その下の4層では微砂が多く含まれ、5層ではマンガンの沈殿が認められた。

遺物は、4・5層から出土した。わずかに土師器が3点で、2点が中世土師器の鍋片である。

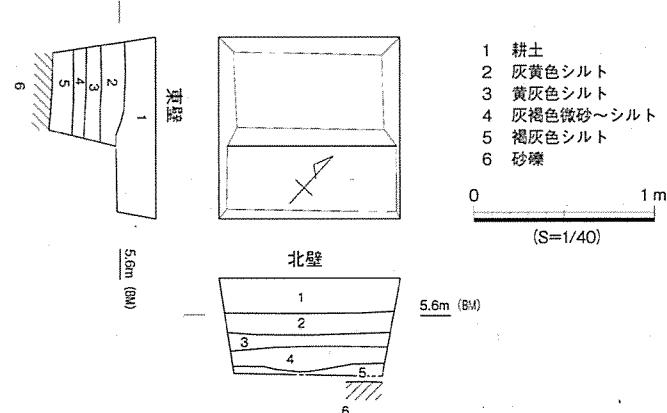
洪水砂に起因する4層に遺物が含まれていたことから安定した地形であったとはいえず、4層の形成後に、2・3層による水田耕作がなされたものであろう。4層が中世になることから、2・3層の形成は近世か。



第93図 トレンチ1 出土遺物



第91図 トレンチ1（南から）



第92図 トレンチ1 平・断面図

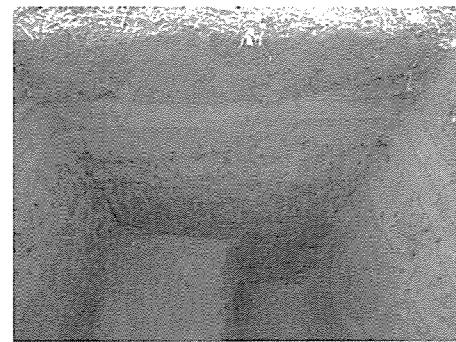
トレンチ2（T-2）敷地の中央部東側に設定した。

2・3層の水田層の下に4・5層となるものの分層ができず、再堆積層の可能性がある。また、6層とした砂礫層も検出できず、7・8層のシルト～微砂となった。さらにトレンチ底から0.7mまでピンポールが打ち込まれた。砂礫層はこれ以下に存在するものと考えられる。

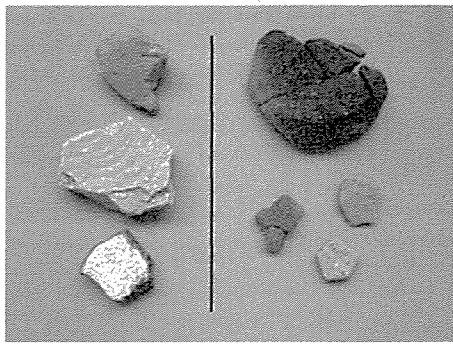
遺物は4～5層から須恵器・土師器、7層から土師器・弥生土器が出土した。

弥生土器は、明瞭な平底にならない底部片である。

土師器は、いずれも小片にすぎない。



第94図 トレンチ2（南から）



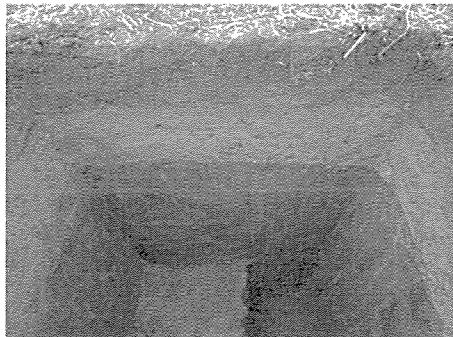
第95図 トレンチ2 出土遺物
左：4～5層 右：7層

トレンチ3（T-3） 北端に設定した。

トレンチ1の2・3層とはやや異なり、砂質系に変化している。それぞれ2枚が交互で堆積し、2+が旧耕土、3+を床土と判断した。

4・5層は存在せず、トレンチ2の7・8層になっているが、7層の上面はトレンチ2よりレベル的に高くなっているほか、8層は堅く締まり、ピンポールは0.3mほどしか打ち込めなかった。

遺物は、7層から土師器2点が出土したほか、炭粒が含まれていた。



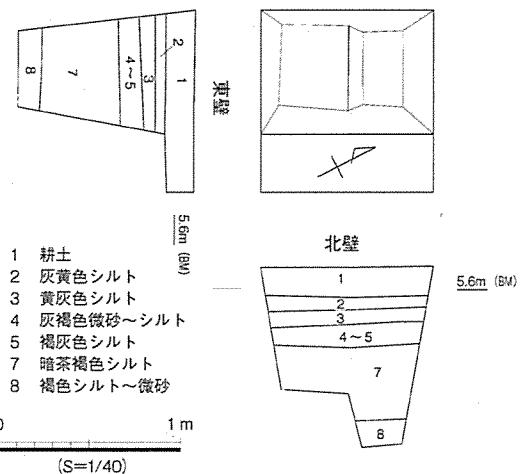
第97図 トレンチ3（南から）

トレンチ4（T-4） トレンチ2の南に設定した。

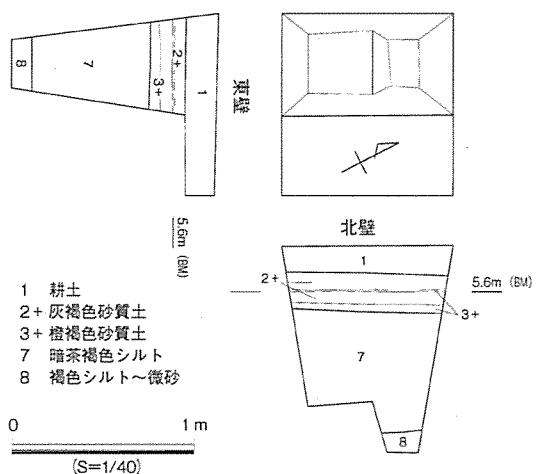
トレンチ1の地山層となる6層の砂礫を確認するためである。

- 0.7mまで掘り下げたが、砂礫は確認できず、トレンチ底よりピンポールを打ち込み、さらに0.7m下で砂礫になることを確認した。

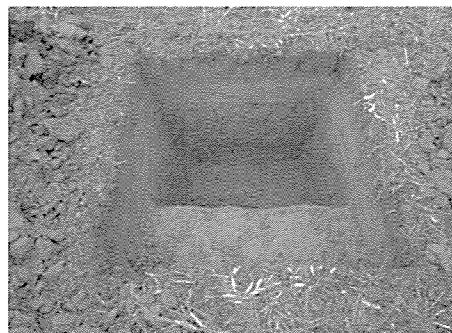
4層の洪水砂は存在せず、3層の下はトレンチ1の5層になっていた。しかし、その下は6層の地山でなく、7層の堆積土（8層を含むか）となっている。遺物は、5・7層から出土した。5層からは土師器、土師質土器のほかに、鉄釘が1点出土した。7層も土師器、土師質土器である。



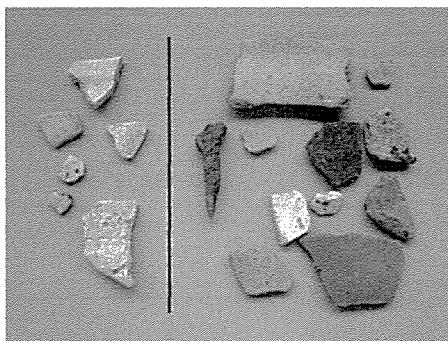
第96図 トレンチ2 平・断面図



第98図 トレンチ3 平・断面図



第99図 トレンチ4（南から）



第100図 トレンチ4 出土遺物
左：7層 右：5層

まとめ

確認および試掘調査によって、井尻野遺跡の南端部とさらに南側の遺跡外を含む平地部では、近世の水田層が形成されている以外、遺構を確認することできなかった。

トレンチ1では砂礫の位置が高く、北側に向かって低位部が広がり、低位部の埋没過程のなかで古代から中世の土器類をわずかに包含していることがわかった。トレンチ3では、トレンチ2より7層の堆積土が高いレベルにあり、8層も締まっていることから、北側の丘陵地の地層（洪積層）が下位に存在するものと推測される。また、遺物の出土点数も、ほかのトレンチより多いことから、北側の丘陵斜面地に生活地があったものと推測できよう。

トレンチ2の地点付近が最も低位部の深くなるところで、旧河道が北側の丘陵地裾を北西から東へ流れていたことで、トレンチ1付近より南側に微高地を形できた可能性が考えられる。しかしながら、高梁川が総社平野に向かって流れ出す最初の分流地点にあたることから、かなりの河道の変動があつたものと推測され、平野部では小規模で短時期の遺跡形成に過ぎなかったものと考えている。（前角）

註1 「井尻野地内の分譲住宅地造成に伴う確認調査」『総社市埋蔵文化財調査年報25』2016年, p61

2 「第2表 平成26年度埋蔵文化財発掘の届出・通知」番号51『総社市埋蔵文化財調査年報25』2016年, p5

金井戸天原遺跡の個人住宅地造成にともなう立会調査

調査地 総社市金井戸字南国府東 383 番 3 ほか

調査期間 平成 29 (2017) 年 10 月 26 日

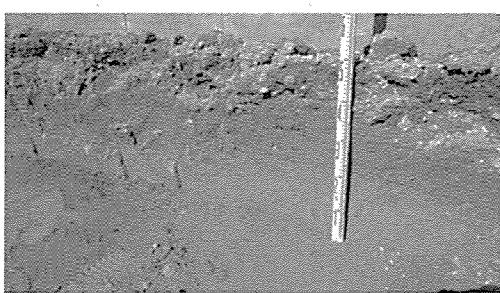
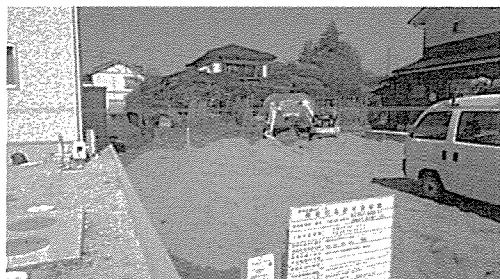
調査概要

金井戸天原遺跡地内では、平成 26 年度に東隣と西隣で同様の個人住宅地造成にともなう立会調査例がある（註）。東隣では耕作土直下で 2 層の基盤層になり、それを掘り込む溝・土坑・柱穴・ピットが検出された。遺物は弥生土器・古代土器が出土している。西隣でも 7 層の基盤層に掘り込まれた土坑・溝・ピットが検出された。基盤層は耕土直下ではなく、2 層の間層が認められ、地形的に西に向って基盤層が下降しているものと推測できる。

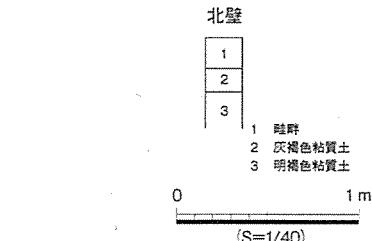
調査は、北側の擁壁掘削工事に対して実施した。

畦畔の下に 2 層の土層を確認した。2 層が耕作土、3 層が基盤層になる。基盤層以下はピンポールの感触によると 0.8 m まで軽く打ち込め、3 層に近いシルトか粘質土が続くようである。

遺構は検出できず、遺物は 2 層中より中世？土師器がわずかに 1 点出土したのみである。（前角）



第103図 左上：全景（南から）
右上：掘削（南西から）
左下：土層断面（南から）



第104図 土層模式図

註 「個人住宅地造成に伴う立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報 26』2017 年, p64

「個人住宅地造成に伴う立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報 26』2017 年, p72

三須遺跡群の個人住宅地造成にともなう立会調査

所在地 ①三須字東田 1316 番 1 ほか ②三須字東田 1316 番 5

調査期間 ①平成 29 (2017) 年 11 月 9 日 ②平成 30 (2018) 年 2 月 2 日

調査概要

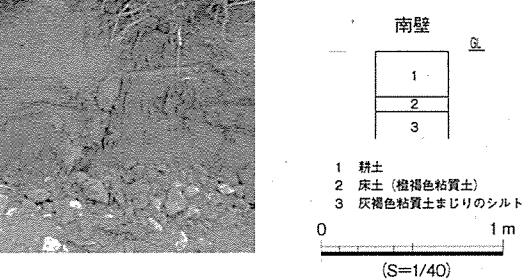
三須遺跡群は総社平野の南東部に位置し、平野を南北に分ける井手川右岸の自然堤防上に立地している。遺跡群は、三須畠田遺跡、牛神遺跡、観音堂遺跡、東田遺跡、中所遺跡で構成されているが、それぞれの遺跡境については道路境を用いて小字名を当てたことから、遺跡範囲が不明瞭となり、発掘調査における調査区設定においても錯綜した状態になっている^(註1)。三須畠田遺跡以外の遺跡については、今後の調査をふまえて再検討、再名称付けが必要であろう。

今回の調査地は、平成 27 年度に確認調査を実施した事業地内に該当している^(註2)。その結果、基盤層が微砂となることから安定した微高地ではなく、井手川の北上にあわせて微高地化し、中世段階より集落形成がはじまったものと推測した。遺物の出土量もわずかで、集落の縁辺部あるいは耕作地であったと考えている。

調査地①は、南側の擁壁において実施した。幅 1.4 m の掘削である。



第106図 調査状況
左：掘削状況（東から）
右：土層断面（北から）



第107図 土層模式図

耕土の下に 2 層の土層を確認した。2 層は床土で、3 層は平成 27 年度の 2 層に該当するものか。底面以下は 0.8 m まで軽くピンポールが打ち込め、微砂と判断した。

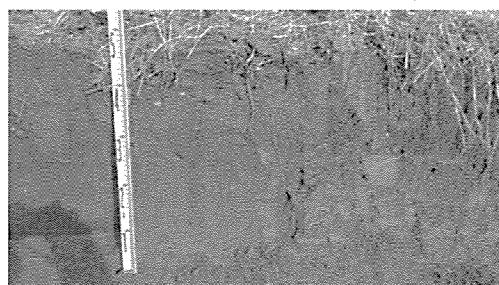
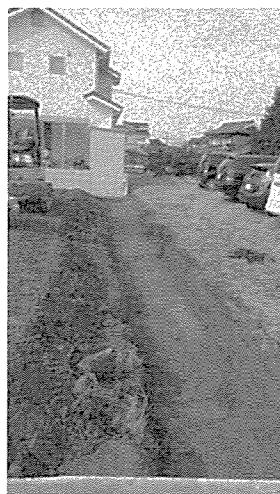
遺構も遺物も確認できなかった。

調査地②は、分譲区画の東端である。北側の擁壁に対して実施した。

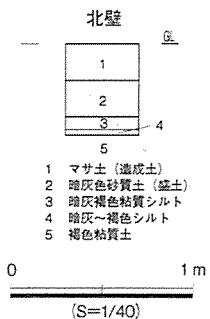
マサ土の造成土の下に、発泡スチロールを含んだ2層の盛土、その下に3層の水田耕作土、4層の床土が認められ、掘削底面が5層であった。5層中には炭粒がまじるほか、東側部分では褐色から赤い砂系となっていた。

遺構は検出できなかったが、5層中より土器が出土している。弥生土器か古式土師器の底部片で平底に近い底部である。

5層を包含層として、これ以下に遺構面が存在する可能性があり、5層が註2の2層に該当し、註2の3層の遺構面が下層になるものと考えている。



第108図 調査状況
左：掘削状況（東から）
右：土層断面（南から）



第109図 土層模式図

今回の調査地も、平成27年度の確認調査地と同じ東西方向の並びであって、北側の井手川と並行関係にあたることから、大きな土層の変化は認められなかった。しかし、調査地②の底面の5層が西側の粘質土から東側の砂系に変わっている点で、西側の粘質土が砂系の上層に載るのか、下層に潜るので、低位部の方向はまったく異なることになる。掘削底面以下の調査を実施していないので判断できないが、現況の集落形成から推測して東側に低位部があるものと考えておきたい。（前角）

- 註1 「三須地区県営は場整備事業に伴う確認調査」『総社市埋蔵文化財調査年報7』1997年
「東総社中原本線改良事業（三須地区）に伴う発掘調査」『総社市埋蔵文化財調査年報10』2001年
「東総社中原本線改良事業に伴う発掘調査」『総社市埋蔵文化財調査年報11』2002年
「東総社中原本線改良事業に伴う発掘調査（三須地区）」『総社市埋蔵文化財調査年報12』2003年
「平成14・15年度 東総社中原本線改良事業に伴う発掘調査」『総社市埋蔵文化財調査年報14』2005年
2 「分譲宅地造成に伴う三須遺跡群の確認調査」『総社市埋蔵文化財調査年報26』2017年

名称未定遺跡（清音三因）の個人住宅地造成にともなう確認調査

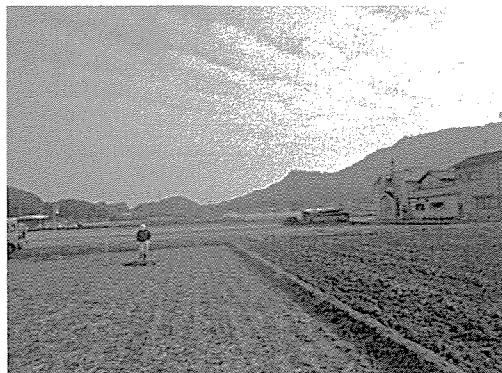
調査地：総社市清音三因1番8

調査日：平成29（2017）年12月8日・平成30（2018）年3月1日

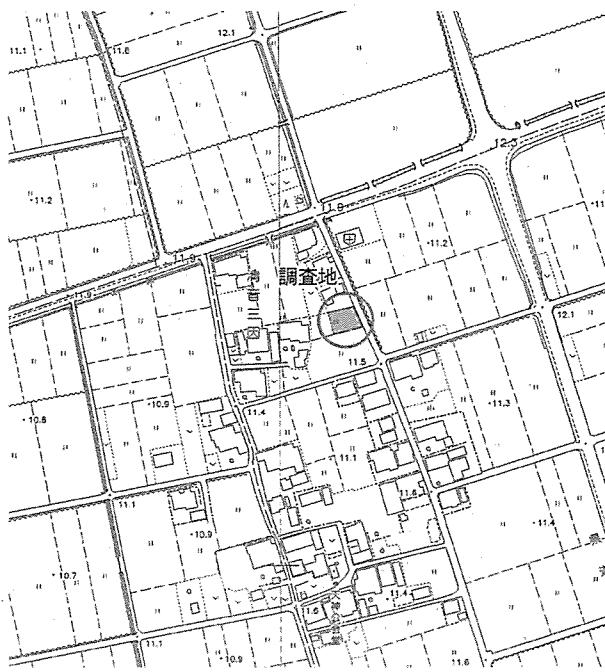
調査概要

調査地は、清音三因地区に所在する名称未定遺跡である。現集落と北西端の畠で土師器が採集され、散布地とした周知遺跡である。

遺跡は高梁川左岸の平地に立地しており、周囲には多くの旧河道が認められる。旧河道は東側の丘陵裾から現在の流路へと順次西に



第110図 調査地近景（西から）



第111図 調査地位置図 (S=1/5,000)

向かって移動していったものと推定され、その時々に自然堤防を形成していったものと思われる。そのひとつに本遺跡も立地するものと判断され、北の下三輪地区から南西の軽部地区に向かって細長く延びた微高地上にあたる。

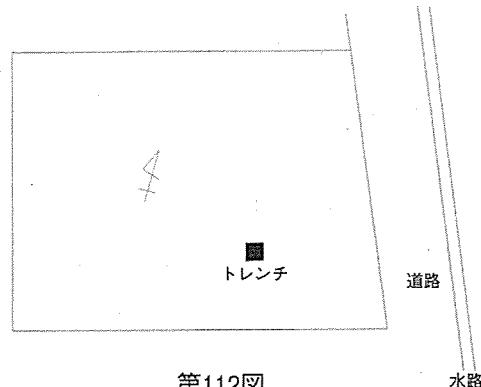
名称未定遺跡地内での既往調査はこれまでなかった。

そこで今回の開発にともなって遺跡の内容について確認することとした。

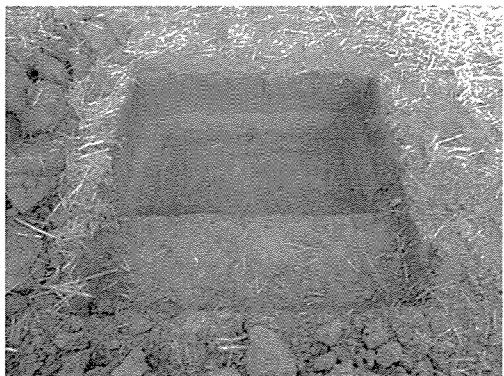
遺跡の中心地は南側にあり、古くからの家並みが形成されて現集落となっているが、調査地は北端に位置し、しかも新しい住宅地である。この点から微高地の北側が旧河道によって分断され、北に向かって地形が下降しているものではないかと推測した。

トレンチを1か所に設定した。規模は 1×1 mである。

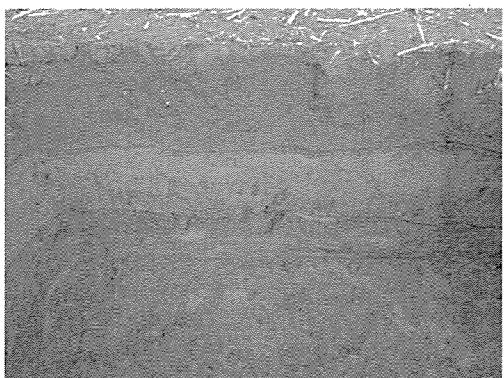
耕土・床土の下に2層の土層を確認した。1層には根に付着する赤褐色の鉄分が多く認められ、やや湿地状の堆積と判断した。2層は細砂を含む粘土で、軟質であった。底面以下はピンポールによると2層が続くようで、-0.9mで固く締まった砂になり打ち込むことができなかった。これ以下に砂礫層が存在するのであろうか。



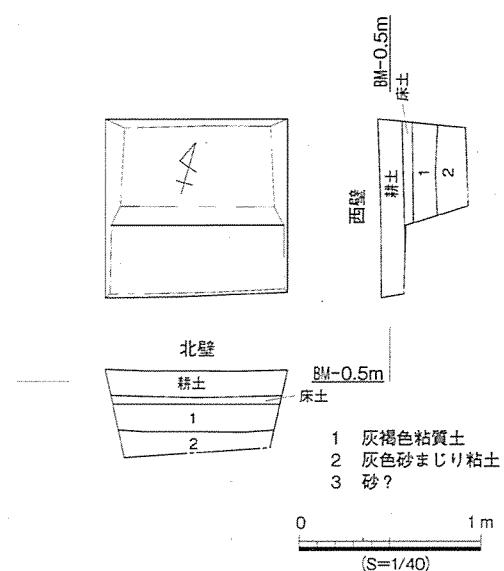
第112図
トレンチ配置図 (S=1/200)



第113図 トレンチ（南から）



第114図 トレンチ 土層断面（南から）



第115図 トレンチ 平・断面図

遺物は1層中より土師器と思われる土器微片が1点出土したのみである。

調査の結果、1層が水田層になると考えられるものの、湿地状であり、出土した遺物から時期は確定できなかった。出土量からみても長期的な集落遺跡が営まれていたものとは考えにくい。

また、南西に続く微高地上においても現集落が途切れており、この間にも河道による微高地の分断があったものと判断できる。調査地の西側で実施した軽部川の河川改修工事において、北から砂礫層が南に下降し、軽部地区との境を過ぎてまた砂礫層が高くなるという立会調査結果であって、今回の調査からもそのことを裏付けることができた¹⁶⁾。そして軽部地区でも周知遺跡は確認されていないが、その集落規模を勘案すると遺跡の存在は確実と推測できよう。今後の開発に留意する必要がある。

(前角)

註 「軽部川改修工事における緊急調査について」『総社市埋蔵文化財調査年報16』2007年2月

総社保育所の建替えにともなう試掘調査

所在地：総社市門田 1717 番 4

調査日：平成 30（2018）年 2月 12 日

調査概要

総社保育所およびその周辺における周知遺跡は、保育所から北へ約 100 m の地点に所在している宮東遺跡 1 か所のみである。

宮東遺跡は、平成 10 年に住宅団地造成にともなった試掘調査によつて新規に発見されたものである^(註1)。古墳時代後期の竪穴住居や溝、土坑が検出された集落遺跡で、中世以降は水田耕作地に変わっている。

また、西約 80 m 地点の試掘調査では複数枚の水田層の存在を確認し^(註2)、調査地の西隣の地点では礫層を確認したほか須恵器が出土している^(註3)。東の小学校敷地内の児童放課後クラブ施設建設とともに立会調査も実施されているが調査所見は掲載されていない^(註4)。いずれにおいても宮東遺跡以外に遺跡の存在は確認されていない。

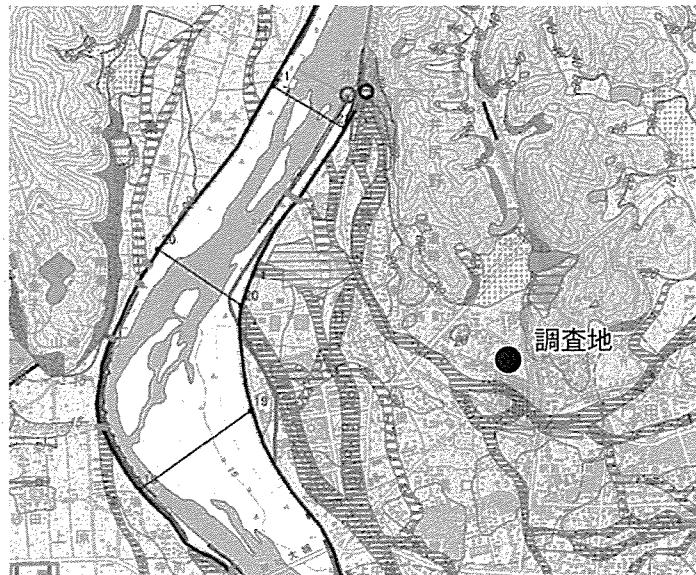
事業の実施に先立っては、遺跡の存在有無を確認するために試掘調査を実施した。

調査は、2 か所にトレーンチを設定した。

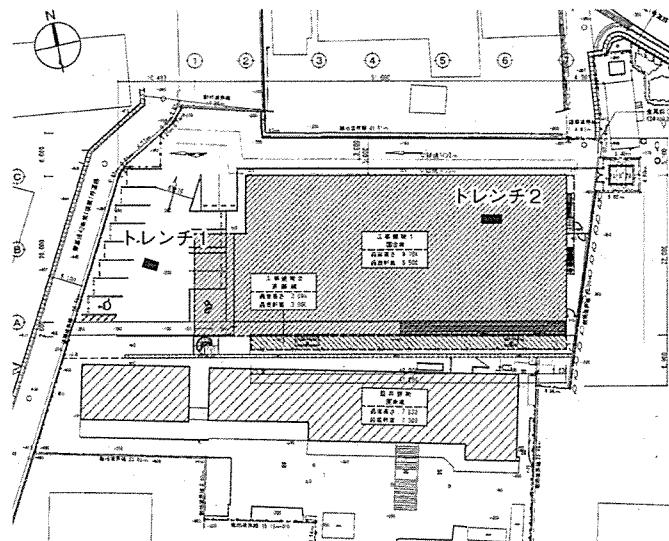
トレーンチ 1 は、園庭の西端で 1.2 × 2.5 m の範囲を 1.6 m まで掘り下げた。

1 層のマサ土による造成土の下に、水田耕作土と床土の 2・3 層があり、その下に 4~6 層を確認し、底面より -0.7 m 以下で砂礫層になった。4 層は明黄色系、5 層はマンガンを多く含む灰褐色系、6 層は暗褐色系で、沼地状の堆積土層に相当するものと判断した。

遺物は、5 層から出土した。土師器と土師質土器で、土鍋、高台付椀、平底杯などであるが、いず



第116図 治水地形分類図 (S=1/25,000)



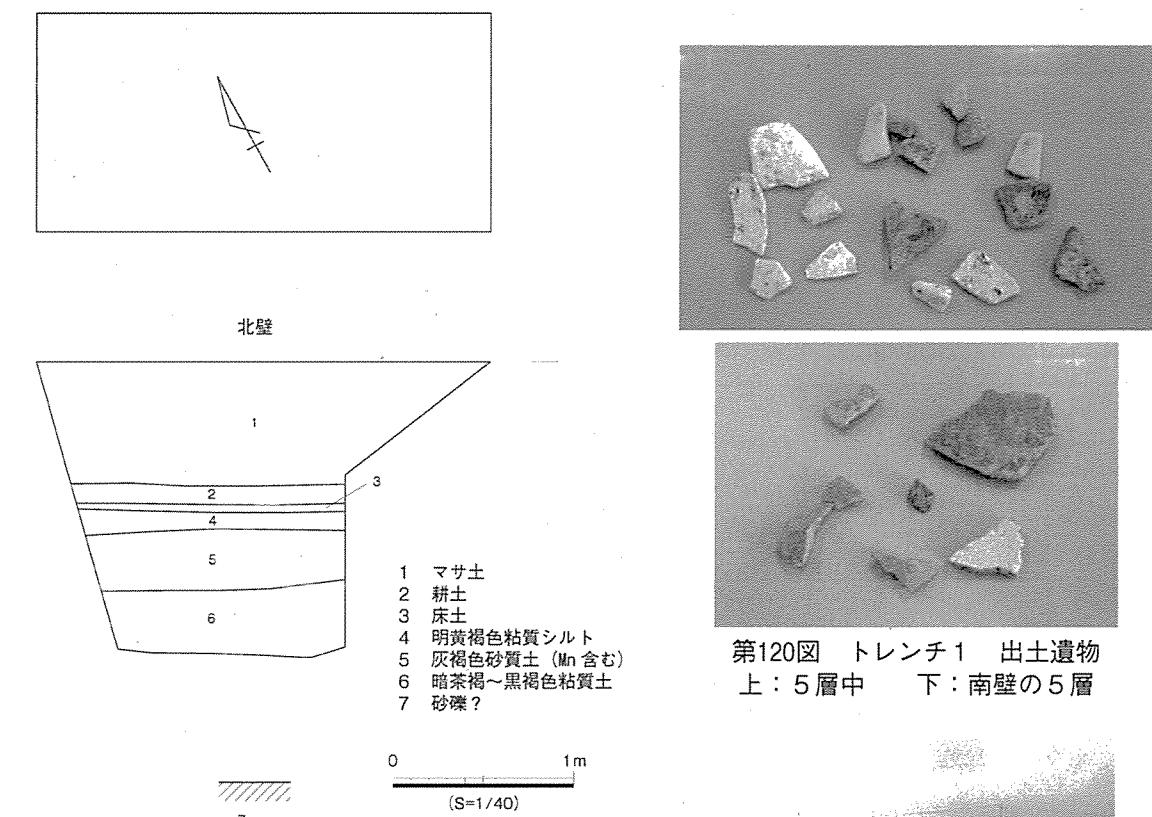
第117図 トレーンチ配置図 (S=1/1,000)

れも小片にすぎず、点数もわずかであった。とくに土師器には鉄分が付着しており、當時滯水状態にあったことがうかがえる。

出土遺物の時期は、中世である。



第118図 トレンチ1 (南から) 左:調査状況 中:全景 右:土層断面



第119図 トレンチ1 平・断面図

第120図 トレンチ1 出土遺物
上: 5層中 下: 南壁の5層

トレンチ2は、東側の駐車場に設定した。

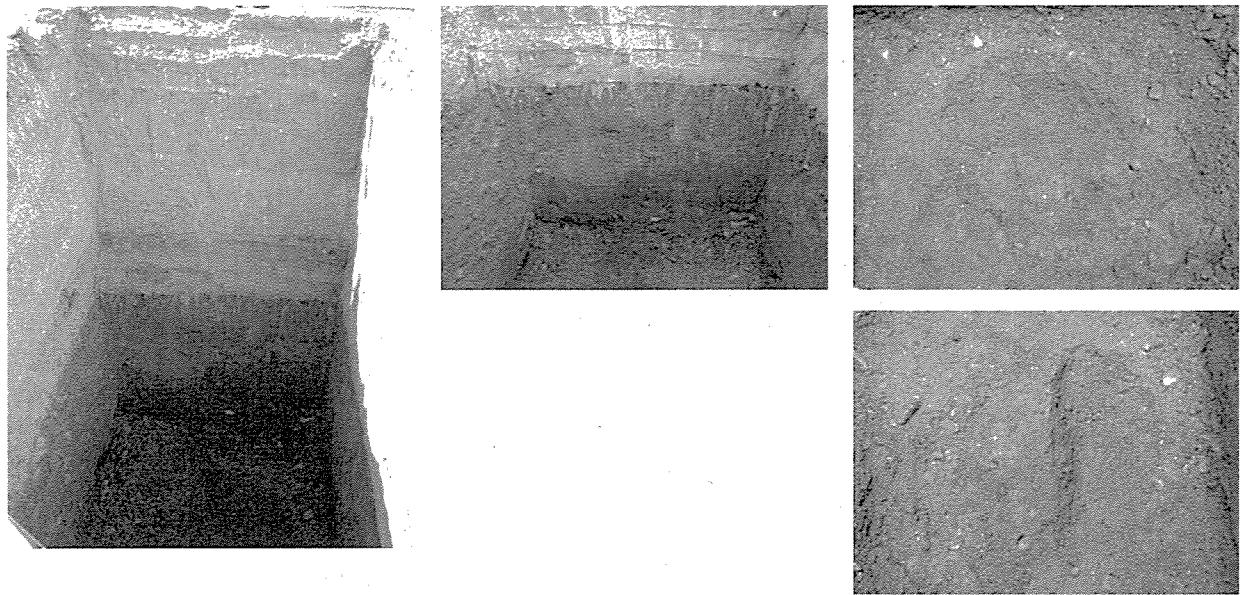
1.2 × 2.75 mの範囲を1.8 mまで掘り下げた。

1～4層までは、トレンチ1と同一であった。それ以下は5・6層に近いものの、トレンチ間が約45 mと距離があったことから、8・9層として区別した。8層はマンガンの沈殿の有無でa・b層に細分した。b層には円碟も含まれていた。9層には炭粒が多く含まれており、ごく近くに生活痕跡が存在していることがうかがえた。そして7層の地山とした砂礫になった。

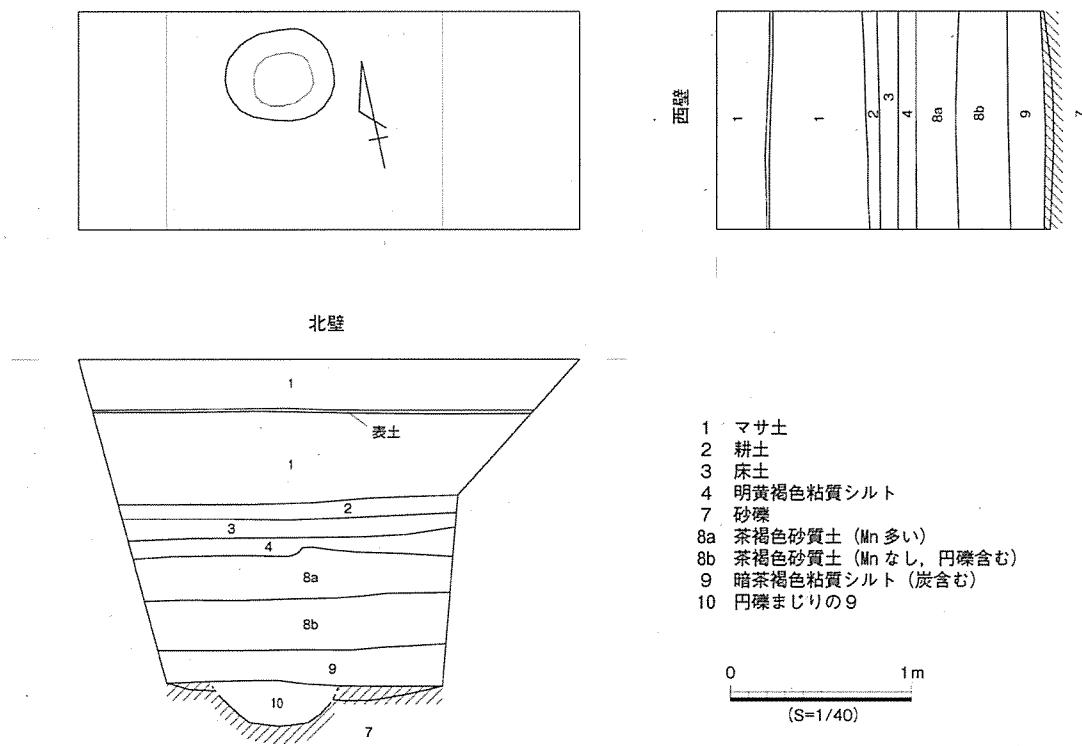


第121図 トレンチ2
調査状況 (東から)

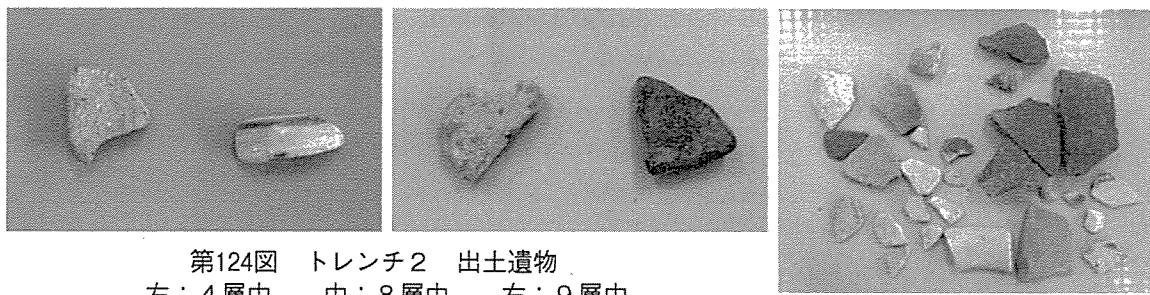
この砂礫層の上面において、直径 0.5 ~ 0.6 m の円形土坑を検出した。深さは 15cm ほどと浅く、砂礫まじりの 9 層により埋まっていた。



第122図 トレンチ2
 左：土層断面（東から） 中：土層断面（詳細、東から）
 右上：土坑の検出状況（東から） 右下：土坑の断ち割り状況（東から）



第123図 トレンチ2 平・断面図



第124図 トレンチ2 出土遺物
左：4層中 中：8層中 右：9層中

遺物は、4・8a・9層から出土した。4・8a層からは高台付杯などの中世土師器が、9層からは高壇などの弥生土器が出土した。

まとめ 調査の結果、調査地の西側は湿地状の5層より出土した中世土師器から、近世になって耕作地へ変わったものと判断した。対して、東側は8層が5層にくらべてより陸地化していると判断したもの、遺物の出土量からみても周囲に中世集落が存在している可能性は少ないものと推測している。

しかし、9層では、炭粒が多く含まれた堆積土となっており、土色も濃く、明瞭ではないが基盤層の7層に掘り込まれた土坑も検出できた。さらに、9層からは遺物も多く出土している。遺物は弥生時代後期のものであり、その時期の集落が周囲に存在するものと思われるが、9層中に小片以下の遺物が散在する状況にあることや、基盤層が砂礫層で西に向かって下降してくる状況から、河道により近い位置にあたり、9層の堆積過程のなかで遺物が混入したものと思われる。このことから調査地の東側には弥生時代後期の集落が形成されているが、調査地においては砂礫層を遺構面としていることから安定した状況になく、集落の縁辺部に該当しているものと判断した。 (前角)

- 註 1 「共同住宅造成に伴う確認・立会調査」『総社市埋蔵文化財調査年報9』1999年
- 2 「共同住宅建設に伴う試掘調査」『総社市埋蔵文化財調査年報17』2008年
- 3 「表1 立会・確認調査一覧表」の番号16 『総社市埋蔵文化財調査年報5』1995年
- 4 「表2 立会・確認調査一覧表」の番号45 『総社市埋蔵文化財調査年報14』2005年

市場古城跡の個人住宅地造成にともなう確認調査

調査地 総社市新本字市場 3432番1・3434番1

調査期間 平成30(2018)年2月14・15日

調査面積 約2m²

調査概要

調査地は、市場古城跡の範囲内に該当している。遺跡は、中世の城郭跡とされ、三段からなる廓と堀切、出丸などが残されている。

調査地は、南西の堀切に対応する南側の堀状遺構のさらに南側に位置し、城郭範囲の外側に該当するものと思われる。しかし、城郭にともなう外郭施設が存在するとも考えられたことから、事前の確認調査を実施した。

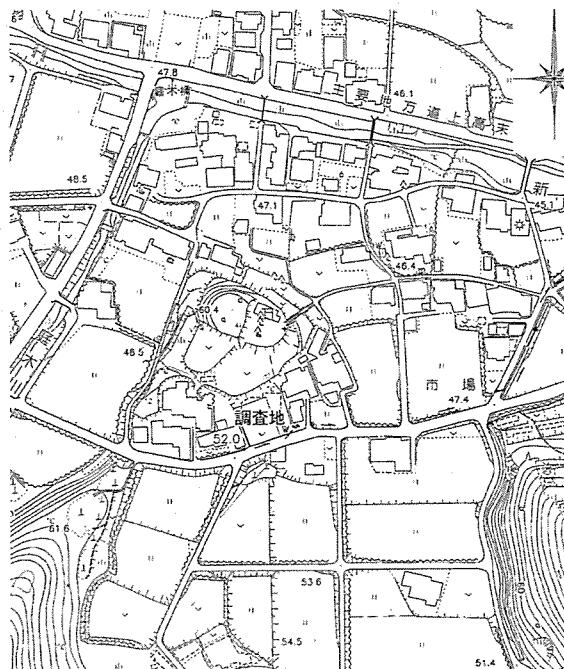
造成工事の内容は、敷地全体を0.8m盛上げるもので、それにともなう境界ブロック工事がわずかの掘削にすぎなかった。

これまで遺跡内の既存調査はまったくなかったこともあり、今回の開発にともなって遺跡の内容を確認することとした。

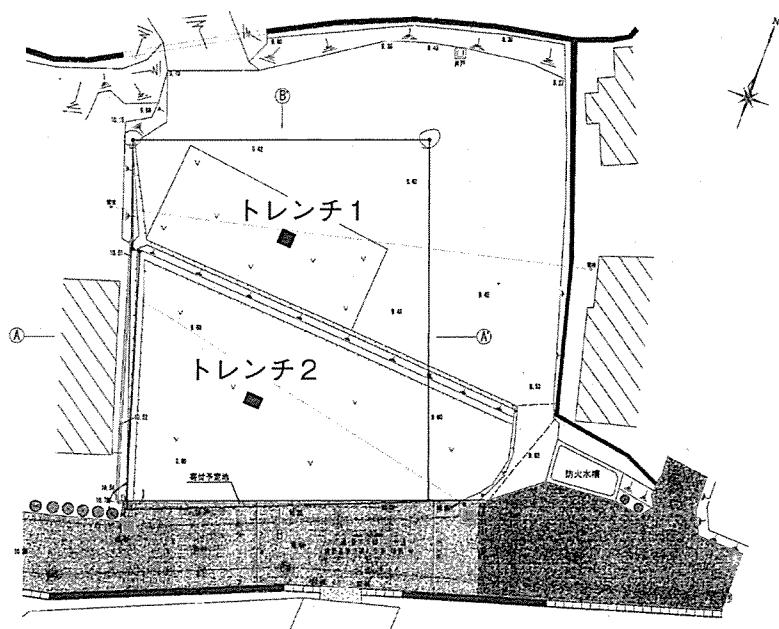
調査は、堀状遺構より南に向かって順次高くなる二段の地形で、下段にトレンチ1を、上段にトレンチ2を設定した。二段の高低差は約20cmである。敷地の南側には道路が接しており、高低差40～90cmで西に向かって高くなっている。この道よりさらに南側が、南より北に向かって派生する小丘陵の先端部に該当し、道路は切り通しとなっている。

トレンチ1では、耕土の下に4層の土層を確認した。

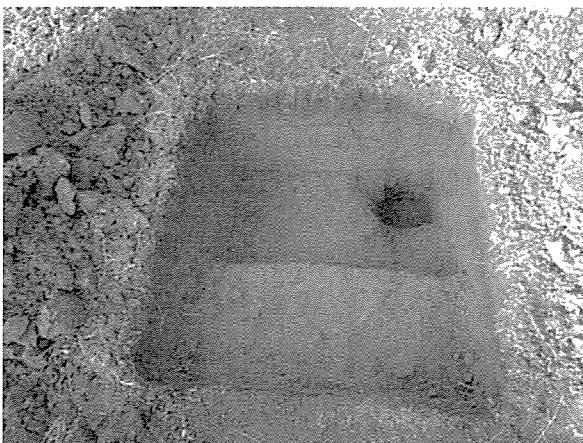
いずれも砂質土であり、底面より-0.9mまでも砂質土～砂と判断できた。湧水は5層の途中で認められた。



第125図 調査地位置図 (S=1/5,000)



第126図 トレンチ 配置図 (S=1/500)



第127図 トレンチ1（南から）

遺物は、2・3層から土師器と須恵器が出土した。2層では6世紀代の天井部をヘラ削りした壊蓋片が、3層では7世紀代の立ち上がりの低い壊身片や天井部あるいは底部未調整の壊蓋片が出土している。

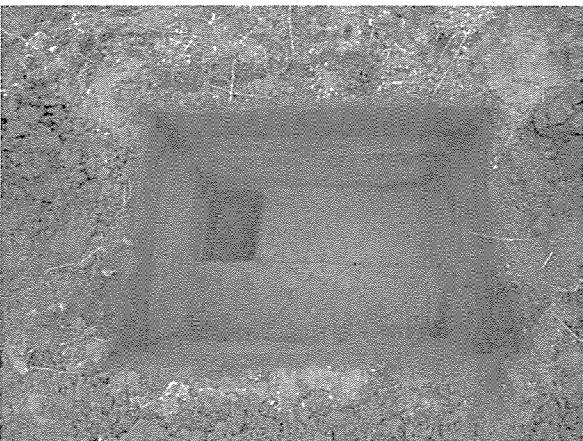
堆積土の状況や、上層（2層）より新しい須恵器が下層（3層）で出土していることから、西から東に向かって下がる谷状地形に堆積した土層と判断した。

トレンチ2では、7層の土層を確認した。

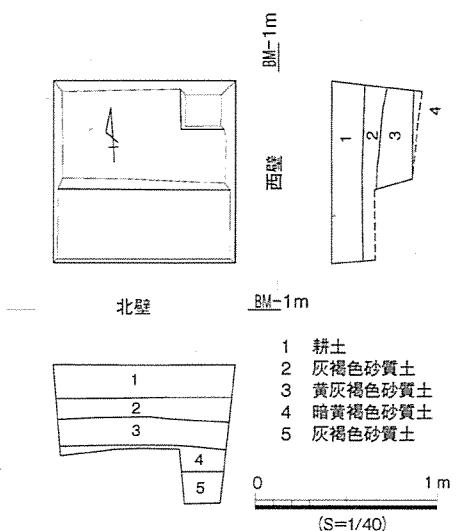
5～8層が谷状への堆積土で、底面から-0.8mで非常に硬くなり、南の小丘陵に続く地山のマサ土と思われる。

4層はシルトで、上面から3層の溝状遺構が掘り込まれている。溝は、幅約34cm、深さ約8cmを測る。

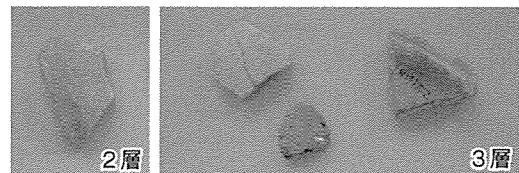
2層の上面と下面、3層の下面と4層の上面において橙褐色の沈殿層が、さらに7層においても同様に認められ、水田耕作にともなう形成層と考えている。



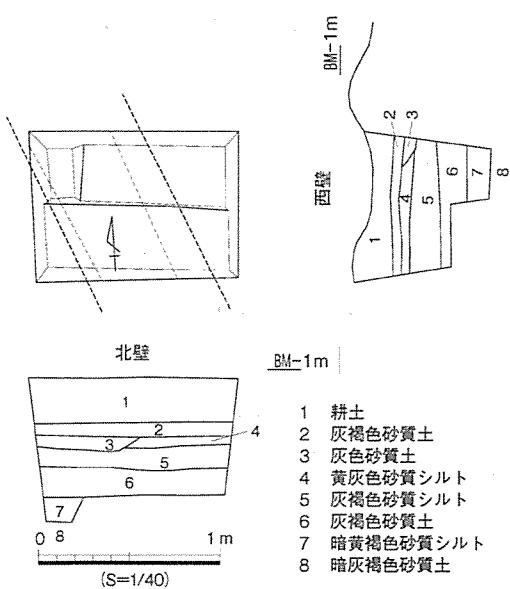
第130図 トレンチ2（南から）



第128図 トレンチ1 平・断面図



第129図 トレンチ1 出土遺物

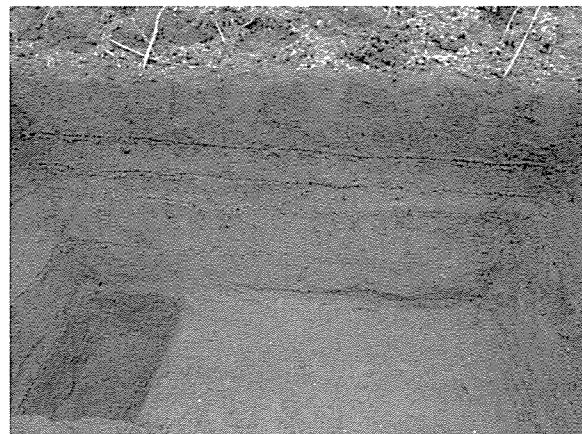


第131図 トレンチ2 平・断面図

遺物は、5～7層より須恵器・土師器・土師質土器が出土している。7層出土の須恵器には磨滅が認められた。

今回の調査によって、市場古城に関わる遺構は検出されなかった。トレント1で時期差のある須恵器が逆転して堆積していること、トレント2で土師質土器が出土していることなどから、谷状地形への堆積過程が中世段階まで継続していたことになる。その過程において水田耕作も行っていた。

城郭を囲むように南側に掘り込まれた堀切と、それに続く堀状遺構は南側で確認されており、この堀状遺構は現在よりも幅広であった可能性が高いと判断できた。



第132図 トレント2 土層詳細（南から）

(前角)



第133図 調査地（手前）から堀切・帯廊（奥）



第134図 東から南への帯廊（東から）

3. 発掘調査の概要

総社小学校新校舎建設にともなう発掘調査2

遺跡名 諸上遺跡
調査地 総社市総社三丁目13番1
調査期間 平成29(2017)年8月26日～11月7日
調査面積 約1200m²

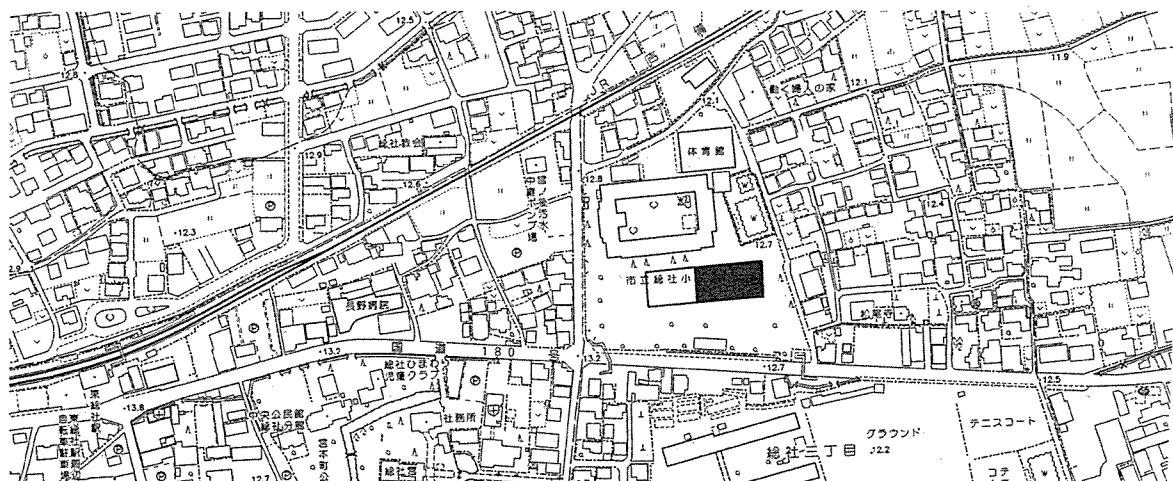
調査概要

今回の調査は、総社小学校の校舎建て替えにともなうものである。現在の校舎が老朽化と、耐震基準を満たさないため、建て替えが必要となったが、校舎は現在も使用中のため、現在の運動場にまず校舎を改築した後に現在の校舎を撤去する計画となった。総社小学校は、総社宮の北東に位置しており、明治時代に小学校が建設される以前は総社宮の境内地の一部であった。1998年度に今回の調査地の北東に位置するプール建設の際に発掘調査が実施されており、13世紀末～14世紀前半と考えられる土壙・柱穴のほか奈良時代と推定される大溝・溝が検出されている^(註)。

校舎予定地の調査は、概ね東西に分け、2年かけて実施することとし、昨年度(2016年度)は夏休み期間中を利用し、校舎予定地の西半分の調査を行った。その結果、柱穴・溝・火葬墓等が検出され、地鎮と推定される土師器・須恵器を埋納した柱穴や、長頸壺を使用した火葬骨蔵器・ほぼ完形の鉄刀が出土している。これらの調査結果から、校舎建設予定地は、諸上遺跡内に営まれた集落の一角であった事が判明した。

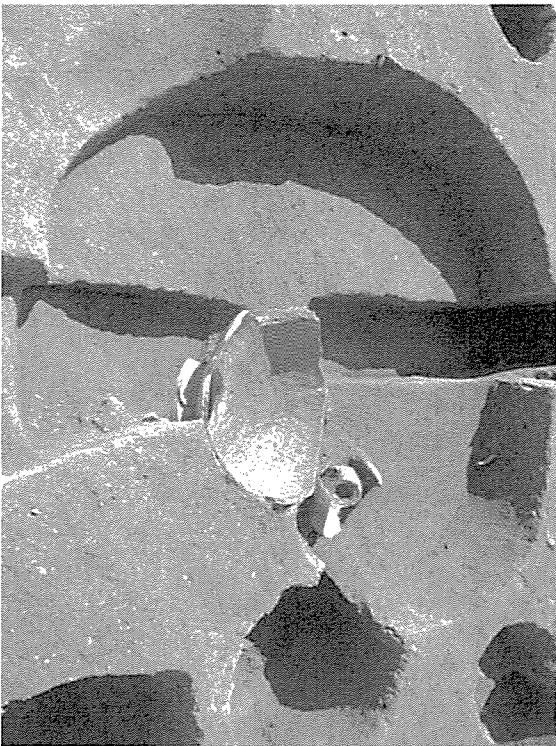
今年度の調査は、校舎予定地の東半分を、8月末から11月上旬に実施した。その結果、調査地の南東角付近は、以前の校舎建設のため既に掘削されていた。調査地からは、弥生時代後期から古墳時代～中世～近世にかけての遺構が検出された。検出された遺構の多くは、中世のものと考えられるが、土壙-2からは弥生時代末から古墳時代初頭の壺が出土しており(第137図)、墓の可能性もある。土壙-19からは須恵器甕が出土している。住居址は、3.3×3.5m程度の小形のものが検出された(第138図)。また、溝-2の埋土を切って小規模な貝塚のような小土壙が検出され、食用にされる淡水産のマルタニシの貝殻が入れられていた(第139図)。以上より、本調査地は、微高地上に営まれた弥生時代後期～近世の集落遺跡であることが明かとなった。

(高橋)



第135図 調査地位置図 (S=1/5,000)

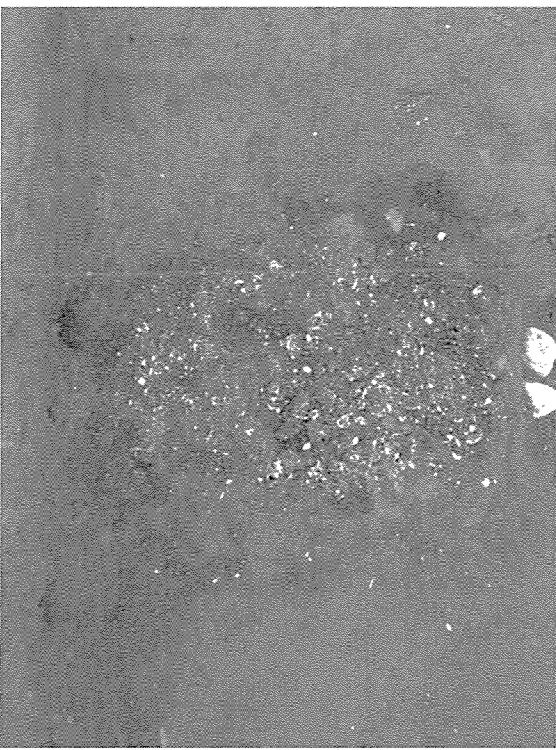
第137図 土坑2



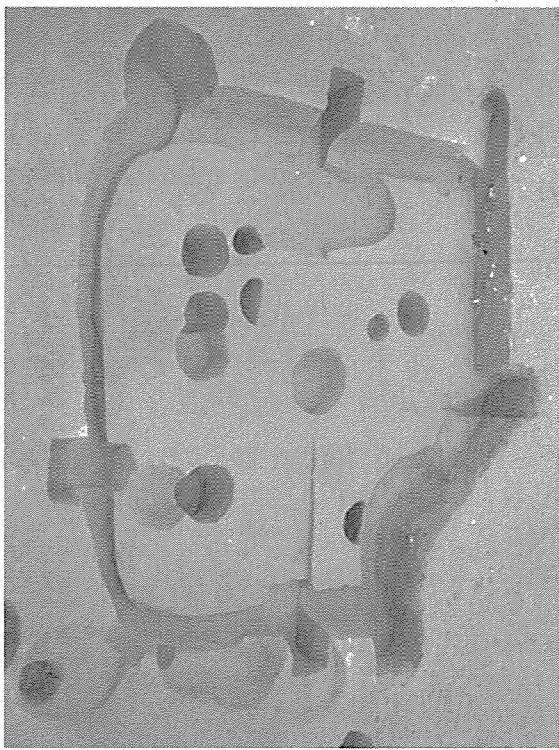
第136図 遺構完掘状況



第139図 小土壤マルタニシ出土状況



第138図 住居址



註 「総社小学校プール建設に伴う発掘調査」『総社市埋蔵文化財調査年報9』1999年

浦越古墳群の農業基盤整備にともなう発掘調査

調査地 総社市久代字浦越

調査期間 平成29(2017)年11月13日～平成30年度(調査継続)

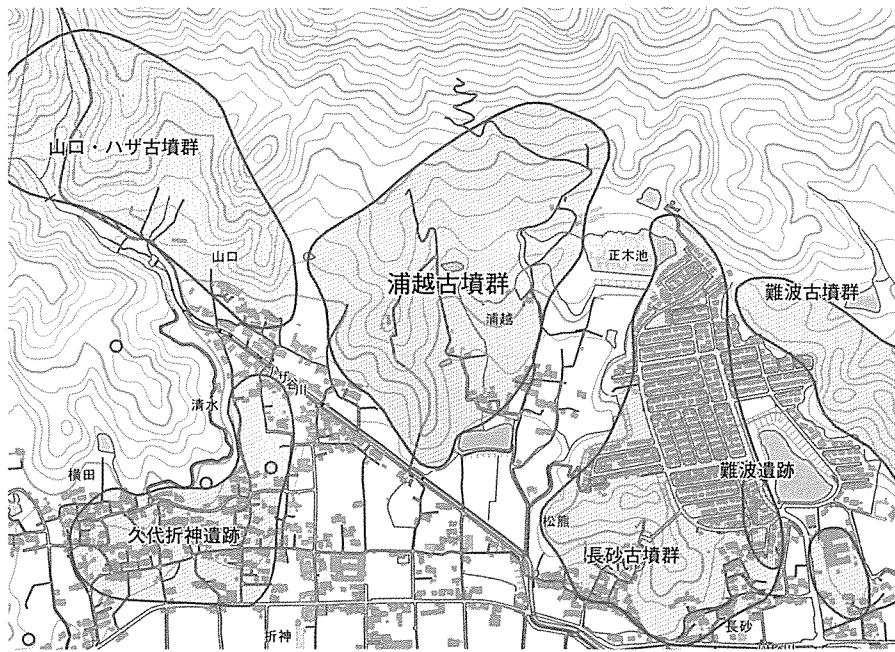
調査にいたる経緯

平成27(2015)・29(2017)年度に太陽光発電装置設置計画にあわせて浦越古墳群内における分布調査を実施した。その結果、これまで25基とされていた古墳群は、新たに47基の古墳群となった⁽¹⁾。しかも、まだ未踏査の範囲もあり、さらに100基近くあったとの記録も残されていることからその総数は未確定である。

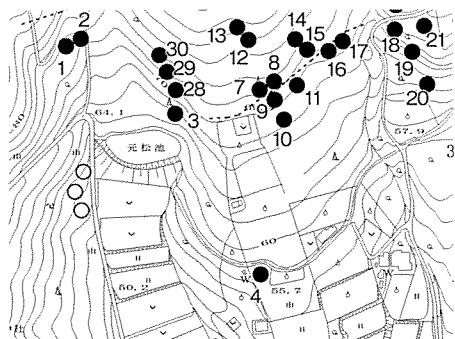
しかも古墳群の周辺には、山口・ハザ古墳群をはじめ、ハザ谷川左岸域には数多くの古墳群が築かれており、新本川流域における最大の古墳群であるとともに、総社市内においても有数の古墳密集地帯となっている。

このような調査背景の中、古墳群の分布範囲のうち、南側の丘陵地において農業基盤整備である「ハイブリッドメガ生産団地整備」として、耕作放棄された果樹園および水田地を新たに造成しなおすことになった。

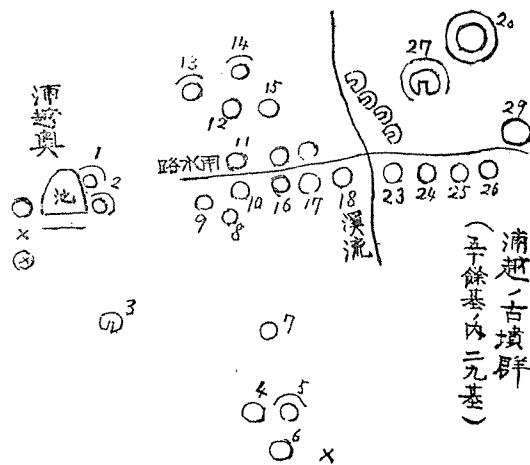
この施工範囲内には浦越古墳群の2基(古墳4・10)が該当していた。



第140図 調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/20,000)
『おかやま全県統合型GIS』より転載



第141図 事業地周辺の古墳分布図
(S=1/5,000)



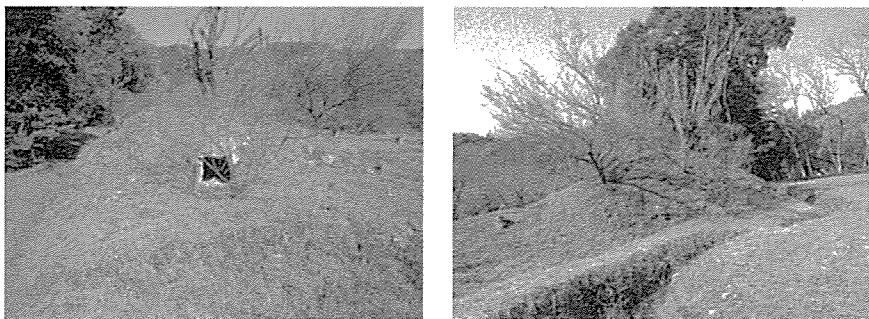
第142図 『吉備郡史』1937年

また、施工地は南面した緩やかな傾斜地であり、分布調査においても弥生時代の石斧が採集されていることから、集落遺跡の存在が予測された。

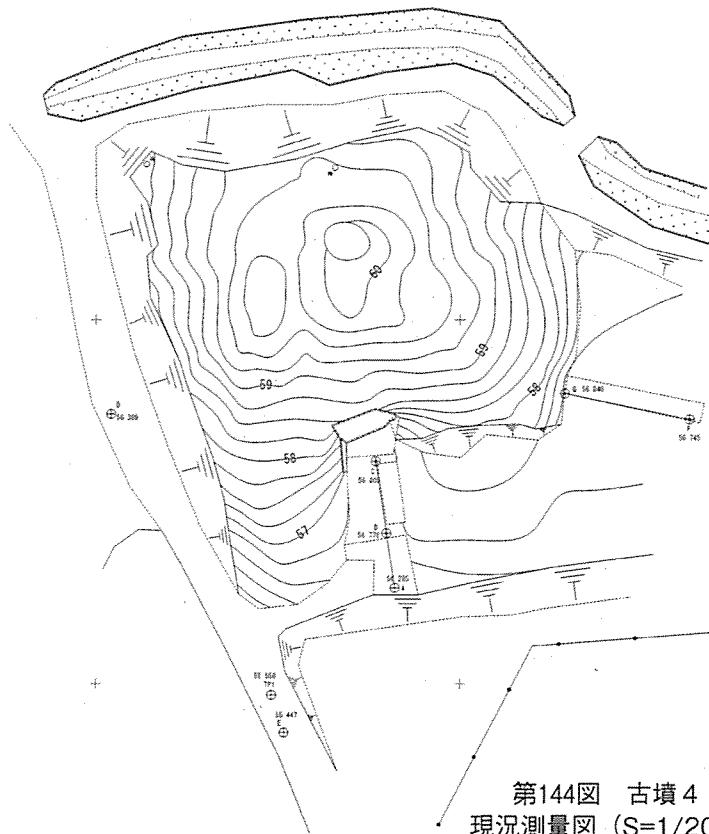
そこで、古墳の発掘調査と集落遺跡の有無を確認するための試掘調査を事業実施にあたって実施することになった。

古墳4 浦越古墳群のうちで、最も南に位置している。周囲にほかの古墳がなく、独立した古墳のようにみえるが、果樹園等に地形改変した際に消滅した古墳（「ごん塚」）が東側にあったと言われている。それにしても古墳4は、直径12m、高さ4mの規模と推定され、古墳群内で直径10m以上になるのは、古墳5（直径15m）、古墳11（直径12m）、古墳18（直径15m）、古墳19（直径12m）、古墳21（直径15m）、古墳32（直径14m）、古墳33（直径15m）、古墳36（直径15m）の9基にすぎない。古墳4以外は、丘陵地の斜面地や谷筋際に立地しており、その立地の違いは明瞭であった。

調査は、横穴式石室の内部からはじめた。石室内に堆積した土砂はそれほど多くなかった。また、すでに開口していたが、大きな盗掘痕跡も認められなかった。



第143図 古墳4 調査前の全景 左：(南から) 右：(東から)



第144図 古墳4
現況測量図 (S=1/200)



第145図 調査前の石室状況
上：入口 下：奥壁部

まずは石室内の土砂を徐々に除去していった。その堆積過程を確かめるために観察用の畦を置いている。その掘り下げ作業の中で、石材や遺物が出土した。

石材の多くは横穴式石室に使用した石が転落したものであったが、床面に据えた石が検出できた。また、その周囲からは鉄釘が多く出土している。

棺台の存在や鉄釘の出土から、床面は土床で、棺石の上に木棺が置かれたものである。

鉄釘のほかに土器類も出土しているが、古墳にともなう時期のものはほとんどなく、古墳の埋葬後、数百年を経て、古墳を再利用した時のものが大部分であった。中世の高台付椀などであり、床面を壊しており、炭層も確認できていることから、火葬骨を埋葬したものと考えられる。

横穴式石室は、奥壁から入口を見て、左側に袖をもつ片袖式で、長さ4.25m、幅1.4m、高さ1.6mを測る。奥壁は1枚石で、側石も大型の石を用いて2ないし3段で築く。天井石は4枚で、入口外側にもう1枚あったものと推測される。

墳丘は、西側が現道により大きく切り崩されていた。北側も水路があり、南側も一段低くなる地形であり、古墳のまわりをめぐらす周溝は大部分が消滅したものと判断され、唯一、東側が平坦地で、トレンチ調査の結果、周溝の存在を確認することができた。

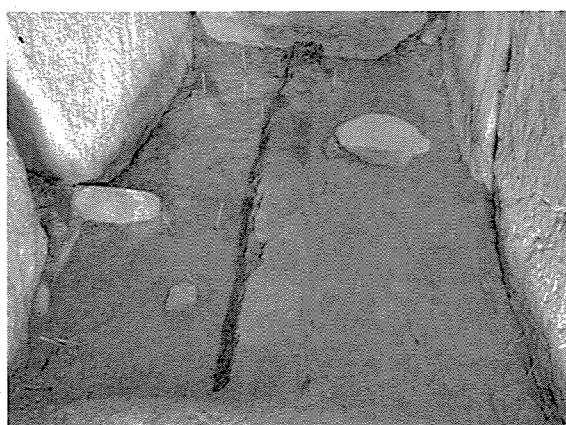
古墳は、直径約14～15m、高さ3mの円墳で、石室入口の西側に石列をもつ。

また、墳丘を覆うように厚さ60cmにもおよぶ石の集積ができている。周囲の開墾や耕作において出土した石を積み上げたものであるが、墳丘の上にまで運び込んだ労力と石の出土量には非常に驚かされた。このほかにも土地境界に沿って石垣上の集積が認められる。

古墳10 計画範囲の北東端に位置している。

現況で、直径10m、高さ2mの円墳である。周溝が山側を中心に明瞭に残されている。また、横穴式石室が開口しており、長さ4×0.7mの規模となる。

周囲は雑木林となり、最低限の伐採を行った後、石室の調査から開始した。



第146図 古墳4 横穴式石室（奥）
右上の石が棺台、竹串が遺物



第147図 古墳4 墳丘上の集石



第148図 古墳10 現況の全景（南から）

入口の天井部 1 石が無くなっていた部分において、閉塞石のように積み上げていた状況が確認された。結果的には果樹園において除去された自然石を積み上げたもので、土地境界の境目にも列石状の痕跡が認められた。

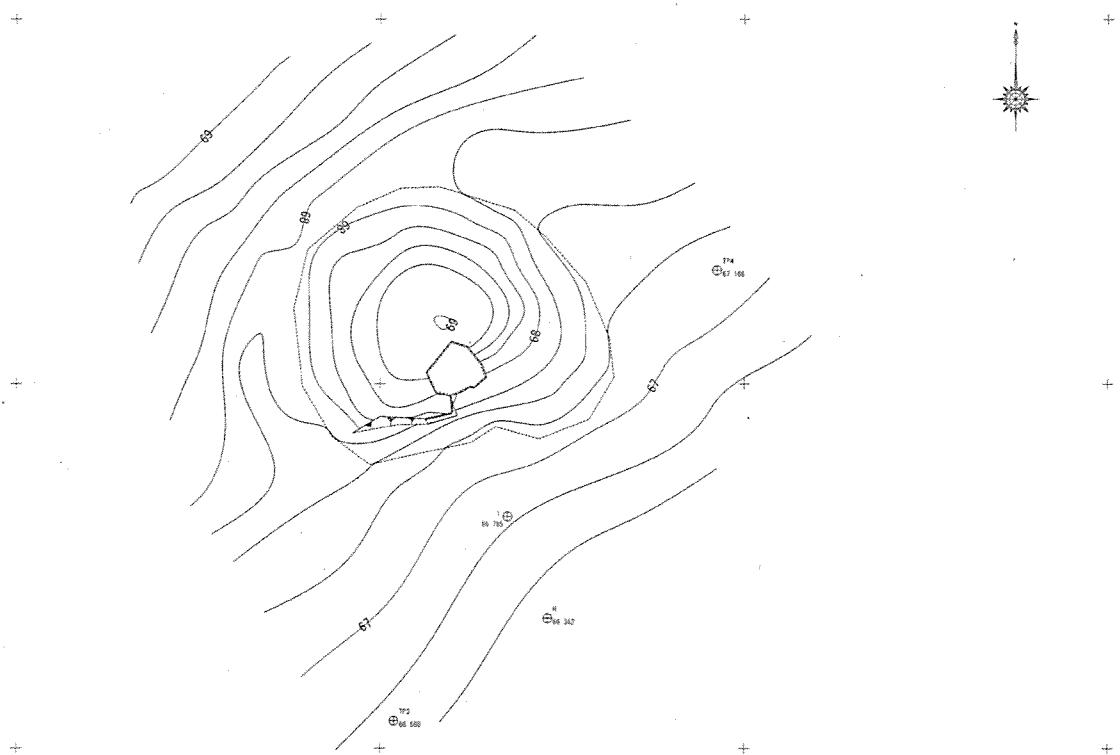
古墳 4 と比較して、奥壁は 4 段積み。下段が方形の大型石、2 段目が横長の 1 石、3 段目が横並びの 2 石、上段が横並びの 3 石という構成で、側壁石も 4 ないし 5 段積みで、下段が大型で上段ほど小型の石を用いており、対照的である。

床面は土床で、棺台石が残る。

遺物は、棺に用いた鉄釘のほかは、石室入り口付近から土師器の塊が出土した。副葬品は残されておらず、土師器の出土から、中世の石室再利用があった。

調査は、平成 30 年度に継続調査となっている

(前角)



第149図 古墳10 現況測量図 (S=1/200)

平成 29 (2017) 年度の鬼城山環境整備にともなう発掘調査

所在地 総社市奥坂字鬼ノ城

調査期間 平成 29 (2017) 年 3 月 19・20 日

調査概要

平成 29 (2017) 年度の史跡鬼城山の整備は、第 5 水門の背後に構築された土手状遺構への説明板を設置するものである。

遺構は、第 5 水門の城壁上を通行する見学路より見わたせる近距離にあり、鬼ノ城の主要遺構の一つでもあったことから、説明板を設置して古代山城の理解を深めていただくこととした。

同様な遺構は、第 3 水門の谷川筋上流にも確認されているが、見学ルート付近に位置しておらず、新たに見学路を通すには諸条件の解決が必要であることから、第 5 水門の土手状遺構を代表として解説するものである。

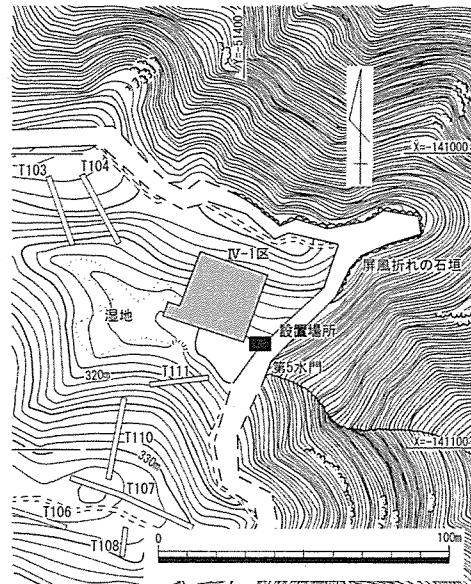
土手状遺構については、岡山県教育委員会による確認調査および発掘調査が実施されている^(注1)。

また、第 5 水門については、鬼ノ城のバイブルといわれる鬼ノ城学術調査委員会による調査報告書があり、土手状遺構の記載もある^(注2)。

土手状遺構への説明板は、これまで設置したものと同じタイプにして統一を図った。四脚タイプであり、脚間は長軸約 1 m × 短軸約 0.75 m、高さ 0.8 m の板面傾斜のものとなる。

当初、事務局案としては、来訪者が意識せずに見ていただけよう、見学路に沿った位置での設置を委員会で提案した。

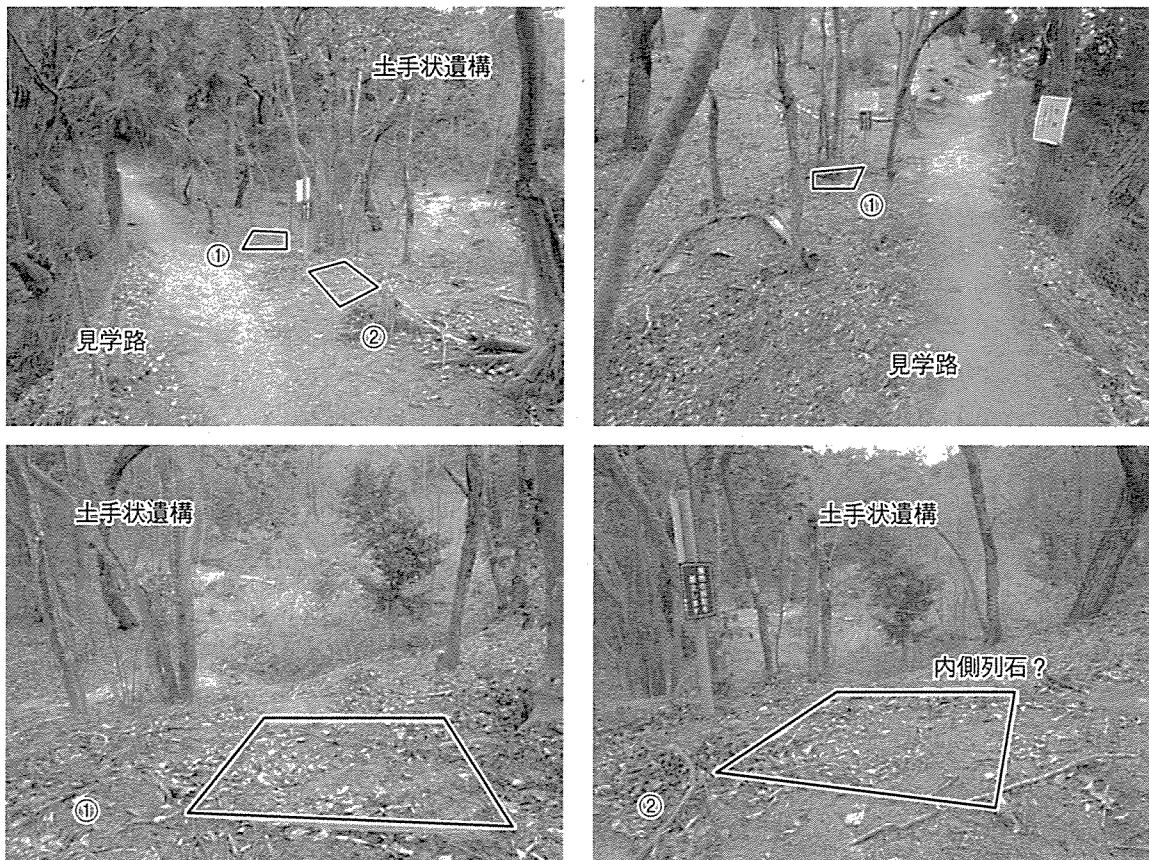
委員による現地視察を行い、検討していただいたところ、設置位置が第 5 水門上の上部土壘内に該当し、かつ内側列石？の



第150図 設置場所 位置図



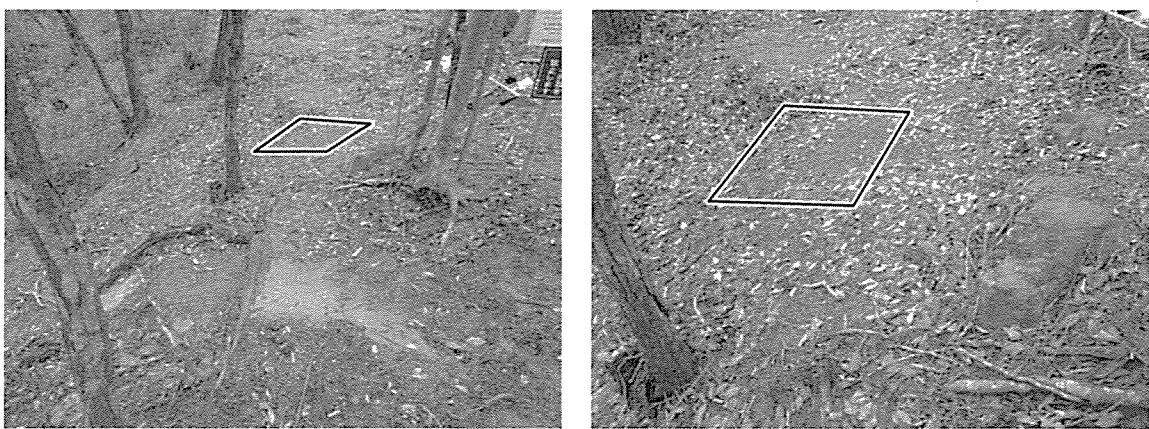
第151図 設置場所 位置図 (S=1/200)



第152図 当初の設置場所（候補地①, ②）

内側に沿わすため、脚の掘り込みが遺構を破壊することとなり、了承を得ることができなかった。埋め込みを流土内に収める、あるいは脚を埋め込まない盛土や据え置き方法による再提案も行ったが、土塁（城壁）内に位置する点より、設置場所を移すべきとの強い意見を受けた。

そこで、第5水門の背面側（城内側）の斜面地へ位置を変更した。しかしながら、この地点も内側列石に沿って敷設される内側敷石に一部が該当する範囲であった。現況では敷石の石材は露出しておらず、ある程度の堆積土により埋まっているか、すでに流失しているものと予測した。



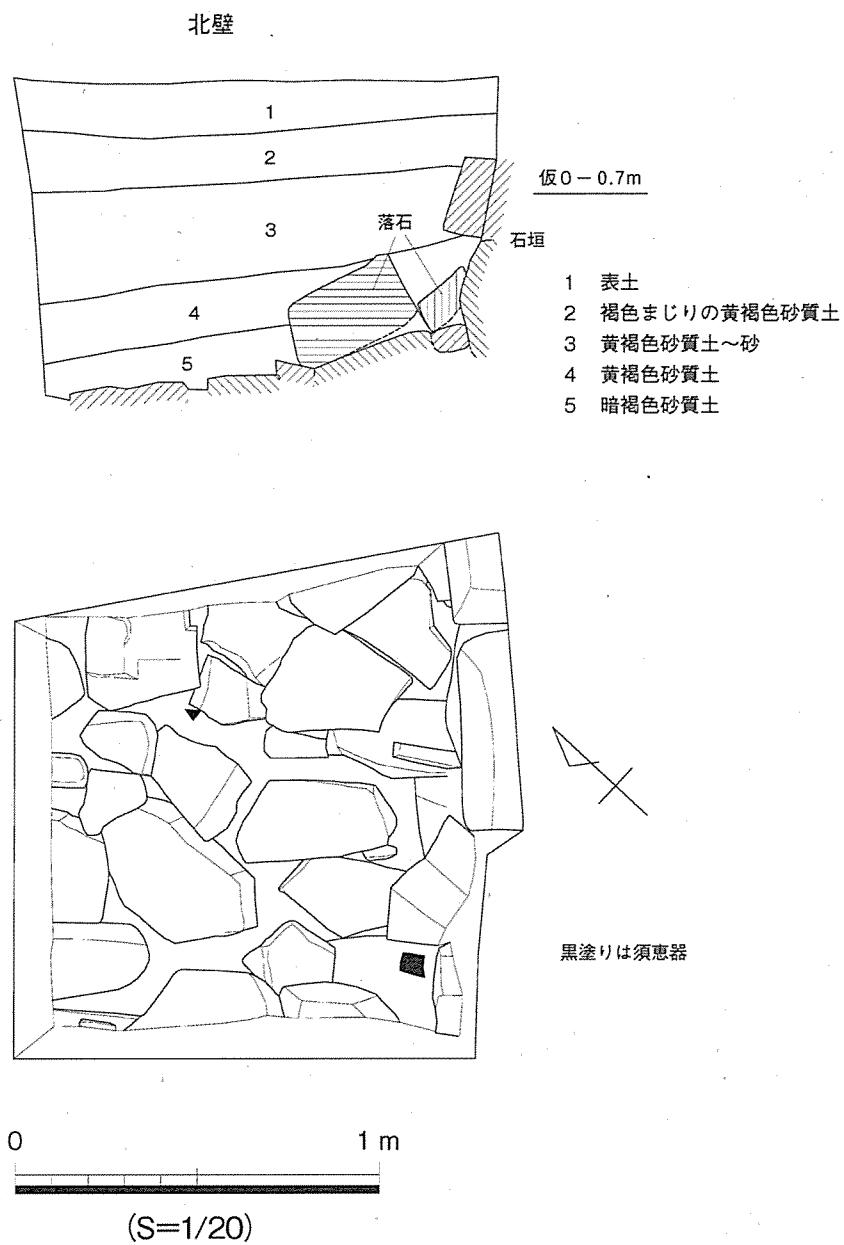
第153図 変更した設置場所（候補地②）

できれば土手状遺構を見学するには、主要の見学ルートから別れ道を新設し、遺構の迫力を直に体感していただくべきである。しかし、水門内は湿地状となっていることから木道による踏み荒らしを阻止する対処が必要で、また先止まりになる見学路の案内・利用は難しいものである。将来的に土手状遺構の復元を行うときに必要となる施設である。

当面は現状を維持しつつも湿地状から陸地化が進行している点より雑木等の繁茂を枝払い等で抑制し、景観を阻害して遺構を見わたせなくならないような管理を行う必要がある。

説明板の設置にあたっては、発掘調査を実施した。

設置する四脚の範囲内を表土から掘り下げたところ、2段に積み上げられた石垣を検出した。内側列石より平面距離で約1m、内側列石の上面より約0.6m下がった位置となる。通常、内側列石に接



第154図 トレンチ 平・断面図

する内側敷石は施工幅1～1.5mである。この間に内側敷石（上段）が敷設され、下段の内側石垣と判断した。

下段石垣は現状で2段による石積みになっているが、内側列石や内側敷石の位置関係より、さらに1ないし2段の石材の積み上げを行っていたものと判断でき、北壁の土層断面図において石材が落石している状況を確認している。

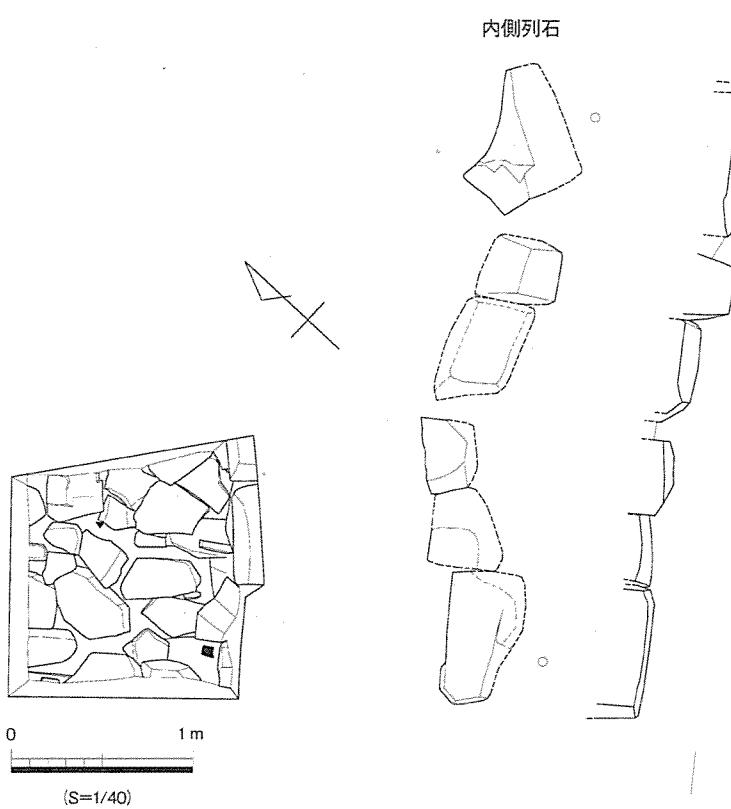
さらに下段の石垣の城内側においても敷石が検出されている。第5水門内に位置するため、上部が版築土壘による構築になることから、内側においても土壘の高さが存在しており、石垣と敷石によりその補強を行っているものとなる。この状況は、土手状遺構の発掘調査においても確認されている築造法である。

トレンチ内全面に敷石が検出され、トレンチを拡張していないので敷石の幅は計測できないが、これまでの内側敷石同様に山側へ傾斜し、雨水の処理を行う目的に適っている。この点から、これまで内側敷石を通過としての意図も加味していたものと考えてきたが、その傾斜角度によっては歩行困難な地点も存在していることから雨水の排水が目的で構築したものと考えた。そのために通行は版築土壘上を利用していったものと考えている。さらに、版築土壘上面においても雨水の排水を目的とした敷石が山側への傾斜で施されていた可能性も考えている。

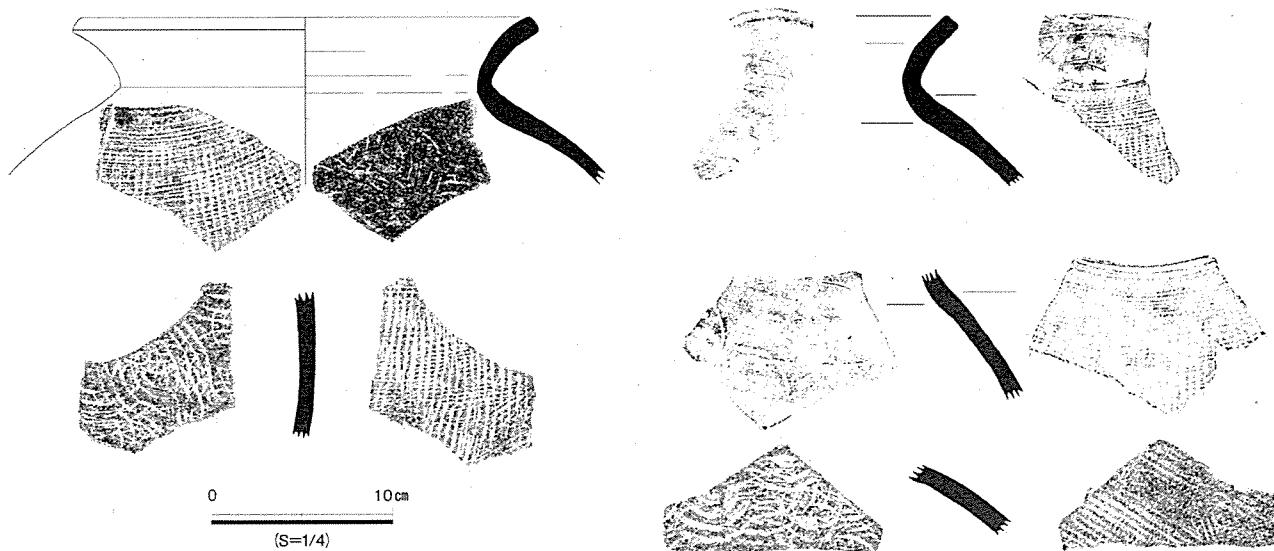
この敷石の高さと、現況の第5水門内側の高さとにはまだ高低差が残る。さらに下段の石垣と敷石が存在している可能性もある。

土層は、表土以下に4層の土層が堆積しており、敷石上面の堆積した5層以外は、柔らかく流土による再堆積層と判断した。

5層中および敷石直上において須恵器がまとまった状況で出土した。口縁部、胴部～底部を残すが、接合はできなかった。トレンチ外にも破片が散らばっているものと思われる。焼成は一部に生焼け状態となる白色を呈しているものの、基本は淡青灰色である。口縁部はくの字に外反し、体部は球形となる。口縁部はヨコナデ、体部は内外面ともにタタキを施している。同一個体となる甕であるが、接合しない口縁部2点で計測を行うと口径24.6cmと28.4cmになる。さらに口縁部と体部上半の傾きも微妙に異なっている。おそらく、正円でなく、ややゆがみのある個体と思われる。



第155図 トレンチと内側列石



第156図 出土遺物

まとめ

第5水門の内側に築かれた土手状遺構についての説明板を設置するにあたり、事前の発掘調査を実施した。当初の設置場所である城壁上面から内側敷石に沿った位置に変更して、実施した。

その結果、下段の石垣と下段の内側敷石が検出され、土手状遺構と同様な構築法を採用していることがわかった。

(前角)

註1 『史跡 鬼城山2』『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告236』岡山県教育委員会 2013年

2 『鬼ノ城』鬼ノ城学術調査委員会 1980年

4. 史跡整備事業の概要

平成 29（2017）年度 鬼城山環境整備事業

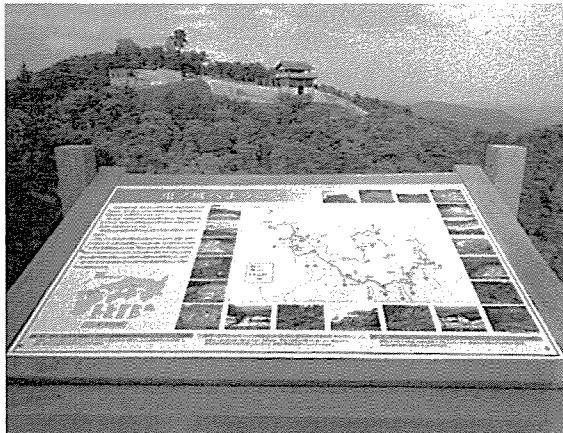
整備内容

昨年度の整備事業は、平成 12（2000）年度に策定した『史跡鬼城山（鬼ノ城）環境整備基本計画書』を改定し、第 2 次基本計画書としてまとめた。先の計画書を踏襲したものではあるが、さらに発展させ、本質的価値での位置づけ、鬼ノ城を含めた一帯を地域野外博物館として構想検討するとともに、整備事業・保存管理・調査研究をバランスよく進めるための予算的措置や体制づくりが重要であることを認識も示した。

この第 2 次基本計画書では、平成 29（2017）年度に計画している事業として北門表示工（法面保護）・園路整備工（木橋取替／階段設置）・学習施設工（旧説明板撤去）・遺構保存整備工（解説板設置）をあげている。それぞれの事業は国の補助金で実施するものと、単市による維持管理で行うものとしている。そのため、予算的な観点や工法等の検討などから、北門表示工と園路整備工は次年度以降に繰り越しとし、学習施設工と遺構保存整備工を実施することとした。

学習施設工は、旧説明板の撤去であり、単市の維持管理で対応できることから第 1・2・3 水門で実施した。なお、撤去に合わせて仮表示を行っているが、点として以上に、面としてわかりやすい城内の案内を実施する必要がある。

そこで鬼ノ城の出発点としている学習広場の展示パネルが老朽化していたことから、その更新を行った。これまで学習広場から見わたせる西門付近の景観をパネルにして、更新も同じカットによるものであった。しかし、広場から西門周辺の景観をパネルにして表示する必要性は低く、出発点として鬼ノ城の概要とコース案内をすべきものと考え、古代山城としての鬼ノ城や主要な遺構についての説明、全体図と主要遺構の位置・写真を掲載した。さらに、これまでリーフレットでも提案していた 3 コースの情報も提供して、時間や体力等に合わせた選択ができるようにした。



第157図 学習広場の展示パネル

今後は、それぞれの点をつなぐために城内の案内表示をさらに進める必要がある。

遺構保存整備工は、解説板の設置であり、第 5 水門の奥に構築された土手状遺構を対象とした。これまで西門をはじめとして解説板を主要な遺構に設置しており、統一した形状としていることから、国の補助金を活用して実施することとした。

また、既存の整備施設の補修計画を検討するために点検を行った。学習広場では、柱の引っ張り鉄筋の折れやゆるみ、大引き・梁材のたわみが、スロープではボルトのゆるみや塗装の剥がれが、第 4 墓状区間では保護シートのト破損が認められた。学習広場とスロープの鉄筋の折れやボルトのゆるみは溶接・締めなおしを行い、墓状区間の保護シートは張替えを行った。

なお、学習広場の大引き・梁材のたわみについては、補修方法の検討を行うとともに、改修した場合との施工経費や維持経費などを総合的に比較検討し、判断することを検討したい。

土手状遺構への説明板設置

第3・5水門の谷川奥で水の流れをせき止めるように築かれた土手状遺構は、岡山県教育委員会による発掘調査が実施されている^(註)。このうち第5水門の土手状遺構は見学路よりわずかに谷奥へ入ったところに位置し、見学ルート沿いにあることからも、鬼ノ城に築かれた構造物の一つとして見学者への案内をする必要があった。

説明板は既存の説明板と同様、四本脚のタイプとした。

設置位置については、見学路の脇とし、第5水門の上を通る見学路から屏風折れの石垣に進んだ地点を候補地とした。

鬼城山整備委員会で設置位置や説明内容について検討していただいた。とくに設置場所については事務局案の見学路脇が第5水門の上部版築部に該当していたことから、内側列石より城内側に変更すべきとの意見をいただき、位置の変更を行った。ただし、変更した地点も内側敷石の範囲に該当していることから、さらに城内側への意見もあった。しかし、見学路からあまり離れた位置に設置することは、枝分かれ的見学ルートによる煩雑性や谷川沿いに生育する湿地性植物の保護などの自然環境保全、あるいは設置場所から見わたせる土手状遺構の関係と地形の傾斜状況より、内側敷石上の地点に設置せざるを得なかった。しかも、屏風折れの石垣方向へ近づくと内側列石・内側敷石の高低差がわずかになるため、第5水門の中心に近いほうが敷石に抵触しないものであったが、中心地に向かうほど急傾斜で下降した現況であったので、ぎりぎりの位置で設定をした。

説明板の設置においては、発掘調査を実施し、内側敷石に抵触していないことを確認したのち、調査範囲内に説明板の脚を埋設した。

(前角)



第158図 土手状遺構の説明板



土手状遺構(堤)

第五水門の背後には、谷川をせきとめるように土手状の遺構が確認されています。全長は約26m、幅は8m、高さは6m以上で、その外側と内側を石垣で補強しています。とくに外側では段違いに上下2段の石垣とし、その間に敷石も施しています。

土手(堤)を築き、内側に貯水池をつくることで、谷川の水量を調整して城壁の保護も図ったと考えられます。

平成30年3月

総社市教育委員会

写真:岡山県古代吉備文化財センター

註 『史跡 鬼城山2』岡山県教育委員会 2013年

5. 付 載

平成 24 年度 金井戸天原遺跡（御所遺跡）の確認調査概報

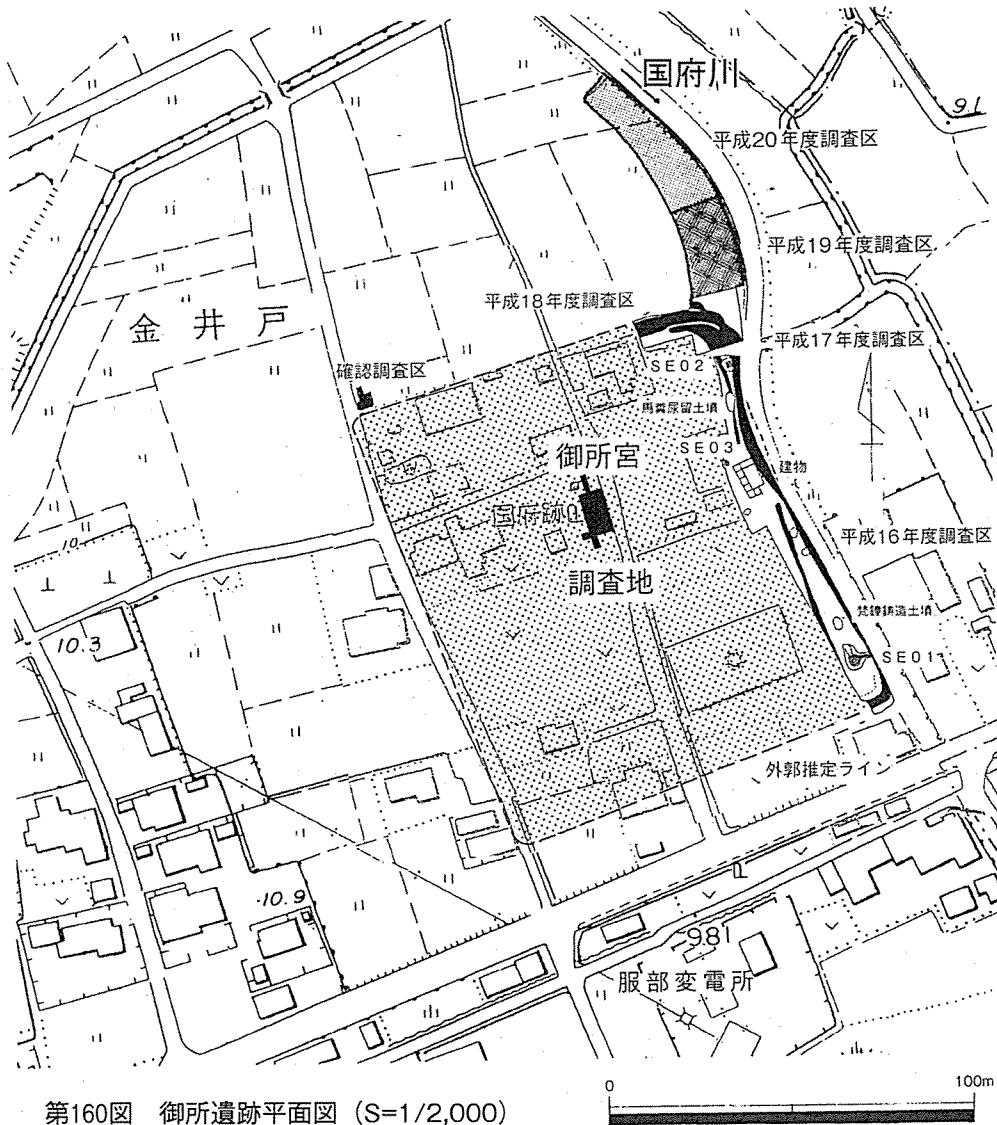
所在地 総社市金井戸字御所

調査期間 平成 24 (2012) 年 5 月 7 日～6 月 7 日

1. 確認調査の経緯

確認調査を実施した御所遺跡は、平成 16 年度から平成 20 年度の国府川改修工事に伴う発掘調査^(註1)により周囲に大溝を巡らせた、ほぼ一町四方と推定される方形居館（第 160 図）の存在が明らかになった。この方形居館は最終的には河川改修工事に伴う発掘調査で居館全体の面積のほぼ一割弱の調査を実施したが、工事区間の関係から調査地は外郭大溝と居館内の東端に限られたため、居館の中心部の構造については不明であった。

ただ、方形居館の北東隅と南東隅で発見された大規模な祭祀用井戸と、整理用コンテナ三千箱に及ぶ 11～12 世紀の破碎された土師器供膳具の出土等は岡山県内はもとより全国的にみても類例が少なく、方形居館の性格については即断できなかった。しかし、調査中に来跡した県内外の研究者、特に



第160図 御所遺跡平面図 (S=1/2,000)

文献史学の学識経験者から院政期～治承・寿永の兵乱期の「備中国衙」の可能性が高いことが指摘されたことにより注目を集めることとなった。

また、地元の金井戸地区では、大正時代に国道180号線沿いに「備中国府」伝承地の石碑を建立し、方形居館の中心部に相当する位置に「御所宮」を建立し、毎年地区民が祭礼を行ってきた経緯があり、「国府」に対して非常に関心が高かった。

このような状況下、市教委では学識経験者と地元住民を中心として寄せられた要望を検討し、方形居館の中心部に相当するであろう御所宮境内での確認調査を実施することを決定し、平成24年5月から調査に着手した。

2. 確認調査の概要

現状の御所宮の境内は南に隣接する畠より1m以上高く、河川改修工事区域の居館東端の遺構検出面のレベルよりも50cm以上高い。この点からみて、これまでの調査所見からみて近代の地下げが及んでいないと推定され、地下の遺構が良好に遺存することが予想された。

調査対象地の御所宮境内（第161図）は、祠の周辺に顕彰碑と植樹があるため調査が可能な部分は限定されていたが、先ず南北方向に幅1m長さ10mのトレンチを設定して掘り下げることとし、遺構の確認状況に応じて東西方向に調査区を拡大した。

3. 考察

1. 遺構

トレンチの断面（第161図）で見ると、厚さ10～20cmの現代表土直下で厚さ約30cmのブロック状の黒～暗褐色土（近世造成土）が全面を覆っており、この土層中には大量の土師器と少量の近世陶磁器が含まれている。この黒～暗褐色土は、御所宮造営に際して境内の南側の畠を地下げした土を境内に盛り上げたとの古老の談話から、本来は方形居館内の廃棄土器包含層と考えられる。

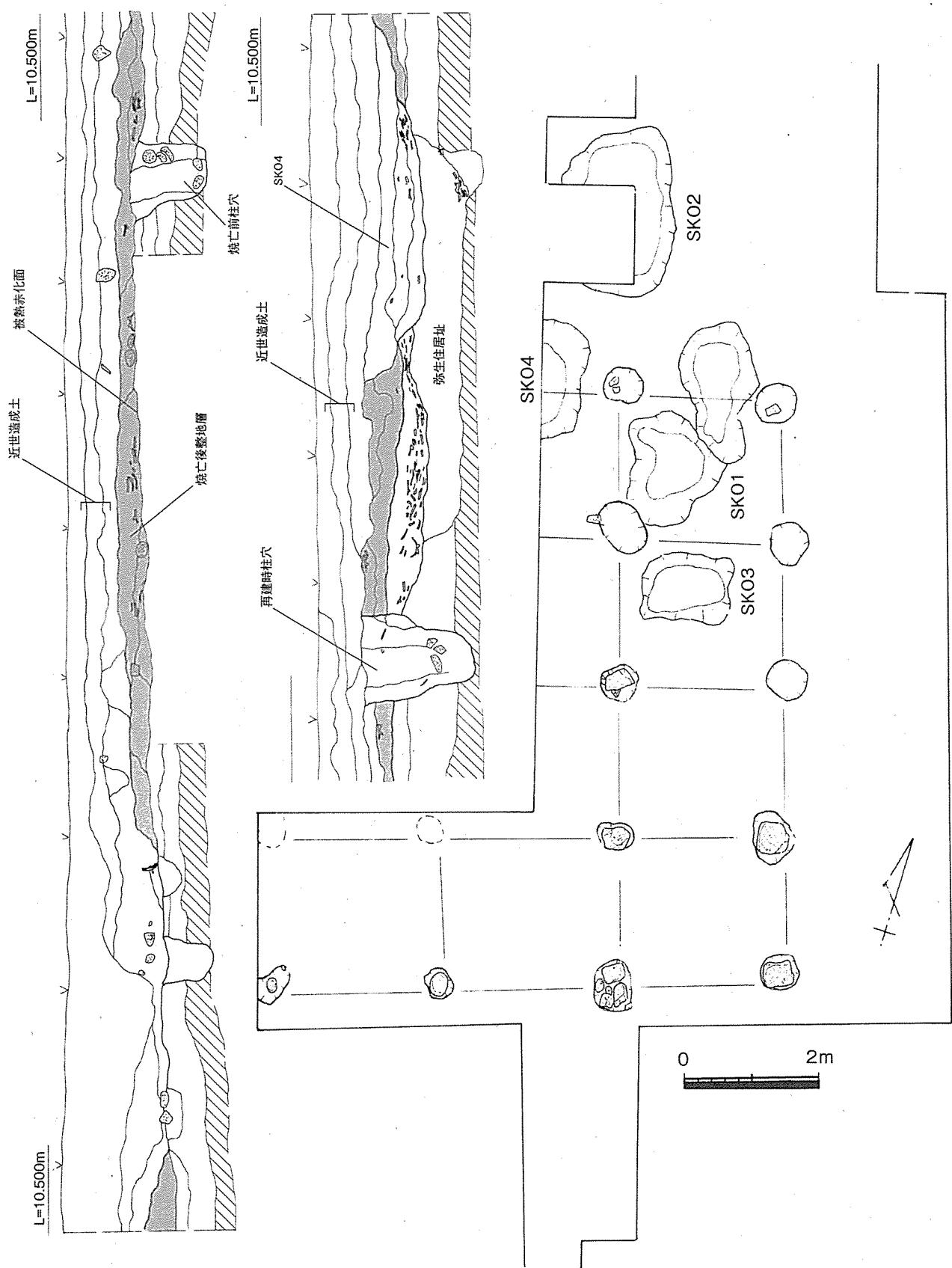
この近世造成土を除去した段階で淡～暗褐色の硬く締まった整地面を検出して、柱穴・土器溜り（SX04）を確認し、土層断面からもこの整地面が最終遺構面であると断定した。

土層断面では、整地層下に被熱焼土面と焼土面下の柱穴・土器溜りが確認されたため調査区を拡大して整地層を除去し、遺構の検出を行った。被熱焼土面はほぼ全面に広がり、部分的に非常に硬く被熱硬化した部分もあり、被熱赤化した礎石6個（第161図）も検出された。礎石は若干窪めた円形の掘り方に根石を配置し、直径35～50cmの扁平な礎石を配置しているが、いずれの石材も被熱により赤化し、直径30cm程度の柱痕跡が黒く変色している。各柱は礎石が除去されて掘り方のみが残るものもあるが、ほぼ柱間は210～240cmである。建物の規模は限定的な今回の調査区内では明確にし得ないが、瓦葺きではない総柱の建物で、柱の並びの方向は方形居館の主軸に合致し、ほぼ居館の中央に位置する点から中心的建物の一端の可能性が高い。

被熱赤化面では整地層から掘り込まれた柱穴・土器溜り（SX04）も検出された他、礎石建物造営前に埋められた土器溜り（第161図SX01～03）が部分的に検出された。それらの土器と焼亡直後の整地層の土器（第162図1～10）と比較すると、礎石建物が造営されたのは12世紀第3四半期とみられ、その存続時期は非常に短かったと推定される。

今回は遺構の広がりを確認する調査であったため、遺構の保全を優先して被熱赤化面の掘り下げは最小限に留め、より下層の遺構の確認は補足トレンチ断面（第161図）でのみ行った。

2. 出土遺物



第161図 平・断面図 (S=1/40, 1/80)

今回の確認調査では整理用コンテナ約60箱の土器が出土したが、最も出土量が多かったのは近代造成土（第161図参照）からの出土である。この近世造成土はブロック状の黒褐色土で土師器の破片を多く含むが、近代陶磁器も混入している。

一括性の高い遺物は主として土器溜りから出土した。土器溜りは窪み状の不整形な土壙に人為的に破損した土師器供膳具を埋めたもので、大別すると被熱焼土面上の整地層を掘り込んだもの（第162図SX04）と、被熱面より下層のもの（第162図SX01～03）がある。また、整地層に覆われた被熱面上からも被熱痕跡のないまとまった土器（第162図1～10）が出土し、建物の焼亡時期を推定する手掛かりとなった。

現在までに図化できた資料は全体の出土量からみれば極一部である。遺構別の土器の法量と特徴からその時期を検討すると、先ず造成土を除去した段階で検出されたSX04は整地層と焼土層を掘り込んでいる点から最も後出の遺構と考えられる。それを裏付けるように、出土した土師器碗は口径の平均12.2cm、器高4.3cm、杯Aは口径11.4cm、小皿は平均口径7.25cmで、碗・杯・皿とも居館東端の河川改修の調査区では出土が確認されていない縮小した法量である。以上のことから、SX04は御所遺跡に焼亡後に再建された居館の最終段階に伴う遺物と考えられる。

SX01～03（第162図）は、焼土面より下層で検出された点から、焼亡した居館の造営以前に埋められたとみられる。出土したこれらの土器については、焼亡直後の土器（第162図1～10）と比較して杯Aの器高が高く、小皿の口径が若干大きい等の前出の要素が認められる。

ただ、碗・杯・小皿の法量差は僅かであることから、SX01～03の土師器供膳具は建物の造営前の時期に、若干の時期差で廃棄され埋められたと考えたい。

以上のように今回の確認調査では、方形居館の中心的建物の造営・焼亡時期と再建時期、そして再建建物の最終的な終焉時期とみられる土器資料が出土した。

岡山県下の古代末期から中世にかけての土器資料で実年代を推定できる資料は非常に少なく、僅かに瀬戸内市の助三畠遺跡井戸一4^{註2)}から出土した「養和元年（1181）」の紀年銘の題籤が供伴した資料のみである。この他には備中では瓦器碗の搬入例が非常に少ないが、備前では百間川当麻遺跡の井戸一3^{註3)}と土壙一159^{註4)}から畿内産瓦器が供伴する良好な一括資料が出土している。詳細な編年が完成している畿内産瓦器碗の年代観から百間川の土師器碗は12世紀第4四半期に位置付けられる。

以上の助三畠遺跡井戸一4、百間川当麻遺跡の井戸一3と土壙一159の資料と御所遺跡出土の資料を比較すると、法量と細部の特徴が第162図の焼亡直後の土器（1～10）が上記の3遺跡の資料と合致する。このことから、居館の焼亡時期を木曾義仲の備中侵攻（寿永二年1183）を含む12世紀第4四半期と考えることに大過はないと思われ、焼亡前のSX01～03は12世紀第3～第4四半期に位置付けて考えたい。SX04については、前期の土壙資料に較べて法量の縮小が著しく、居館縁辺部の調査時で最も時期が下がるSD01^{註5)}出土の土師器の碗・皿よりも法量が縮小している点から13世紀後半に位置付けたい。

3. 備中国府（国衙）の変遷とその歴史的背景

平成16年度から平成20年度に実施した御所遺跡の発掘調査では、国府川の改修工事に伴い、推定約1万m²の方形居館の内、東端辺部約1千m²を調査した。

その後に平成24年度に今回の中心部の確認調査を実施し、出土した土器の年代観から方形居館は11世紀中頃の摂関期に造営され、12世紀末葉の治承・寿永の兵乱で焼失し、直ちに再建されたが最

終的には13世紀後半以降の鎌倉時代に廃絶したことが明らかになった。

この他、方形居館では①方形居館の北東隅と南東隅に、大規模で類例のない特殊な構造の祭祀用井戸が配置されている。②政治的儀式（饗宴）に伴い廃棄された、県内では類例のない大量の土師器供膳具が出土する反面、生活に関する煮水具・貯蔵具が非常に少ない。③ほぼ100m四方の居館の周囲には幅6～4m、深さ1～2.5mの大溝が掘られており、正面に相当する南面には土塁が築かれている点が特徴である。

以上の①～③の発掘調査の結果と、周囲の「国府」「北国府」「南国府西」等の字名、「御服」「国領」「細工所」「御廐所」「檢非違所」等の国衙の「所」に関する田名から、御所遺跡は平安時代末期院政期の備中国府（国衙）の可能性が高いことが有識者から指摘された。

従来、総社市には市名の由来となった総社宮が鎮座し、『和名抄』に「国府在二 賀陽郡一」と記されていることや、国分僧寺・尼寺が建立されていることから、市内に奈良時代（律令前期）に設置された当初の備中国府が存在したと考えられてきた。

このため、市教委では昭和59年度から三ヵ年で確認調査^(註6)を実施した。確認調査の対象となつた服部地区地は、「国府」に関する地名が随所に残り最も有力な国府候補地であったが、確認調査では奈良時代の国府に関する遺構・遺物はまったく確認されなかつた。

また、この確認調査以降も服部地区では開発に伴う調査が実施されたが、やはり備中国府に関連する遺構は確認されていない。

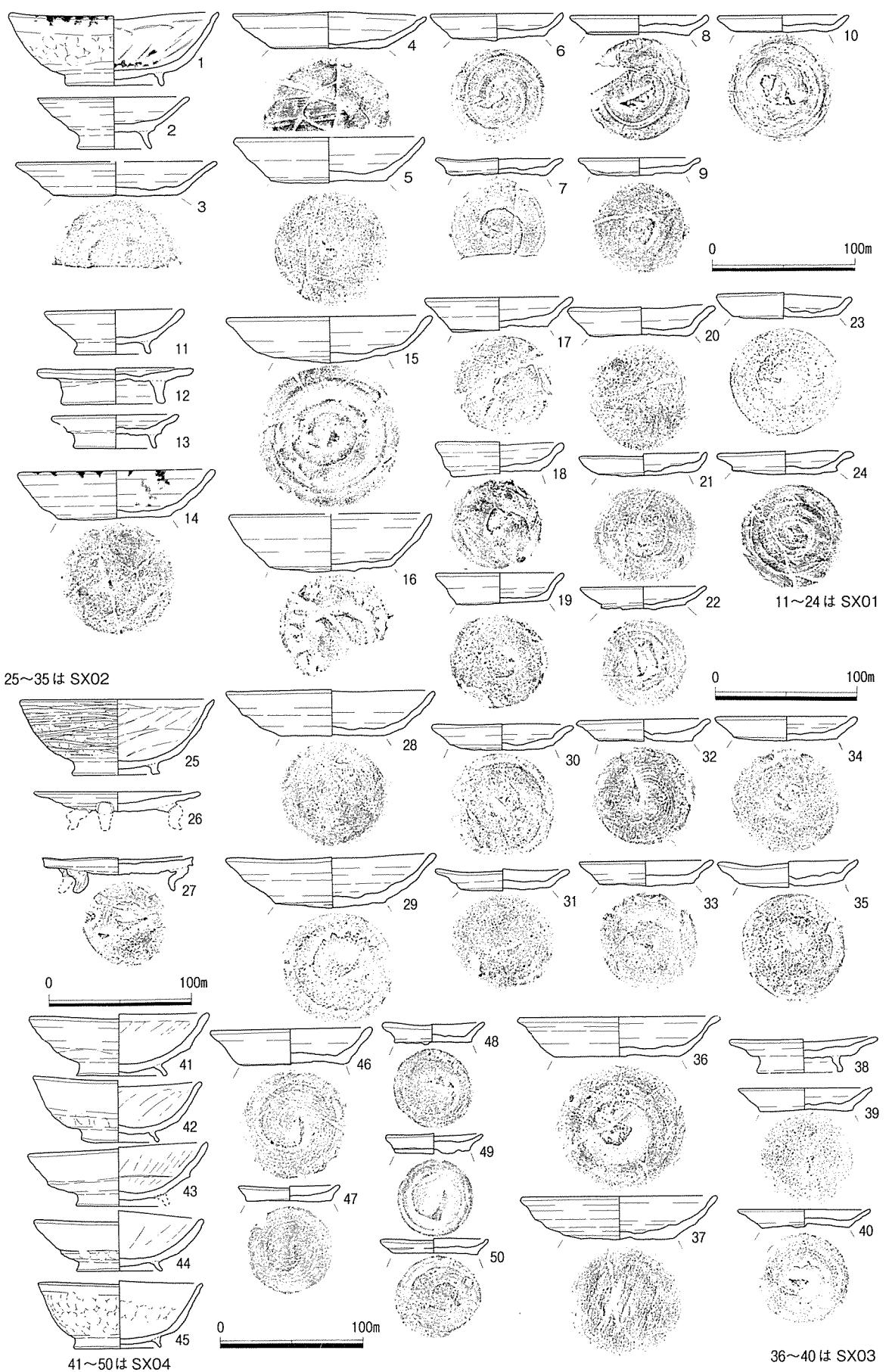
しかし、上記の確認調査の結果は、御所遺跡を平安末期の備中国府（国衙）と仮定すると矛盾なく理解できる点が多い。先ず総社市内に国府が存在した根拠の一つである総社宮と国府の関係でみると、文献上の総社（惣社）の初見は11世紀末（『時範記』康和元年1099）である。一宮の成立は12世紀初頭（康和五年1103「伯耆国倭文神社出土経筒銘」）と考えられており、いずれも奈良時代の国府と、総社（惣社）、一宮の建立に時期的な関連性は想定し難く、総社（惣社）、一宮は平安末期の院政期の国衙^(註7)に関する施設と考えられる。

また、「御服所」「細工所」「御廐所」「檢非違所」等の「所」は、受領国司の任国統治権限強化を目的とし、国衙の業務分担組織として十世紀後半以降に整備された組織とされており、やはり奈良時代の国府とは時期的に齟齬が生じる。

この十世紀後半の土地所有の実態は、国土の半分が知行国制による公領（国衙領）で、残りが荘園であったとされている。現市域では服部地区を含む高梁川以東がほぼ国衙領で、国衙に関する「所」を冠するする田名が、服部地区に集中する点も御所遺跡を平安末期の備中国府（国衙）に比定する根拠の一つであると考える。

一方、備中国府（国衙）の候補地について、従来からいくつか挙げられているが、最有力の候補地であった服部地区に古代前期の国府が存在しなかつたことが確実とすると、推定地は残りの候補地で絞り込むことになる。この場合、市街地中心部に鎮座する総社宮の北側一帯の小寺地区が「国府上」、「高畠（こうはた）」という田名から有力視されてきた。特に小寺遺跡では、市内では例の少ない内容^(註8)（9世紀の縄釉陶器皿B、ヘラ磨須恵器杯B）の郡衙、若しくはより上級の官衙特有の土器群の出土等からも有力な国府の推定地に挙げられる。

また、他国の国府の調査例からみると、国府が途中で移転したことが確認をされている例があるが、造営当初から終焉までが連綿として明らかになった調査例は少ない。



第162図 御所遺跡確認調査出土遺物 (S=1/4)

西日本では筑後国府^(註9)（久留米市）で4回の国庁の継続した移転が確認されており、平安時代後半になり10世紀前半と11世紀後半と短い間隔で3、4回目の移転をしている。

御所遺跡の方形居館が造営された11世紀中頃は、受領国司が在京する例が増え、国衙の実務が在庁官人主導の「留守所」に委ねられる時期であり、その点が御所遺跡の居館の新たな造営や筑後国府の移転の背景となった可能性が高い。

文献史学では、摂関期から十二世紀初めの院政期の「莊園公領制」の完成を以って「中世」とする論旨が多い。この場合、御所遺跡を国衙と仮定すると「古代」から「中世」への過渡期に新たに国衙を造営したこととなり、その背景として、先述した国務を担う在庁官人主導の「留守所」に代表される中世的政治体制への刷新を目的としたことが考えられよう。

また、御所遺跡の一町四方の方形居館の四隅（確認したのは北東・南東隅）に掘られた祭祀用の特殊な構造の井戸の役割は、その規模・構造からみてやはり国段階の律令的祭祀の特別な結界空間を示すと考えるのが最も妥当である。その点を考慮すると、新たに国衙居館を造営したもう一つの契機として、總社（惣社）と一宮・二宮の建立による祭祀権の集約と同様に、在庁官人の神祇官的権威の継承を踏まえた政治体制刷新の意図も想定されよう。

4. 備中国衙の在庁官人

12世紀の院政期には、伊勢平氏の平正盛・忠盛親子が備前守に任じられ、忠盛の子の平清盛も安芸守に任じられており、瀬戸内地域の経済・流通を掌握した平家の勢力が拡大することになる。

特に備前・備中は『平家物語』・『源平盛衰記』に登場する平家方の武士が多いが、彼らが単に知行国主が動員する国衙軍の「駆武者（かりむしゃ）」ではなく終始、平家の「家人（けにん）」として活動している点は注目される。

中でも備中国妹尾郷の有力領主である妹尾太郎兼康は、平清盛の側近として大和国檢非違使に任じられる等、「名に聞こえた武将」として『平家物語』にその最期が記されている。

妹尾太郎兼康は、大半が国衙領である備中南部の十二郷を潤す「十二箇郷用水」を開削した開発領主として多くの超人的な伝承が残されている。このような本来は国司が行う規模の郷を超えた広範囲の開発を主導した点からみて、妹尾太郎兼康は平家の「家人」として、その政治的権威を背景とした備中の在庁官人の盟主的な存在であったと推定される。

この備中国衙在庁官人の活動については、莊園領主との関係や軋轢を記した資料は散見されるが、「十二箇郷用水」の開削等の開発についての確実な年代を窺わせる資料はなく、この時期に開削された用水路は足守川以西の六郷に止まるとの研究もある。

また、10世紀以降からの摂関期は、「淨土教」思想の流布を背景として天台系山岳密教寺院が各地で隆盛する時期であり、備前国では金山寺、備中国では鬼城山の西の山中に新山寺が開山し、その經營には受領国司・国衙が深く関与したことが緒先学により論じられている。

御所遺跡の方形居館中からは焼亡以前の段階の梵鐘鋳造土壙も検出された。当時の最先端技術である梵鐘の鋳造は、施主の財力と宗教的権威を誇示する目的があったとされ、鋳造された梵鐘の奉納先としては、やはり国衙と深く関係した新山寺が有力視される。

5. 備中国衙の焼亡とその後

「治承・寿永の兵乱」に於いて木曾義仲が平家追討のため備前国に侵攻した当時（寿永二年（1183））、備前国の知行国司は源頼朝の義弟の源十郎行家である。このため備前国衙の兵は、平家追討の院宣を

奉じる木曾義仲に官軍として協力したと推定され、このためか備前国衙の目代は途中で反旗を翻した妹尾太郎兼康に討たれている。

しかし、備中国衙の動向は『平家物語』を始め文書に記されておらず不明であるが、妹尾太郎兼康が備前・備中の残存勢力を結集して備前国福隆寺暇に砦を築き、敗退した後に、備中国板倉川^{註10}に陣を張ると記されている。このことから推定すると、平家方は国司は解任されているが、備中国衙はまだ在庁官人の盟主であった兼康が掌握しており、平家方の家人である備前の難波氏等の残党も加勢して、ある程度の軍勢が形成されたようである。

(1) 「・・・備中國板倉川のはたに、かいだてかいて待懸たり、・・・妹尾太郎ただ三騎にうちなされ、・・・「みどろ山」のかたへ落行程に、・・・是等主従三人が頸をば備中國「鷺が森」にぞかけたりける。」『平家物語』妹尾最期章 寿永二年十月（1183）

この「板倉川」と「みどろ山」、「鷺が森」、備中国衙（御所遺跡）及び妹尾太郎兼康の供養塔の存した「吉野口遺跡^{註11}」の位置関係は第163図に示したとおりである。

位置関係でみると、板倉川は現在の足守川と考えられるので、「みどろ山」を御所遺跡の南の旧河道を挟んだ丘陵の「緑山」と仮定すると、足守川の方向から本拠地の国衙を目指すために「みどろ山」を目安として落ちのびたとの記述に方向的な矛盾はない。

また、「鷺が森」は特別な地名ではないので、それだけでは場所を特定することは難しいが、南北にのびる「緑山」北端に地元で「サギガモリ」と呼ばれる森があり、御所遺跡（国衙）の正面に相当する指呼の距離である。その点を考慮すると、「サギガモリ」は備中国衙の在庁官人の盟主であるとともに平清盛の近臣であり、院宣を奉じる官軍に背いた賊徒を晒首することにより平家方の備中の武士に対して武威を発揚するには最適の場所であろう。

以上の点から「サギガモリ」を『平家物語』に記された「鷺が森」に比定することについてもやはり大きな矛盾はないと考えられ、諸々の状況から今回の調査で確認された居館中央の激しい火災痕跡はこの時の合戦時の焼き討ちと推定される。

この「治承・寿永の兵乱」以降の備中国府（国衙）の動向についての記録では以下の二記事から窺い知ることができる。

(2) 「土肥次郎実平為二御使一、於二備中国一行二釐務一、仍在府散位藤原資親已下數輩還二補本職一、是為二平家一失レ度者也」『吾妻鏡』「第三 元暦元年（1184）三月二十五日条」

(3) 「・・・今月五日到着備中国府、七日逗留依其由也、備前備中国如形存先歎云々、・・・」
『明月記』「健保元年（1213）十二月二十四日条」

(2) は平家が長門に撤退した後に備中国に総追捕使（後の守護）として入った鎌倉幕府の有力御家人である土肥次郎実平が、平家時代に冷遇されて失職していた備中守在官人を復職させて国衙の政務を執らせたというものである。

今回の確認調査では(a) 激しく焼亡した礎石建物が直後に整地土で埋められ、掘建柱建物が再建されている(b) 整地層から掘り込んだ土器廃棄土壙からみて、再建された掘建柱建物では、焼亡以前と同様の土師器供膳具をまとめて廃棄する政治的饗宴の舞台となった、の二点が明らかになった。

この二点を確認調査の所見を上記の『吾妻鏡』の記事と照らし合わせると、国衙が直ちに再建され政務が執り行われた点と矛盾なく符号していることは注目される。

(3) は朝廷が宇佐八幡宮に使わした宇佐使が備中国府（国衙）に滞在したが、国府側の宇佐使に

対する饗宴が不十分であったことを記したものである。鎌倉時代になり、朝廷の権威が一層低下したことを見示す記事であるが、この時に宇佐使が滞在したのが焼失後に再建された国府（国衙）と推定される。

この一町四方の方形居館は12世紀末葉の焼失で様相が一変し、礎石建物は掘立柱建物になり四隅の井戸や内側の溝が埋められたことが明らかになり、饗宴で廃棄する土師器供膳具の減少と併せると居館の規模と機能が縮小したことは確実と考えられる。

また、土肥実平が守護を務めた期間は、守護所が国府と同じ総社平野に置かれたと推定されることから、備中国の実質的な政治的拠点がすでに形骸化した国府（国衙）にはない点も（3）の記事に影響していると推定される。

6. 備中国衙の終焉

徳治二年（1307）に高梁川中流域の支流である成羽川を開削したことを記した高梁市の『笠神の文字岩』（県指定史跡）によると、律宗僧侶を中心とした諸方の勧進で工事資金を調達したとされている。

このことは、備中の水運の大動脈である高梁川の開削・整備に国衙が関与しなくなったと理解され、国衙機能の衰退を象徴する事柄と考えられている。

この他にも、十三世紀末までは続いていた備中国衙領からの京都の八坂神社への寄進が途絶えたことも記録にあり、やはり国衙の衰退を示す現象とされている。

また、備中国は7世紀以来、新天皇即位に際しての大嘗会の主基国に度々選ばれているが、鎌倉時代でみても建久九年（1198）、貞応元年（1222）、仁治三年（1242）、文応元年（1260）、弘安十一年（1288）、正安三年（1301）、文保二年（1318）と非常に多い。

この大嘗会の主基国という役割は、律令体制に於いては新天皇の即位に際しての一大行事であり、主基国という大任は国衙の目代をはじめとする在庁官人には大きな負担になったと推測されるが、暦応元年（1338）の卜定を最後に記録にはなくなる。

のことから、形骸化しながらも守護所と並立して存続していた律令体制の遺制である国衙は、十四世紀前半の南北朝期には名実ともに消滅したと考えられる。

また、備中守護に任じられた土肥実平及び守護代が政務を執った守護所の位置については、国衙に近い場所に存在したと考えられるが、その記録もなく実態は不明である。

同様に、土肥実平の後任の守護についても不明であるが、おそらくとも鎌倉時代後半には専ら北条得宗家が備中守護に任命されたとみられる。その段階で中世備中松山城も築かれたとされており、守護所が律令制以来の政治的中心地の総社から備中松山の「たかはしの御所」に移転したと考えられる。

上記の守護所の移転については、「たかはし」が、備中の水運の大動脈になった高梁川及びその支流の整備に進行し、新しい中世的経済活動の拠点に成長したであろうことが最も大きな要因として挙げられよう。

この新しい中世的経済活動については、河口の玉島港を含めた汎西日本的な中世の水運の発達と、中世後期の政治・経済の大きな変化の趨勢を踏まえて理解する必要がある。

7. 岡山市吉野口遺跡出土の頭骨

「治承・寿永の兵乱」で戦死し、「サギガモリ」に晒首された妹尾太郎兼康の首のその後についての記録は無いが、吉備津神社から北西400mの岡山市立鯉山小学校の敷地（第163図）に接して妹尾太郎兼康の供養塔と伝えられる宝篋印塔が存在している。

地元の伝承によると、宝篋印塔は本来は妹尾太郎兼康の菩提を弔うために建立された道勝寺に存在したもののが、寺の衰退と学校建設により明治時代初頃に現在の場所に移動したと伝えられている。

この宝篋印塔が建立されていた道勝寺がかつて存在したと伝わる場所で、平成3年に小学校の給食調理棟建設に伴う発掘調査^(註12)（吉野口遺跡）が実施された。この発掘調査で、平安時代末期の柵に囲まれた広場と、かたまって4基の土壙（第164図）が検出された。

検出された土壙には、いずれも大量の土師器供膳具が埋められており、その内の最大規模のP-110の底面からは成人男性の頭骨（第165図）が出土した。

発掘調査を担当した岡山市教委の草原氏は、①4基の土壙は土師器供膳具と頭骨を埋納するために新たに柵で囲まれた広場に掘られた。②埋納された土師器はその器形組成が「吉備中山型」と呼称されるこの地域特有の組成の在地産の土器で、大規模な饗宴で使われ同時に廃棄・埋納されたとみられる。③土壙の位置には明治期まで妹尾兼康の供養塔と伝承される宝篋印塔が建っており、それを裏付けるように土壙は中近世の削平を受けていない。④出土した頭骨の被葬者は壮年～老年の男性で、鋭利な刃物で斬首され、その後にさらに頭骨が陥没するほど殴打^(註13)されており、頭骨の男性は戦死した後も激しい怨嗟の対象となる人物であったようである。しかも合戦の事後処理ではなく、一人のために盛大な埋納儀式と饗宴を開く必要がある高位の人物でもあったと推定している。

この頭骨と共に埋められた土師器椀・杯・皿（第167図）は、同時使用・廃棄の良好な一括資料であるが、実年代の指標となる法量でみると、御所遺跡の焼亡直後の土器（第162図1～12）に合致し、資料の実見した所見からも同時期の所産であることが明らかである。

つまり、備中国衙の焼亡と国衙在庁官人の盟主の戦死が時間的矛盾がなく結びつくことになり、供養塔の伝承と併せると、吉野口遺跡P-110出土の頭骨は、寿永二年（1183）に木曾義仲に討たれた妹尾太郎兼康の首である可能性が非常に高い。

8. 妹尾太郎兼康の首と吉備津神社の関係

では、この頭骨を妹尾太郎兼康の首とすると、なぜ当時は吉備津神社の境内（神仏習合思想に基づく社寺の境内）で鎮魂の儀式が執り行われ、異例の状態で埋納されたのであろうか。

この点を考えるには、まず当時の吉備津神社の政治的立場が重要な要素となる。「治承・寿永の兵乱」時の吉備津神社は、その存続基盤を考慮すると当然ながら備中国衙と深い政治的・経済的繋がりがあり、妹尾太郎兼康を盟主とする平家方の国衙在庁官人に味方したとみられる。このことは、平家打倒の密談が摘発された「鹿ヶ谷の変」（治承元年1177）で捕縛された大納言藤原成親が、吉備津神社御神体とも言うべき吉備中山の「有木別所」に幽閉後に殺害されており、吉備津神社が平家に対する重要謀反人を監視する役割を担っていた点にも表れている。

同様に吉備津神社の政治的立場を示した事件として、吉備津宮社家頭の王藤内（大藤内）隆盛が平家滅亡後の建久四年（1193）に平家に肩入れした囚人として鎌倉に留め置かれ、曾我兄弟の仇討ちに巻き込まれて死亡したことが『吾妻鏡』に記されている。

吉備津神社の祭神は「日本書紀」に登場する四道將軍の「吉備津彦命」とされており、賀陽郡の大領として政治・経済・軍事を掌握した国造系の賀陽氏の氏神として一族が禰宜を務めてきた。そして、吉備津神社は備中国一宮となる以前から、備中国の唯一の名神大社として国家的奉幣を受け、備中国内に止まらず全国的にも厚い尊崇を集めている。

では、吉野口遺跡出土の頭骨を妹尾太郎兼康の首と仮定すると、備中国の民の精神的聖地とも言う

べき吉備津神社の境内に埋納したのは誰であろうか。

先ず、合戦の勝者の木曾義仲であるとすると、吉備津神社境内で備中武士団の首領である妹尾太郎兼康の首実検を行うことは、平家方の武士が多かった備中の民に対する示威行動としては非常に効果的な演出であるとは言える。

特に、平安期以降には非業の死を遂げた人物が「怨霊」となって崇るという思想が通念的であり、数々の説話に「怨霊」が登場し、鎮魂のための祈祷や寺院の建立も行われている。

この点を考慮すると、敵方とは言え妹尾太郎兼康は「鬼」的な靈力を有すると備中の民が畏れる人物であり、「吉備津彦命」の靈験あらたかな地で鎮魂・供養のため懇ろな入念な埋納儀式を執り行い「怨霊」となって崇ることを鎮める意味があったとも想定できる。

もう一つの埋納主体としては、地元の備中の民の可能性も考慮すべきであろう。この点を考える上で指標となるのが頭骨と共に埋納された土師器供膳具（第167図）である。土壤から頭骨に供伴して出土した大量の土師器供膳具の大型の皿Bを含む器形組成は、岡山市教委の草原氏が提唱する「吉備中山型」であり、備前・備中両国の国境の中山周辺の狭い範囲からしか出土しない在地特有の土器群である。このように在地特有の規範に則った供膳具が大量に準備され、尚且つ特別な空間が設えられている点は間に合わせ的な儀式ではなかったと考えられる。

この点を当時の目まぐるしい政治的状況からみると、木曾義仲は十月一日の水島合戦^{註14)}では平家水軍に大敗したが、この後に改めて本隊で備中に侵攻し、十月十日前後に妹尾太郎兼康との板倉合戦に臨んで勝利し、御所遺跡の方形居館を焼き討ちにしたと推定される。

しかしながら、十月十七日には後白河院の要請で畿内に進出した源義経と鎌倉方の軍勢が上洛していることから、これに対応するために直に帰京したと推定される。この後、十一月十八日に後白河院の法住寺殿を襲撃している。このような切迫した時間的な問題を考慮すると、木曾義仲に入念な儀式が可能であったかは疑問である。

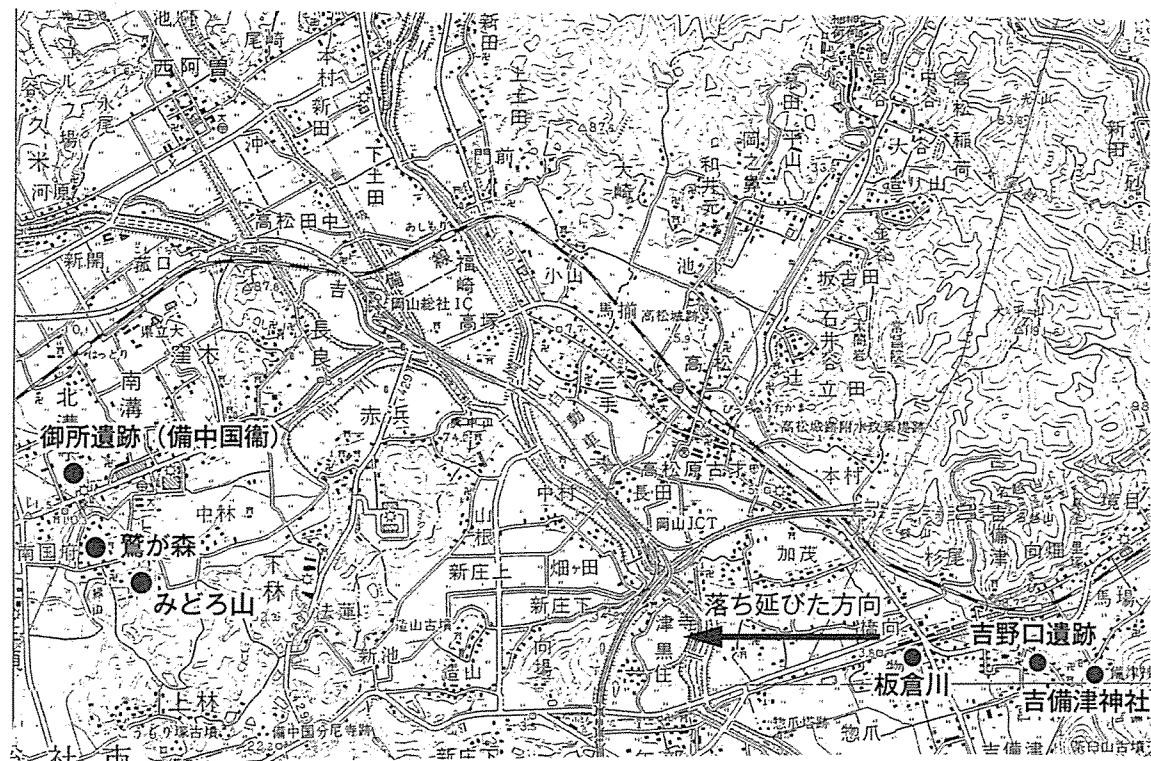
一方、勢力を盛り返した平家は東上し、十一月九日には備前国衙の軍勢を打ち破り^{註15)}、十一月二十八日には源行家を播磨の室津で退け、十二月には摂津国の一の谷に布陣している。このことから、備中国も取りあえず平家方に奪回され、平家の勢力範囲に収まったとみられ、妹尾太郎兼康の盛大な供養を憚る状況は無くなったと推定される。

以上の歴史的事実の推移からも、埋葬儀式は妹尾太郎兼康に畏敬の念を抱き崇拝する地元の備中の民が、鎮魂・供養のため行ったと理解するほうがより矛盾がないと考えたい。

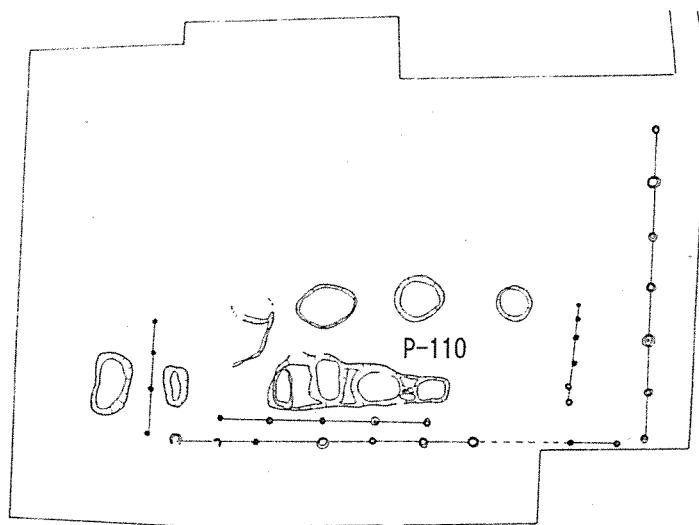
9. 「吉備津彦の温羅退治伝承」成立の背景～温羅の首はなぜ吉備津神社に埋められたか～

ここまでみてきた吉備津神社と、その境内に埋納された伝説的人物の首という史実から先ず想起されるのは、「桃太郎伝説」の原型と言われる「吉備津彦の温羅退治伝承」である。

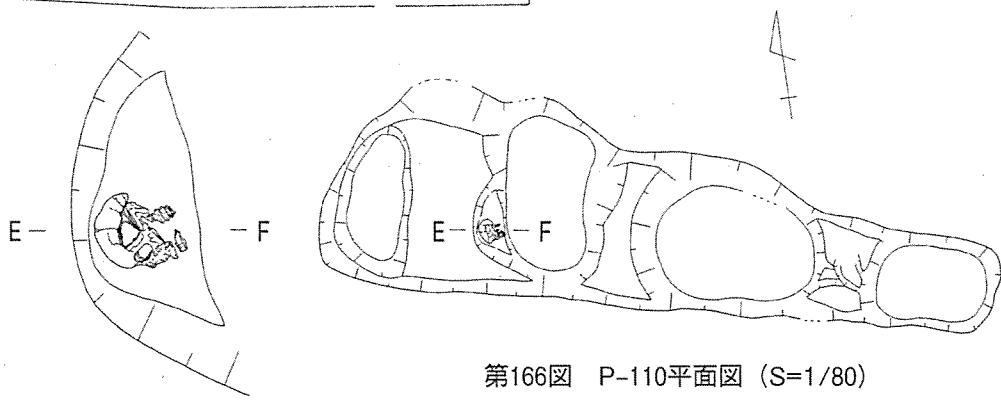
この「吉備津彦の温羅退治伝承」の成り立ち・変遷と史的背景について詳細に研究した古市秀治氏^{註16)}によると、吉備津彦の「鬼神」退治伝承の原型は遅くとも中世には成立し、神仏習合思想を背景とした仏教的説話に原型があるとした。そして、備中最大の天台山岳密教寺院である総社市の新山寺と吉備津神社の密接な関係から、社僧により説かれる説話に諸々の地元の伝承が加味され、吉備津彦を主題にした部分が次第に吉備津神社の縁起に取り込まれていていることを指摘した。しかし、吉備津神社の諸縁起は、江戸時代後半には次第に国学と廃仏・神仏分離機運の高まりから神道色を強め、四道將軍に始まる「記紀伝承」に回帰し、現在の「吉備津彦の温羅退治伝承」＝「桃太郎伝説」が成立し



第163図 位置図 (1/5,000)

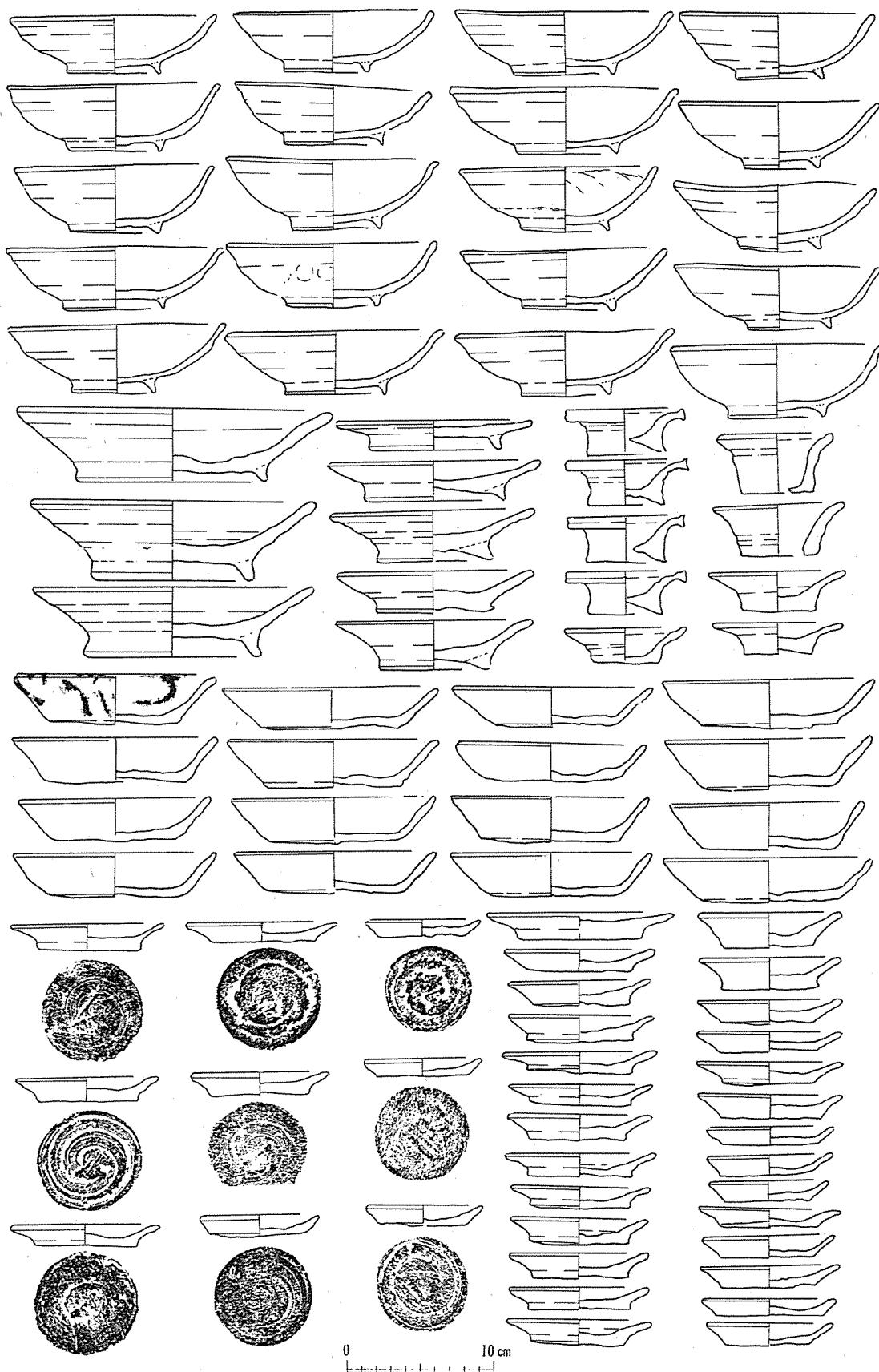


第164図 遺構配置図



第166図 P-110平面図 (S=1/80)

第165図
P-110頭骨出土状態 (S=1/20)



第167図 P110出土遺物 (S=1/4)

たと論じている。

この江戸時代後半に成立した吉備津神社縁起では、一様に「鬼神」は「温羅（うんら）^{註18}」という呼称の外来の暴虐の限りを尽くす「鬼」に変化し、その過程は異なるが結果的に吉備津彦に退治されて絶命し、その首は吉備津神社の「御釜殿」の下に埋められたとされる。

ここで注目されるのは、「温羅（うんら）」は「鬼」ではあるが、死後も神事を通じて吉備の吉凶を占い、民に恩恵を与える守護神的な解釈の縁起も存在する点である。

即ち、「温羅（うんら）」と呼ばれるようになる「鬼」は、本来は江戸時代後半の吉備津神社の諸縁起の邪悪な象徴ではなく、仏教説話に源を発し、長らく備中の民に畏敬の念を抱かせた中世的な神秘的・超人的な英雄という意味の「鬼」という価値観が随所に垣間見える。

このように考えると、非業の死を遂げた備中の超人的「鬼」＝妹尾太郎兼康を慕い偲ぶ心、民に語り継がれた薄皮を積み重ねたような記憶＝伝承が、備中の民の精神的支柱である吉備津神社の縁起が変化する課程で随所に取り入れられたとしても不思議ではなかろう。

そして、この備中の民に語り継がれた記憶が、具体的に遺構として確認されたのが前述の御所遺跡（備中國衙）の居館の高まりと、妹尾太郎兼康の首の埋納場所である。御所遺跡の居館跡は、廃絶した中世以降も利用されることなく削平されることもなく、「御所（ごしょ）^{註19}」という特別な場所として現在まで残った。また、首埋納地もやはり後世に削平されず温存され、共に不可触視された場所として後世まで人々の信仰の対象となった点が重要である。

妹尾太郎兼康は、歴史学的には中世の黎明期とされる院政期から平氏政権樹立という歴史の大きな節目に登場し、平氏政権の強力な政治力を背景とした開発領袖であった。

その最大の功績は、備中の民を現在も潤す「十二箇郷用水」の開削であり、総社市甚井堰そばの「兼康神社」の祭神として神格化され、現在に至るまで長く尊崇の念を集め奉賛されている。そして一方では、宗教的・思想的側面として「浄土教」思想と「神仏習合思想」の興隆を背景とした天台山岳密教寺院と、「惣社」・「一宮」（吉備津神社）の造営と維持にも深く関与したことが窺われる。

最後に、ここまで現在の日本中で広く親しまれている「桃太郎伝説」発祥の地の根拠であり、その原型の最有力候補といわれる「温羅伝説」・「吉備津彦の温羅退治伝承」成立の歴史的背景の一端について、発掘調査の成果を加味して検討してきた。

特に、平成30年度の「日本遺産^{註20}」に認定されたことを契機として、改めて今日的視点で「桃太郎伝説」を吉備の歴史として見直すことが本論の目的の一つでもあった。

その舞台となった吉備津神社の縁起に込められた諸々の物語、中でも「温羅伝説」・「吉備津彦の温羅退治伝承」を丹念に辿ると、縁起を成立させたのは、まさに語り継がれた備中の民の歴史の記憶であることが如実に浮かび上がった。そして、その中には備中の民の神仏への畏敬・尊崇の念と共に、色濃く織り込まれた切実なる安寧への願望と、この土地で継承された歴史を生きた人々の矜持をも見出すことができるのではないだろうか。

（武田恭彰）

註1 「総社市埋蔵文化財調査年報」15 2006 総社市教育委員会

註2 「助三畠遺跡」「邑久町史」考古編 邑久町史編纂委員会 2006 濑戸内市

註3 「当麻遺跡」「岡山県埋蔵文化財発掘調査報告」16 岡山県教育委員会 1981

註4 「米田遺跡」「岡山県埋蔵文化財発掘調査報告」101 岡山県教育委員会 1995

註5 「総社市埋蔵文化財調査年報」15 2006 総社市教育委員会

註6 「備中国府」「総社市埋蔵文化財発掘調査報告」7 1989 総社市教育委員会

註7 総社市の市名となった總社（惣社）については、平安時代後期に、受領国司が国内の諸神巡拝の手間を省くため、備中國内の324社を合祀した神社と説明されてきた。しかし、惣社（総社）が建立された十一世紀末の院政期「莊園公領制」の国府と總社（惣社）という視点でみると、すでに国司は任國に赴任しないのが通常であり、国衙の運営は旧郡司層をはじめとする在地有力者（在庁官人）が掌握している。この点から、受領国司の国内巡拝は時期的には矛盾しており、在庁官人による宗教的権威の集約と考えたい。

註8 確認できたヘラ磨き須恵器杯Bが出土した遺跡としては、美作国府、三須河原遺跡（窪屋郡衙）がある。いずれも胎土からみて備前産（若しくは西播磨産？）の上質な須恵器である。

註9 『久留米市史』第12巻 考古資料編 久留米市

註10 足守川の分流は現在の岡山市加茂地区の板倉周辺を流れていたとみられ、古代山陽道と交差する地点周辺が板倉川と呼称されていたと推定される。

註11 『吉野口遺跡－岡山市立鯉山小学校給食棟建築事業に伴う発掘調査報告－』1997 岡山市教育委員会

註12 註11と同じ

註13 川中健二「吉野口遺跡出土の鎌倉時代人骨」 註11 報告書中

註14 平家追討の院宣を奉じて西国に下向した木曾義仲は、平家の本拠地である讃岐国屋島の対岸である児島の水島津に寿永二年（1183）十月に先遣隊を進出させた。この先遣隊は海野氏・足利氏という信濃・下野の武将が大将を務めていることから、恐らく地元の備前国衙の官軍で水軍を編成したとみられるが、平家水軍に壊滅的打撃を受けて敗れた。この水島合戦の平家方の勝因の一つに、陰陽師を伴う平家は十月一日に「日蝕」が起きる事を知っており、「日蝕」を知らない官軍が動揺したためと『源平盛衰記』には記されている。この点については、近年の「日蝕」の研究ショミレーションから寿永二年（1183）十月一日に日蝕が起きたことは事実と考えられている。

註15 この戦闘は木曾義仲が平家と停戦交渉を行い帰京した後に、東上する平重衡の三百騎が備前国在庁檢非違使所別当藤原惟資の国衙軍一千騎を破ったものであるが、兵力差を考慮すれば、動員された国衙の「駆武者」と平家の「家人」との戦意の違いが如実に表れた戦いであろう。

註16 古市秀治「温羅伝承に関する若干の考察」『岡山市デジタルミュージアム紀要』2008 岡山市デジタルミュージアム

註17 吉備津神社の社僧であった天台宗本願寺と社家の社領を巡る争いで、寛文三年（1663）に寺社奉行の裁定で本願寺が追放されている。この他、享保十七年（1731）には真言宗寺院との争論で、社家側が社僧側を抜きにして一方的に境内の三重塔を破却している。このように、吉備津神社では18世紀には境内の仏教の施設は破却され、他地域に先駆けて神仏分離完了しており、この段階で妹尾兼康の供養塔が建てられていた道勝寺も破却されたとみられる。一方、古市氏は前掲書（註16）で、岡山藩領であった吉備津彦神社の縁起にも十七世紀に岡山藩の宗教政策の方針が強く影響されており、吉田神道と密接な関係の神道政策推進に於いて吉備津彦神社の権威を高めるため、「温羅」（後に温羅となる鬼神）を悪神として排除する縁起が短期間に相次いで作成されたと指摘している。

註18 「温羅」呼称の初現は、文化年間（1810）頃に成立した『備中大吉備津宮略記』、『備中一品吉備津彦明神縁起』と考えられている。（前掲書註16）

註19 院政期の「御所（ごしょ）」という呼称の政治的中枢の居館の代表例として、奥州藤原氏の初代清衡・三代秀衡の本拠地であった平泉「柳之御所」が有名である。

註20 平成30年5月に岡山市・倉敷市・総社市・赤磐市で共同申請した『桃太郎伝説』の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誇る鬼退治の物語～が平成30年度の文化庁が認定する「日本遺産」に選ばれた。

岡山県総社市 狩谷古墳群出土人骨

中川朋美¹

1 岡山大学大学院社会文化科学研究科

はじめに

狩谷古墳群は岡山県総社市山田に位置しており、既存の調査では弥生時代の集落遺跡及び古墳群が確認されている。詳しくは『総社市埋蔵文化財調査年報 27』で報告されているので、そちらを参照されたい（岡山県総社市教育委員会 2018）。狩谷古墳群での人骨の出土は今回の調査が初めての事例である。

古墳群・資料・方法

人骨は5号墳から1体、6号墳から2体の計3体が出土した（第6表）。いずれも箱式石棺から出土しており、5号墳出土人骨は鏡の年代から時期は5世紀前半にあたり、6号墳出土人骨は5世紀後半にあたると推測されている。

5号墳から出土した人骨は単独葬であった。土砂の流入を比較的免れた部分が残存しており、緻密骨がかろうじて残っている状態である。頭蓋骨が原位置を留めているかも定かではないが、頭部から二神二獣鏡と曲り刀子が各1点、腰部から鉄製品が1点出土している。また棺内と同様、頭蓋骨には赤色顔料が付着している。

6号墳から出土した2体は合葬であり、女性を埋葬した後に、男性は女性に脚を向けるかたちで埋葬されている。椎骨が関節状態で出土していることや、おおよそ原位置を留めていることから、女性の埋葬後あまり間を置かずに男性が埋葬されたと考えられる。女性の頭蓋骨には赤色顔料が付着している。一方、男性の頭蓋骨はなく、クリーニング時に歯片もみつけられなかったことから、埋葬時から頭蓋骨がなかった可能性が高い。

第6表 出土人骨リスト

人骨番号	年齢	性別	所属時期	共伴遺物	赤色顔料の有無
5号墳出土人骨	熟年～老年（50代）	女性？	5世紀前半	鏡・曲り刀子・鉄製品	○
6号墳出土 女性人骨	壮年（30代）	女性	5世紀後半	—	○
6号墳出土 男性人骨	成年（20代）	男性		—	—

所見

1. 5号墳出土人骨（熟年～老年、女性？）

石棺内には土砂が流入していたため遺存状態は非常に悪く、頭蓋骨右半分と遊離歯、大腿骨の一部のみ残存している（第168・169図）。そのため、年齢・性別は判断しがたいが、年齢は頭蓋骨の冠状縫合・矢状縫合内板及び頭蓋骨顎前面の縫合が閉鎖の程度から50歳以上と考えられ、頭蓋の形状から女性の可能性がある。

/	M ₂	M ₁	○	P ₁	C	/	/	/	I ₂	C	/	/	/	/	M ₃
/	M ₂	/	P ₂	P ₁	/	/	/	I ₁	I ₂	/	P ₁	P ₂	M ₁	/	M ₃

○：歯槽開放、/：なし（破損）、×：未萌出

2. 6号墳出土女性人骨（壮年、女性）

遺存状態は良く、頭蓋骨、鎖骨、椎骨のほか長幹骨・寛骨・仙骨・肋骨等の一部が残存している（第170・171図）。頭蓋骨は非常に残りがよく、計測値を第7表に示している。第三臼歯は上下左右とも先天的欠如と考えられ、恥骨結合面の形状は Suchey-Brooks 法の Phase3-4 に当たる（Brooks & Suchey 1990）。このことから、年齢は30代、大座骨切痕・恥骨下角・頭蓋骨の形状から、性別は女性と考えられる。そのほか第6胸椎から第10胸椎の椎体、環椎の関節面、鎖骨の形状に若干の変形がみられる。

X	M ₂	M ₁	P ₂	○	C	I ₂	I ₁	I ₁	I ₂	C	P ₁	P ₂	M ₁	○	X
X	M ₂	M ₁	P ₂	P ₁	C	I ₂	I ₁	I ₁	I ₂	C	P ₁	P ₂	M ₁	M ₂	X

○：歯槽開放、/：なし（破損）、×：未萌出

第7表 6号墳出土 女性人骨の頭蓋骨計測値

Martin No.	Max	Min	Mean	S.D.	Martin No.	Max	Min	Mean	S.D.
1	177	176	176.2	0.3	51	43	42	43.1	0.6
8	135	134	134.5	0.4	51	42	42	42.4	0.1
9	94	93	93.4	0.4	52	33	32	32.4	0.4
10	117	116	115.9	0.5	52	32	32	32.2	0.2
5	104	103	103.6	0.1	54	25	25	25.2	0.1
17	133	133	132.8	0.1	60	49	48	48.4	0.3
40	97	96	96.2	0.6	61	62	62	62.3	0.5
11	124	123	123.5	0.3	63	37	36	36.7	0.7
23	518	515	518.0	1.7	69	31	30	30.2	0.4
24	316	315	315.5	0.5	70	59	57	57.9	0.8
26	128	127	127.0	0.6	71	37	36	36.5	0.2
27	(128)	(126)	(127)	(0.8)	43(1)	98	97	97.0	0.5
29	112	111	111.2	0.3	43c	51	49	50.1	0.6
30	(112)	(110)	(111.8)	(1.1)	43c	48	47	47.3	0.6
48	65	65	64.9	0.2	46b	96	95	95.1	0.4
45	129	129	128.9	0.4	46c	51	51	51.4	0.0
46	98	97	97.7	0.3	46c	51	50	50.7	0.7
50	18	18	18.4	0.1	57	7	7	6.8	0.1

*()内は推定値

**計測値はmmで表示

3. 6号墳出土男性人骨（成年、男性）

全体的に遺存状態は良く、一部の椎骨・肋骨・鎖骨等のほか、仙骨・寛骨・下肢骨が残存している（第172図）。頭蓋骨は発掘時の検出段階から存在せず、またクリーニング時に精査したが頸骨・歯片もなかった。恥骨結合面の形状は Suchey-Brooks 法の Phase2 に当たる（Suchey-Brooks 1990）。このことから、年齢は20代におさまると考えられ、大座骨切痕・恥骨下角・寛骨弓の形状から性別は男性と判断できる。

まとめ

狩谷古墳群の6号墳出土人骨はその中でも非常に残りがよい事例といえるだろう。今回は事理の報告にとどまってしまったが、今後埋葬方法等も含め当該地域の事例と比較・検討を進めることが必要である。

謝辞

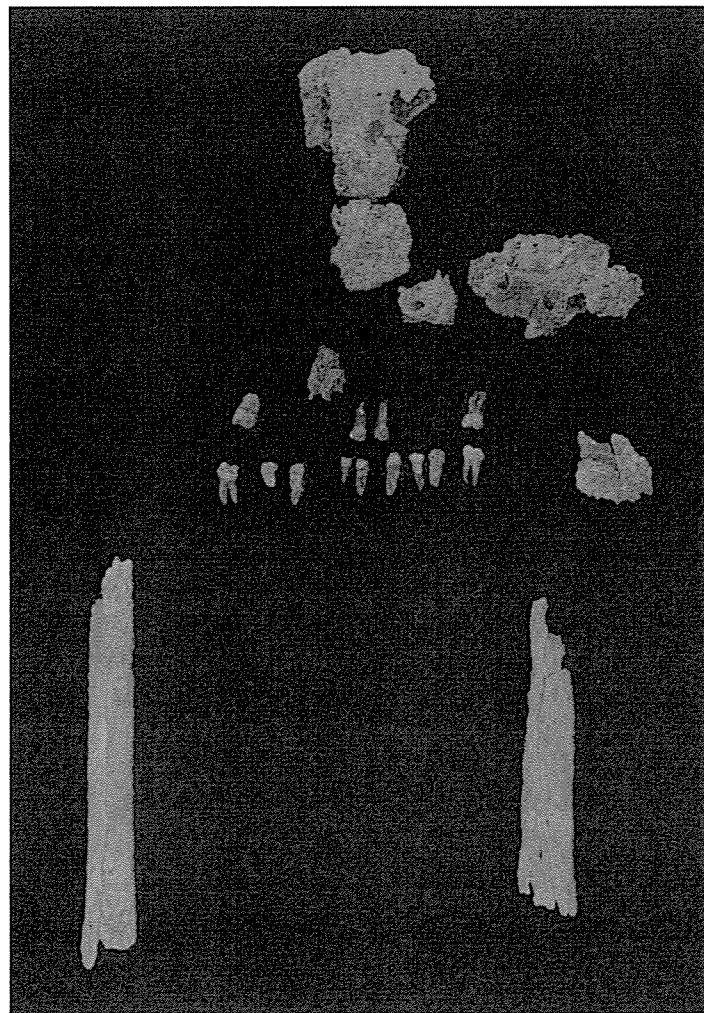
この度狩谷古墳群出土人骨の観察及び報告の機会を与えてくださった、岡山県総社市教育委員会の皆さま、また副指導教員の岡山大学清家章教授に心より感謝申し上げます。また執筆にあたり、形質人類学的側面からは岡山大学医歯薬学総合研究科の百田龍輔助教と安部考古動物学研究所の安部みき子先生にご助言をいただいた。記して感謝いたします。

参考文献

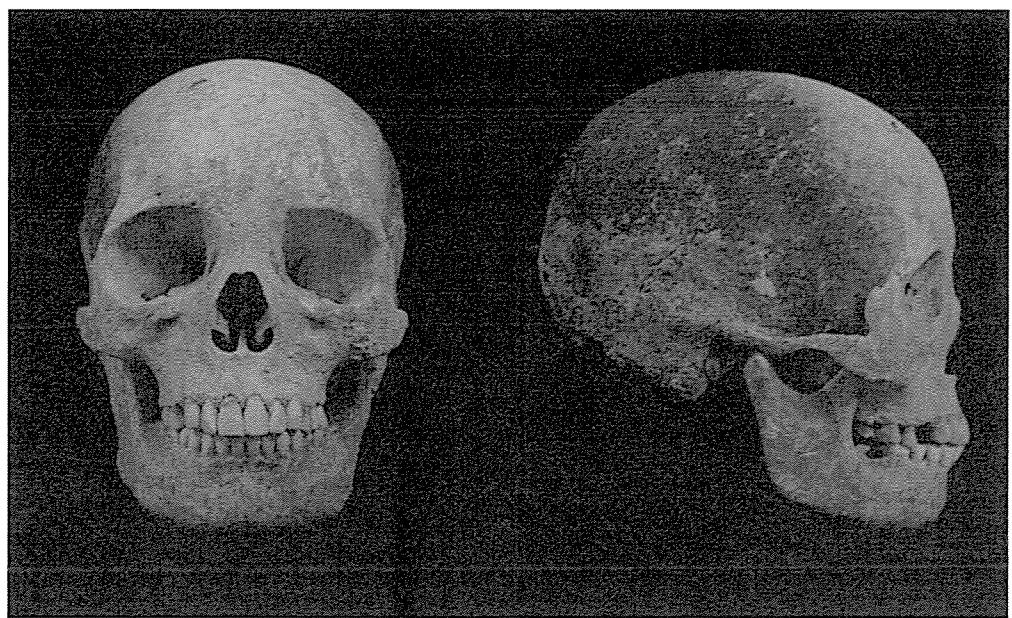
- 岡山県総社市教育委員会2018「土砂採取事業にともなう狩谷遺跡群の発掘調査2」『総社市埋蔵文化財調査年報』27:47-51
Sakaue, K. 2015 A Bayesian approach to age estimation from cranialsuture closure in Japanese people. Bulletin of the National Museum of Nature and Science. Series D, Anthropology, 41: 1-11, National Museum of Nature and Science.
Brooks S. and Suchey J.M. (1990) Skeletal age determination based on the os pubis: a comparison of the Acsadi-Nemeskeri and Suchey-Brooks methods. Human Evolution, 5: 227-238.



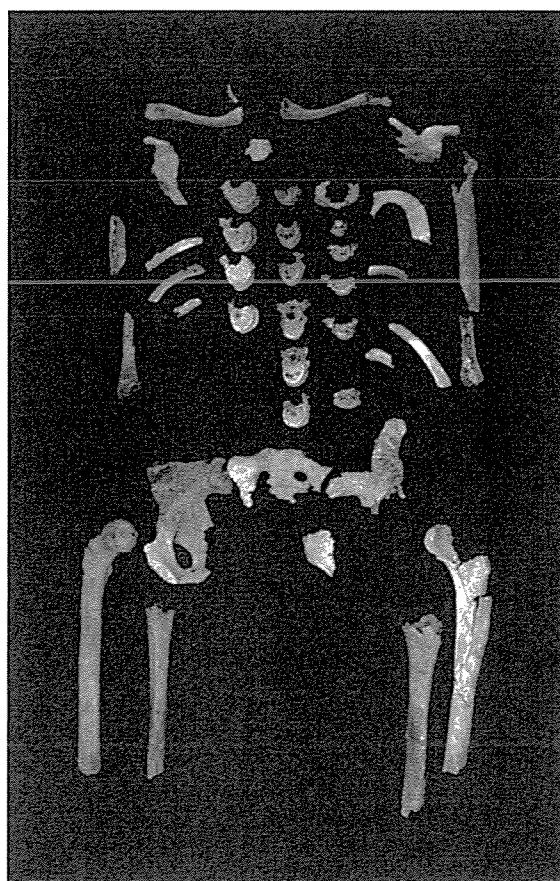
第168図 5号墳出土人骨頭蓋



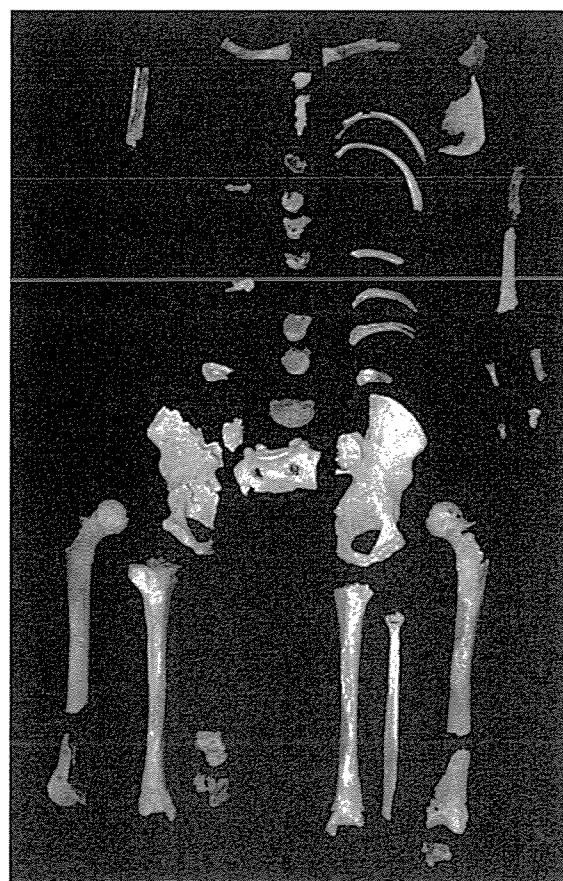
第169図 5号墳出土人骨
頭蓋骨片・歯・大腿骨



第170図 6号墳出土 女性人骨頭蓋



第171図 6号墳出土 女性人骨



第172図 6号墳出土 男性人骨

総社市埋蔵文化財調査年報 28

平成 31 (2019) 年 3 月 29 日印刷
平成 31 (2019) 年 3 月 29 日発行

編集発行 総社市教育委員会
総社市中央一丁目1番1号
印 刷 柳本印刷株式会社
総社市総社一丁目10番24号

